

令和 6 年 生坂村議会

第 1 回 定 例 会 議 錄

令和 6 年 3 月 7 日 開会

令和 6 年 3 月 19 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第5号

令和6年第1回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月29日

生坂村長

藤澤泰彦



記

1. 期日 令和6年3月7日

2. 場所 生坂村議会議場

令和 6 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

1 日目

○報告 1 件

- ・専決処分の承認を求めるについて
(令和 5 年度生坂村一般会計補正予算【第 8 号】)

○事件案 4 件

- ・村道路線の認定について
- ・生坂村社会就労センターの指定管理者の指定について
- ・生坂村日岐公園の指定管理者の指定について
- ・生坂村 活性化センター他 8 施設の指定管理者の指定について

○条例案 8 件

- ・生坂村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村営水道条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

○予算案 8 件

- ・令和 6 年度生坂村一般会計予算
- ・令和 6 年度生坂村営バス特別会計予算
- ・令和 6 年度生坂村福祉センター特別会計予算
- ・令和 6 年度生坂村国民健康保険特別会計予算
- ・令和 6 年度生坂村介護保険特別会計予算
- ・令和 6 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算
- ・令和 6 年度生坂村簡易水道事業会計予算
- ・令和 6 年度生坂村下水道事業会計予算

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情等の委員会付託
- ・散会

・開会	6 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	8 P
・報告の朗読説明	14 P

・質疑・討論、報告分の採決	14 P
・事件案の朗読説明	15 P
・条例案の朗読説明	15 P
・予算案の朗読説明	17 P
・総括質疑	21 P
・議案の委員会付託	23 P
・請願・陳情、委員会付託	24 P
・散会	24 P

令和6年第1回 生坂村議会定例会

令和6年3月7日 午前10時 開議

議 事 日 程 【1日目】

日 程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報 告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度生坂村一般会計補正予算【第8号】)	
4	議 案 第 1 号	村道路線の認定について	
5	議 案 第 2 号	生坂村社会就労センターの指定管理者の指定について	
6	議 案 第 3 号	生坂村日岐防災公園の指定管理者の指定について	
7	議 案 第 4 号	生坂村活性化センター他8施設の指定管理者の指定について	
8	議 案 第 5 号	生坂村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	総務建経委員会付託
9	議 案 第 6 号	生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案	
10	議 案 第 7 号	生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	
11	議 案 第 8 号	生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	
12	議 案 第 9 号	生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	社会文教委員会付託
13	議案第10号	生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案	

日 程	議案番号	事 件 名	備 考
14	議案第11号	生坂村営水道条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託
15	議案第12号	生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例案	
16	議案第13号	令和6年度生坂村一般会計予算	関係部分 委員会付託
17	議案第14号	令和6年度生坂村営バス特別会計予算	総務建経 委員会付託
18	議案第15号	令和6年度生坂村福祉センター特別会計予算	社会文教 委員会付託
19	議案第16号	令和6年度生坂村国民健康保険特別会計予算	
20	議案第17号	令和6年度生坂村介護保険特別会計予算	
21	議案第18号	令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算	
22	議案第19号	令和6年度生坂村簡易水道事業会計予算	総務建経 委員会付託
23	議案第20号	令和6年度生坂村下水道事業会計予算	
24		総括質疑	
25		議案の委員会付託	
26		請願陳情の提出	
27		請願陳情の委員会付託	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

◎村民憲章唱和

○議長(太田譲君) 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる 生坂村村民憲章 を制定しております

我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

○議長(太田譲君) では、8番 吉澤議員の後に、ご唱和をお願いします。

(吉澤議員の後 唱和)

○議長(太田譲君) 着席ください。

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(太田譲君) これより、令和6年第1回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。

3月定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては、個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎報告

○議長(太田譲君) はじめに、ご報告事項を申し上げます。

「議員派遣の件」について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣しましたのでご報告します。

次に、監査委員から、令和6年1月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 吉澤議員、1番 島議員を指名します。

◎日程2・会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2・会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの13日間と決定しました。

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は、

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」

議案第1号「村道路線の認定について」

議案第2号「生坂村社会就労センターの指定管理者の指定について」

議案第3号「生坂村日岐防災公園の指定管理者の指定について」

議案第4号「生坂村活性化センター他、8施設の指定管理者の指定について」

議案第5号「生坂村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第6号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

議案第7号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第8号「生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第9号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

議案第10号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」

議案第11号「生坂村営水道条例の一部を改正する条例案」

議案第12号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

議案第13号「令和6年度生坂村一般会計予算」

議案第14号「令和6年度生坂村営バス特別会計予算」

議案第15号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計予算」

議案第16号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計予算」

議案第17号「令和6年度生坂村介護保険特別会計予算」

議案第18号「令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」

議案第19号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計予算」

議案第20号「令和6年度生坂村下水道事業会計予算」

の、報告1件、事件案4件、条例案8件、予算案8件の計21件です。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。令和6年第1回議会3月定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

二十四節季の啓蟄が過ぎ、穏やかな陽気となり、春の訪れを感じる今日この頃でございます。議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただいていますことに、感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、3月定例会は、来年度の事業予算の審議が中心の議会でありまして、来年度に対する施政方針などについて、村民の皆さんにもお聞きいただき、引き続き村政運営にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

さて、国ではエネルギー価格等の物価高騰が懸念材料として残る中、「経済財政運営と改革の基本方針2023」により、新しい資本主義の実現に向けた人への投資やDX GXなどの加速、新たな産業構造への転換の他、「こども未来戦略方針」に基づく「こども・子育て政策」の抜本的強化、「防災・減災、国土強靱化」の推進などに取り組むこととしております。

こうした国の動向を注視しつつ、当村の令和6年度の当初予算は生坂村第6次総合計画を目指す将来像、「確かな暮らしを明日につなぎ、明るく健やかに生きる村」の目標達成のため、重点施策に位置づけました四つの事業であります 福祉の村づくり事業、子育て支援事業、産業振興事業および地域活性化対策等事業の充実を図る施策予算や脱炭素化の推進を通して村の課題解決を図るとともに、2050年に村が目指す姿の実現に向けた予算編成を行いました。よって、当初予算の一般会計と特別会計、企業会計を合わせました令和6年度の予算総額は41億6386万円で、令和5年度の予算と比べて11億9846万円、40.4%の増額となりました。

一般会計の予算は31億3700万円で、対前年度比で11億1700万円、55.3%の大幅な増額となり、予算規模としては過去最大となっております。脱炭素先行地域づくり事業や防災行政無線、同報系デジタル化改修工事等を予定し、普通建設事業費の増額が主な要因となっております。

一般会計の歳入の村税は、国の定額減税の実施による減額が見込まれることから、対前年度比1016万円減の1億4417万円、地方交付税は国の地方財政計画上の財政措置の継続等を見込み、対前年度比5000万円増の11億9000万円を見込みました。

一般会計における村債発行については、時限的かつ将来的に交付税措置の高い有利な起債を中心に財源活用を図り、各事業に取り組みます。

過疎対策事業債のハード事業では、脱炭素先行地域づくり事業や小中学校、児童館のエアコンの整備、中学校教室改修工事等の新規事業や経営中山間総合整備事業負担金、村道改良等の継続事業に財源充当し、11事業、計1億5280万円の借り入れを予定しております。

過疎対策事業債のソフト事業は、発行限度額の3590万円を計上し緊急防災減災事業債の増額を含め、一般会計の起債発行予定額は3億1600万円で、対前年度比2億450万円の増額となっております。

基金繰入金では事業会計減価償却分の補助や物価全般の高騰分等の財源補填分を合わせ、全体で2億3250万円、対前年度比8650万円の増額となっております。

また、ご支援いただいてます「ふるさとくさか応援基金」からは3千万円の繰り入れを行い、納税者の使途の意向を反映させていただき、村づくりの貴重な財源として引き続き有効活用してまいります。

歳出の「福祉の村づくり事業」では、来年度、帯状疱疹予防ワクチン接種、おたふくかぜワクチン接種の助成制度を新設し、新型コロナワクチン接種はインフルエンザと同様に1,000円で接種できるようにし、福祉有償運送サービスの休日のタクシー利用に対し、料金の半額を助成いたします。

介護保険制度では、介護予防の推進や地域包括ケアの充実を目指し、来年度から第9期介護保険計画がスタートし、保険料の基準額を400円引き下げ、月額6,300円に設定いたしました。今後も各種福祉サービスの提供などを通じて、村民の皆さんの健康維持サポートや安心して暮らし続けられるよう、一体的なサービスを提供してまいります。

地域支えあい推進会議では、村内の移動サービスの周知について協議し、生坂村版地域交通の取説を作成し今年度は公共交通をまとめたホームページや説明動画等を制作し、今後も住民相互の支え合いによる地域づくりの場として検討を重ねてまいります。在宅で生活している要介護と認定された高齢者を介護しています家族に、介護用品の購入にかかる費用の一部を助成します。家族介護用品支給事業は、今年度から要介護1、2と認定された方も助成対象に加え、助成額も増額し、対象となる介護用品も拡大いたしました。今後も、福祉の村づくり事業により、健康寿命の延伸を目的に、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを継続してまいります。

子育て支援事業では、当村における保・小・中一貫教育について生坂村一貫教育基本方針に基づき、具体的な教育内容について検討してまいりまして、今年4月から施設分離型の小・中一貫教育が始まります。来年度、保育園、児童館、小学校、中学校と義務教育終了までの間、保護者と職員の連絡等のデジタル化により、業務の省力化や負担軽減、保護者の利便性の向上を図るため、「CoDMON（コドモン）」を導入いたします。

保育園、小中学校の給食費無償化の継続とともに、保育園では、遊戯室に網戸の設置、プールフェンスの更新、交流室に洗面台の取り付け並びに給排水設備を整備し、園内の通信環境の整備、保育士の増員による保育体制の強化を進めてまいります。

児童館では、夏場の安全・安心な学童保育のためにエアコンを新設し、学校教育では、小学校に学級支援員の増員およびランチルームにエアコンを新設し、中学校の特別支援教室への改修工事並びに理科室にエアコンを新設し、多様化するニーズに伴い、将来を担う子供たちに、よりよい教育環境を整備してまいります。

来年度は、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定年度となり、こども家庭センターの設置運営を見据え、国が策定しました「こども大綱」を勘案し、「子供の貧困対策推進計画」「少子化対策」「子供・若者計画」の一部を内包した「生坂村こども計画」をあわせて策定し、こども真ん中社会の実現に向け、総合的な子ども施策を推進してまいります。

以上の子育て支援事業により子どもが健やかにたくましく成長できる環境づくりや、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

産業振興事業では、今年4月に道の駅 いくさかの郷 は、5周年を迎え、引き続き農産物直売所とかあさん家により村内で生産した安全・安心な農産物の販売や、地元産の食材を使った料理を提供するとともに、特産品の安定した原材料の確保のために農業公社の農業機械を整備して、今後も地産地消や6次産業化を推奨し、いくさかの郷 を拠点として、農産物等の出荷増により農業振興、観光振興等を進め、村民の皆さんのが所得向上を図ってまいります。

今年度から農山漁村振興交付金、最適土地利用総合対策を活用し、地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定を進めており、地域ぐるみの話し合いや意向調査の結果をいくさか農業未来づくりプロジェクト会議で検討を協議し、各区の特色を生かした生坂スタイルの営農パターンを構築してまいります。

高津屋森林公園では、今年度新たにオートキャンプサイトの3区画の増設とフリーキャンプサイトを改良し、キャンプ場設置の効果により利用客も増加しております。

景勝地山清路では山清路一帯を散策できる遊歩道の整備や案内看板を設置し、来年度は落石防止対策工事により駐車場を整備し、当村の貴重な観光資源として活用を進めてまいります。

村内の中小企業・小規模企業者の振興に関する施策について、基本方針等を定めた生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例により、今後も村、事業者、商工会、村民などが連携して、小規模企業者等の振興を図るとともに、融資制度の継続支援や商工感謝祭などの商工会事業を通じた、商工業者の活性化による村内経済の発展と、村の商工振興を推進してまいります。

また来年度も、消費意欲の喚起と地元消費の活性化、村内事業者と村民の生活を継続的に支援するため、今年度同様に50パーセントプレミアム率の、「いくさかマル得商品券スーパークリアム」の発行補助を予定しております。

今後も産業振興事業により、農業や商工業の振興、観光振興、6次産業化等による地域経済の活性化を進めてまいります。

地域活性化対策等事業では、今年度デジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプの事業として、申請簡単デジタル窓口簡素化事業に取り組み、このたび、来庁者が申請書に記入せずに、住民票など各種証明書の発行や住民異動届などの手続きができるようになり、職員の負担を軽減しつつ、住民サービスの向上、マイナンバーカードのメリットを享受できる取り組みが始まりました。

空き家バンク制度の立ち上げ以来、所有者のご協力により、60件を超える空き家登録を行い、村内へ定住を希望する方に紹介していくまして、今年度は新たに14件の登録があり、8件の契約の成立がありました。今後も村の空き家対策の方向性を示す生坂村空き家等対策計画に基づき、生坂村移住・定住および空き家対策事業補助金等により、空き家対策を総合的に実施するなど、若者等の移住定住対策事業に引き続き取り組んでまいります。

脱炭素先行地域づくり事業では、環境省の脱炭素先行地域事業交付金により、CO₂排出削減に繋がる各種事業を本格的に実施していく予算といたしました。新規事業では一般家庭を対象に、省エネ機器や木質バイオマスストーブの導入の補助制度を開始いたします。

また、村の公用車や村営バスをEV車に更新するとともに、役場や公民館にはEV充電器等を設置してまいります。

基盤インフラ整備では、自営線マイクログリッドの構築に向けた協議・設計を進め、蓄電池の設置準備を行ってまいります。

公共施設では、やまなみ荘 に木質チップボイラーや公共施設への木質バイオマスストーブの導入を行う他、各施設の省エネ機器導入に向けた調査設計を実施いたします。その他、古民家を対象にした断熱改修や省エネ対策を行う古民家脱炭素リノベーション事業や、普及啓発に繋がる効果促進事業も計画してまいります。

株式会社いくさかてらす が実施します村内の太陽光発電設備や蓄電池の整備についても、調査設計を進めていくとともに、公共施設、事業所、民家への設備の設置を行ってまいります。いくさか創造の森プロジェクトでは、ゼロカーボンを活用した地域づくりと村民への脱炭素型ライフスタイルの定着を目指して進めてまいります。

生坂村ゼロカーボンシティ宣言による2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、村民、事業所、行政が一体となって取り組み、村の脱炭素事業を推進してまいります。

防災・減災・災害に強い村づくりでは、自主防災組織との連携、防災士の養成、村民への防災情報等の伝達手段である既設のアナログ防災行政無線の設備を、電波法の改正や国の方針等によりデジタル化移行が必要なため、改修工事を実施し、安定した通信環境の維持を目指してまいります。

また、地域の防災力の要であります消防団員の団員出動報酬の拡充の処遇改善、分団運営交付金、消防団員応援商品券の交付による団員の確保と、昼間の火災や大規模災害に備え、特定の活動に従事する機能別消防団員制度を導入し、防災力の更なる強化を図ってまいります。

簡易水道の有収率の向上に向けては、簡易水道有収率対策プロジェクト会議において、有収率および漏水対策を一層強化し、推進するとともに、安定した事業経営を行うため、施設台帳の整備、経営戦略や基本計画により、会員水道拡張事業や給水計画の検討および施設の老朽化、耐震化対策を計画的に進めてまいります。

また、来年度から簡易水道事業と下水道事業は公営企業会計の適用により、経営状況の的確な把握による持続可能な経営基盤の強化を進めてまいります。

今後も地域活性化対策等事業により、人口維持対策と安全で安心な生活の確保と、地区と村の活性化に取り組んでまいります。

次に、今年度当初の基金繰入見込み額の残額は、現在の余剰分により全額基金を崩さずに済みそうとして、さらに今月の特別交付税を見込みますと、1億円ほどを基金に積み立てられる状況でございます。

そして今定例会の補正予算で計上させていただきます、起債の繰上償還を進めるとともに、今後先決をお願いします特別交付税の予算計上とあわせまして、来年度以降も、将来負担の軽減施策など有効的な財源活用を図っていき、引き続き財政健全化を維持しつつ、脱炭素先行地域づくり事業を実施するなど、将来に向けて必要な投資は進めてまいりたいと考えております。

来年度の村政懇談会は、脱炭素事業に関する村民説明会と合わせて開催させていただく予定でございます。庁内で協議をしてきました内容を議員各位に、今定例会中にお渡しして、そのご指摘事項等に対処しましての生坂村づくり計画や来年度の事業と予算、様々な課題の対応等について説明させていただき、村民の皆さんのご意見ご要望を把握したいと思っております。

今回提出させていただきました令和6年度予算案は、引き続き、限られた財源の中で、村民の皆さんのことを考え、ご意見、ご要望と、議会からのご提言も反映させ、当村の課題解決に向けて、選択と集中で事業費を計上させていただいたものでございます。

そして、新たな発想で未来を作り出し、「人と自然が輝く生坂」に愛着と誇りを持っていただき、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれてきた伝統文化を守り育てていこうという責任感を共有して、更なる村民の皆さんとの協働による村づくりによりまして、第6次総合計画の将来の姿

「確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村」に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告1件、事件案4件、条例案8件、予算案8件の計21件でございます。

報告第1号「専決処分の承認を求めるについて」

この報告は「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」で規定の額に802万2000円を追加し、総額を23億9009万4000円とする補正予算であります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る経費を補正するもので、歳入で国庫支出金は802万2000円増額し、歳出で民生費を802万2000円増額する補正予算の専決処分であります。

議案第1号「村道路線の認定について」

この議案は村道路線を認定するために、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第2号「生坂村社会就労センターの指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村社会就労センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号「生坂村日岐防災公園の指定管理者の指定について」

この議案は生坂村日岐防災公園の指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2 第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第4号「生坂村活性化センター他8施設の指定管理者の指定について」

この議案は生坂村活性化センター他8施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第5号「生坂村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第6号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

この議案は、村営バスの運行に関する変更をするための条例の一部改正であります。

議案第7号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第8号「生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第9号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第10号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」

この議案は、第9期介護保険計画の開始に伴う条例の一部改正であります。

議案第11号「生坂村営水道条例の一部を改正する条例案」

この議案は関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第12号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第13号「令和6年度生坂村一般会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を31億3700万円とする予算で、前年度と比較して11億1700万円の増額となっております。

主な歳入では村税で1億4417万6000円、地方交付税11億9000万円、使用料および手数料1億1009万4000円、国庫支出金8億4492万9000円、県支出金9395万4000円、繰入金2億3250万円、村債3億1600万円、寄付金6500万円などとなっております。

歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業のうち、新規事業で、社会就労センターの指定管理委託料、骨髓バンクドナー助成事業の他、社会福祉協議会の運営など、社会福祉事業2691万8000円、在宅での生活支援等サービス事業1136万8000円、新規に帯状疱疹予防ワクチン接種、おたふくかぜワクチン接種助成を加えた国民衛生事業で377万円。

子育て支援事業では、保育園の保育体制強化、保育園、小・中学校、児童館、保護者との連絡体制強化など、子ども・子育て支援事業で8182万3000円、小・中学校へのエアコン設置と中学校の特別支援教室設置に伴う改修、小学校の学級支援員の配置拡充など教育振興事業で2312万1000円。

産業振興事業では、有害鳥獣対策事業を拡充し、農業用ハウス等設置補助、収入保険加入支援事業や経営中山間総合整備事業負担金等の農業振興事業で2888万4000円、農業、商工業等、後継者支援事業いくさかマル得商品券補助を継続し、赤とんぼフェスティバル補助など、商工業等振興事業で3318万1000円。

地域活性化対策等事業では、脱炭素先行地域づくり事業で、調査設計委託費、機器設置施設整備工事請負費、省エネ機器等購入補助、太陽光発電施設整備に係る補助など、環境保護で7億9618万8000円、同報系防災行政無線のデジタル化、防災士の養成補助を新規に行う防災・減災事業で1億6232万6000円、CATV施設更新に係る設計業務、山清路公園駐車場整備、自転車用ヘルメット購入補助などを新規に行う安全・安心地域活性化で1億7987万2000円となっております。

議案第14号「令和6年度生坂村営バス特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を4800万円とする予算で、前年度と比較して30万円の増となっております。

主な歳入は使用料および手数料で200万円、国庫支出金151万円、繰入金で4334万円であります。主な歳出は、総務費で4618万4000円、運行費102万円となっております。

議案第15号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を1億1260万円とする予算で、前年度と比較して1660万円の増となっております。主な歳入は、使用料および手数料で1億608万円、繰入金583万3000円であります。主な歳出は、経営管理費で1億1255万9000円となっております。

議案第16号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を2億5130万円とする予算で、前年度と比較して180万円の増となっております。主な歳入は、国民健康保険税3313万8000円、県支出金2億332万5000円、繰入金1479万2000円であります。

主な歳出は、保険給付費2億9万円、国民健康保険事業費納付金で4668万2000円となっております。

議案第17号「令和6年度生坂村介護保険特別会計予算」

この予算案は歳入歳出予算の総額を2億8720万円とする予算で、前年度と比較して1210万円の減となっております。

主な歳入は介護保険料で5436万2000円、国庫支出金で7305万8000円、支払基金交付金で7372万円、県支出金4282万7000円、繰入金4201万9000円であります。

主な歳出は、保険給付費2億5767万9000円、地域支援事業で2611万3000円となっております。

議案第18号「令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」

この予算案は歳入歳出予算の総額を3420万円とする予算で前年度と比較して300万円の増となっております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料で2219万3000円、繰入金で1190万6000円であります。

主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金で3299万7000円となっております。

議案第19号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計予算」

令和5年度までの簡易水道特別会計を事業会計に変更した予算で、前年度と同様に比較すると、総額が1億5509万2000円で、前年度と比較して2739万2000円の増額となります。

収益的収入および支出は7419万3000円、資本的収入および支出は8089万9000円となっております。

議案第20号「令和6年度生坂村下水道事業会計予算」

令和5年度までの農業集落排水特別会計を事業会計に変更した予算で前年度と同様に比較すると総額が1億3846万8000円で、前年度と比較し、4446万8000円増額となります。

収益的収入および支出は7960万円、資本的収入および支出は5886万8000円となっております。

以上の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程3・報告第1号

○議長(太田譲君) 日程3・報告第1号 専決処分の承認を求めるについて

「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 報告第1号について、朗読説明が終わりましたので、質疑、討論に入ります。質疑、討論のある方の発言を許します。はじめに、質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 次に討論はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ質疑・討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。
報告第1号 専決処分の承認を求めるについて
「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。
よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程4・議案第1号

○議長(太田譲君) 日程4・議案第1号「村道路線の認定について」を議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。
○議長(太田譲君) 振興課長。
○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程5・議案第2号～日程11・議案第8号

○議長(太田譲君) お諮りします。
日程5・議案第2号「生坂村社会就労センターの指定管理者の指定について」
日程6・議案第3号「生坂村比企防災公園の指定管理者の指定について」
日程7・議案第4号「生坂村活性化センター他、8施設の指定管理者の指定について」
日程8・議案第5号「生坂村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」
日程9・議案第6号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」
日程10・議案第7号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」
日程11・議案第8号「生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」
の以上7件を一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認め、議案第2号から議案第8号の7件を一括して議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。
○議長（太田譲君） 総務課長。
○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。
ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開は11時15分とします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（太田譲君） 再開します。

◎日程12・議案第9号

○議長（太田譲君） 日程12・議案第9号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。
○議長（太田譲君） 教育次長。
○教育次長（坂爪浩之君）（教育次長 朗読説明）
○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程13・議案第10号

○議長（太田譲君） 日程13・議案第10号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。
○議長（太田譲君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（松沢昌志君）（健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。
今の新旧対照表はモアノートの方に載ってますので、ご確認お願いします。

◎日程14・議案第11号

○議長（太田譲君）　日程14・議案第11号「生坂村営水道条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君）　議長。

○議長（太田譲君）　振興課長。

○振興課長（中山茂也君）　（振興課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程15・議案第12号

○議長（太田譲君）　日程15・議案第12号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君）　議長。

○議長（太田譲君）　総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）　それでは、議案第12号につきまして朗読説明を申し上げます。

議案第12号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

本日提出、村長名であります。

生坂村条例 第5 「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

議案の朗読は省略をさせていただきまして、要旨をご説明いたします。

今回の改正は非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の改正によるもので、非常勤消防団員または非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合に補償する補償基準額について改正をするもので、消防団の階級、勤務年数ごと政令で定められた額と同額に改正をします。

附則といたしまして施行日は令和6年4月1日であります。よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（太田譲君）　以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程16・議案第13号

○議長（太田譲君）　日程16・議案第13号「令和6年度生坂村一般会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明 中断して休息）

○議長（太田譲君） ここでお昼休憩をとりたいと思います。再開は13時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き、議案第13号「令和6年度生坂村一般会計予算」の担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それでは休憩前に引き続きまして朗読説明を申し上げます。
(総務課長 朗読説明)

○議会事務局長（藤澤保君） 議長。

○議長（太田譲君） 議会事務局長。

○議会事務局長（藤澤保君） (議会事務局長 朗読説明)

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） (住民課長 朗読説明)

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） (健康福祉課長 朗読説明)

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） (振興課長 朗読説明)

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） (教育次長 朗読説明)

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開は14時10分とします。

休憩 午後 1 時57分

再開 午後 2 時09分

○議長(太田譲君) 再開します。

◎日程17・議案第14号

○議長(太田譲君) 日程17・議案第14号「令和6年度生坂村営バス特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程18・議案第15号

○議長(太田譲君) 日程18・議案第15号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君）（住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程19 議案第16号

○議長(太田譲君) 日程19・議案第16号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）（健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君）以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程20・議案第17号

○議長（太田譲君）日程20・議案第17号「令和6年度生坂村介護保険特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君）議長。

○議長（太田譲君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）（健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君）以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程21・議案第18号

○議長（太田譲君）日程21・議案第18号「令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（眞島弘光君）議長。

○議長（太田譲君）住民課長。

○住民課長（眞島弘光君）（住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君）以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程22・議案第19号

○議長（太田譲君）日程22・議案第19号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）振興課長。

○振興課長（中山茂也君）（振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君）以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長（太田譲君）換気のため、ここで休憩を挟みます。

開催会は15時50分とします。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時49分

○議長（太田譲君） 再開します。

◎日程23・議案第20号

○議長（太田譲君） 日程23・議案第20号「令和6年度生坂村下水道事業会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、本日、理事者より提出された議案の朗読説明全てを終わります。

◎日程24・総括質疑

○議長（太田譲君） 日程24・総括質疑に入ります。

議案第1号から議案第4号の事件案4件、議案第5号から議案第12号までの条例案8件、議案第13号から議案第20号までの予算案8件、計20件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 議案第13号「令和6年度生坂村一般会計予算書」の41ページの款の4衛生費、項4 地域脱炭素化事業費、目 地域づくり推進費の、節14 工事請負費なんですけれども、こちらの関係議案説明書の中で、工事請負費の中にEV充電器設置とか自営線マイクログリッド蓄電池整備とか、公共施設ボイラー導入ということで書いてあるんですけども、それぞれ導入するものっていうの、メーカーとか型番みたいなのがっていうのを教えていただけますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。今後ですね、入札をしていくとか、いろいろ手続きを踏んでいくわけですが、その時点でおいろいろな仕様書を作ったりしていきますので、そ

のときに型番ですとか、それぞれご家庭ですとか、いろんな設置する場所によっても違うかと思いますので、そういったものはこれから決めていくことになります。

○議長（太田譲） 答弁を終わりました。よろしいですか。

○1番（島幸恵君） 再質問よろしいでしょうか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。すいません。これから総務建経のあの常任委員会で質疑をしていくと思うんですけども、例えば公共施設、ボイラー導入というのが、8250万円ついてますっていうので、どういうものかわからないと、審議ができないと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。予算を立てる上での見積もり書等は徴取しています。それによって予算を立ててありますので、それ、そういったものであれば、説明をすることはできるかと思いますが、詳しいことについては、いずれにしましても委員会で説明をさせていただきたいと思います。

○議長（太田譲君） 答弁は終わりましたが。

○1番（島幸恵君） はい。議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ということは総務建経常任委員会である程度のことというか、そういうことは説明していただけるということでよろしいですか。確認です。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい。予算書の算出根拠になるものは示すといいますか、ご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（太田譲君） よろしいですか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員

○1番（島幸恵君） すいません。補助金で民間施設とか、民家のオンサイト太陽光蓄電池整備事業補助金でお金が出てるんですけども、2月までの村民説明会において、ここで3月の議会で認められたら、すぐ4月から工事を始めるという回答がされて、4月からというか早めになるべく工事をするという回答されてたと思うんですけども、ということは、何を買うかっていうのは大体その目星っていうか、どんな太陽光発電設備になるのかとか、どんな蓄電池を買うのかっていうある程度そのメーカーさんとかっていうのは決まってると思うんですけども、それは、そのただ説明っていうかそのメーカーとかは示してはいただけないんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。今のご質問は補助金 いくさてらす がやる事業についての補助金の内容かと思います。いくさてらす の方で最終的には決めて発注していくことになるかと思いますが、その補助金の算出に根拠に当たっての概要といいますか、そういうものは説明をしていきたいと考えております。

○議長（太田譲君） よろしいですか。その他質疑はございますか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） すいません。先ほどの一般会計予算書の50ページの、款7 土木費、項4 住宅費、目 住宅建設費、公有財産購入費で用地の取得費が出てるんですけども、こちらの市民タイムスで、上生坂に住宅を建設予定というふうに書いてあったんですけども、これは上生坂の用地を購入するものですか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問い合わせました住宅の用地買収の関係につきましては、また委員会で地図とともにお示しをして、ご説明をさせていただきますので、お願ひいたします。

○議長（太田譲君） その他ございませんか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、以上で総括質疑を終結します。

◎日程25・議案の委員会付託

○議長（太田譲君） 日程25・議案審査のため、常任委員会に議案を付託したいと思います。

議案第1号から議案第4号の事件案4件、議案第5号から議案第12号までの条例案8件、議案第13号から議案第20号までの予算案8件、計20件について、慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 「異議なし」と認めます。

よって、20議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

ここで事務局に、常任委員会付託案件表を配布していただきますので、しばらくお待ちください。

◎日程26・請願陳情の提出

○議長(太田譲君) 次に、日程26・陳情6 第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める陳情書について」議題にいたします。

◎日程27・請願陳情の委員会付託

○議長(太田譲君) お諮りします。

ただいま議題となっている 日程26の陳情1件の内容はお手元に配付のとおりです。

朗読説明を省略し、所管の委員会に付託して審査願うことにしておきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。

よって、日程26の陳情6 第1号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。先ほどお配りした常任委員会付託案件表に記入されてますのでご確認ください。

◎散会の宣告

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日8日金曜日の午前9時半から再開し、一般質問を行います。

○議長(太田譲君) 本日はこれで散会いたします。

起立。礼。

散会 午後 4時12分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年3月7日

18

議長

石田 滉

署名議員

鷹 章典

署名議員

吉澤 久雄

令和 6 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

2 日目（3月 8 日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 7 人
- ・散会

・一般質問	4 P
吉澤弘迪議員	4 P
島幸恵議員	12 P
字引文威議員	27 P
平田勝章議員	34 P
山本吉人議員	43 P
藤澤幸恵議員	49 P
望月典子議員	57 P
・散会	61 P

令和6年第1回 生坂村議会定例会

令和6年3月8日 午前9時30分 再開

議 事 日 程 【2日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 今 溝 康 平 君
----------------	---------------

開議 午前9時30分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより、令和6年第1回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人の判断とします。

○議長(太田譲君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、2番山本議員、3番藤澤議員を指名します。

◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に、8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番 吉澤弘迪です。

私は、令和6年度予算の簡易水道事業の公営企業会計の移行について、をテーマに一般質問を行います。

3月定例会には、令和6年度予算案が上程されますが、今定例会の当初予算の特徴は、

1、脱炭素関連事業

2、特別会計上下水道事業が公営企業化へ移行し、従来と異なった形で上程されます。

今回の公営企業会計の移行は、国の水道法改正によるもので、その目的は社会情勢の変化で、少子高齢化で人口減少が進み、水道事業の収入が減少し、さらに布設設備が老朽化による更新費用が増大し、経営困難になったことから、経営状況を的確に把握し、経営を健全化することにあります。

そこで私は、この公営企業会計について、令和6年1月25日開催の上下水道運営委員会で、報告された予算案に基づいて、振興課長、総務課長、村長にお伺いし、村民の生活の重要なライフラインとしての上下水道事業の新しい会計制度について、さらに理解を深め、当村の課題についてこの会計制度の目的である独立採算、経営確立を念頭に置いて提言をいたしたいと思います。

なお、公営企業会計をよく理解するために、議長の許可を得て、皆さん的手元に公営企業会計の仕組みについて資料を配付してありますので参考にしてください。特に公営企業会計については、3つの財布があります。

1つには1年間に水道を作るにいくらかかって、いくら売ったものかを知る財布 第3条予算。それから2番目は老朽化した施設の配水管を新しくするため等の水を作るための施設を建設更新するための財布 第4条予算。それから3番目の財布は、1番目の利益や減価償却などを貯金する財布、内部留保あります。

続いて、振興課長に一括して、減価償却について三つの質問をいたします。

一つ目は、水道事業の公営企業会計は、複式簿記の予算で、経営の基本は、独立採算の原則で必要な経費は利用者が支払う料金で賄い、賄うことの適さない経費は一般会計で負担することになっています。公営企業会計の収支は、収益的収支予算 第3予算と、資本的予算 第4条予算にわかれ、支出の中には、今までの官庁会計にない減価償却費がありますが、当村の水道事業で、減価償却に該当する物件はどんなものがあるでしょうか。また、令和6年度の減価償却費の金額はいくらになるでしょうか。これが一つ目の質問。

二番目はですね、当村の水道施設は古く、資産が古いと当然資産価値が減少し、簿価は低くなるがその資産の減少分はどのように処置をするのか、これが二つ目。

三つ目は、減価償却は内部保留金として、今後の施設整備に必要な資金と借り入れた元金の財源として使用されることになっているが、令和4年度の当村の公債費は1748万円で、この額を考えると、償却費の内部保留金では、将来施設整備に不足金が生じると思いますが、これについてはいかがお考えになるか、この三つを一括して質問いたしますので、お答え願います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） それでは8番 吉澤議員へのご質問にお答えをいたします。

まず最初に一つ目減価償却につきまして、該当する物件についてのご質問でございます。吉澤議員ご指摘のとおり、国の要請により、経営状況の的確な把握により将来にわたって持続可能な経営基盤強化を図ることとしまして、これまでの簡易水道特別会計および農業集落排水特別会計は、令和6年度より公営企業会計に適用した簡易水道事業会計および下水道事業会計に移行をいたします。それぞれ収益的予算の支出の中に減価償却費が計上されます。この減価償却費には、水道の給水に必要な配水池や排水管、機械装置など、有形固定資産の減価償却費分が該当しまして令和6年度につきましては3290万円を計上しているところでございます。

続いて二つ目です。経年によります資産価値の減少額の処理についてというお問い合わせございます。減価償却によりまして、資産価値が減少するため収益的収支予算では、減少額を減価償却費として計上しまして、その財源としては、水道の給水事業における水道料金などの事業収入や他会計補助金、長期前受金、雑収入などが挙げられます。当村では、水道規模などから経営状況から一般会計からの補助金を見込んでいるところでございます。

三つ目でございます。減価償却費の内部保留金による将来の施設整備についてでございます。減価償却費は、収益的収支予算の支出に計上されますが、実際には、支出を伴わないため、内部保留資金となって吉澤議員ご指摘のとおり、資本的収支予算で不足する歳入への不足額、不足分

に充てる施設建設整備費および、借り入れた企業債の元金の財源に充当できますが、令和6年度当初予算としましては、内部留保資金は充当せず、一般会計からの補助金を充当しております。理由としましては、公会計導入初年度でございまして、現金主義である官公庁会計から発生主義の公営企業会計になりますことから、日々の収入額を財源に、施設管理、事業運営、建設改良等の事業運営を行うため、健全な経営を進める上で、予算充当はせずに内部留保資金として会計内に保留をいたします。

吉澤議員の将来の施設整備に不足が生じるとのご指摘ですが、今後の水道施設整備を計画的に進める上で、内部留保資金と一般会計からの補助金は、事業運営上不可欠となりますので、持続可能な事業運営となるよう進めてまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今の三つの質問に対し、お答えに際して、特に減価償却費ですが、さらに三つ質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず一点は、減価償却費に該当する物件は、水道の給水に必要な配水池、配水管、機械装置など、有形固定資産で、当村の水道供給の自然的環境が山間地ということで、給水人口の割合に比べて給水施設が大きく、そのために減価償却費が1年で3290万と大きくなっています。

全体の資産の概要を理解するためには、固定資産明細書が必要ですが、決算時には公営企業法によって、固定資産明細書が示されるでしょうか。これが一つ目。

二つ目は、減価償却費は、今年は予算に充当せず、内部留保金として、会計内に保留すると言われていますが、その保留金は一般会計の財源と区別して、どのような形で保留されているのでしょうか。

三番目、減価償却費の保留金は、施設建設整備費、また借入金返済の財源に使用することになっていますが、その運用には施設設備の更新時、耐用年数終了時が財源運用時となることから、それには施設設備更新計画が基本となります。その計画書は存在するのでしょうか。この三つについて質問いたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) それでは、再質問にお答えをいたします。

まず初めに決算時に固定資産明細書は示されるのかというご質問でございます。簡易水道事業会計の決算の際には吉澤議員ご指摘の固定資産の明細書をはじめ、企業債明細書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書を作成し、議会に提出することが定められておりますのでお示しをしたいと考えております。

二つ目、内部留保資金の保留の方法についてのご質問でございます。令和6年度の一般会計からの補助金で充当します減価償却費に対しまして国庫補助金の長期前受金を除いた額が、実際は支払いを行いませんので、内部留保資金として預金口座に残るようになります。なお、キャッシュフロー計算書の資金期末残高が、現預金残として7年度以降に引き継がれるというものでございます。

三つ目でございます。施設設備更新時の計画書の有無についてでございます。ご指摘のとおり、減価償却費は、内部留保資金となって耐用年数経過後の施設や設備の更新費用として、運用されますが、現在の更新計画としては、令和2年度に作成をしました水道事業経営戦略や令和3年度策定の水道事業基本計画が現在ございますが、資産や減価償却費等を考慮した計画ではござ

いません。今後、資産やコストを含む全体の経営状況を含めた計画の策定が必要と考えておりますので今後検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) それでは、2番目の質問をいたします。委員会で公営企業会計の収益的予算、第3条予算は、水道料金マイナスの維持費で、令和6年度収益収入は、7250万と予想され、支出は7390万で、赤字となる。

また、資本的収支予算4条予算は、収入が8229万9000円で、支出が8089万9000円で、かろうじて利益が発生することとなっている。

本年度の確定予算では、両方とも赤字となり、一般会計からの繰入が決まっている。従来の会計制度と異なって、独立採算制で経営の確立が目的で、不足分は一般会計から繰入すればよいという発想は、進めなくてはならず、県下1高い水道料金と言われる水道料金のアップが許されない現状では、分水料金の値下げ、有収率の更なるアップ、人件費の削減、委託料の削減、建設改良費の削減など、更なる経営改善が必要と考えるが、お考えをお伺いしたい。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

水道事業の収益的予算と資本的予算についてのご質問でございます。はじめに1月25日に開催をいたしました上下水道運営委員会におきまして令和6年度の当初予算案としてお示しをしておりましたが、予算査定等によりまして、その後の精査もございまして、予算額が変更しております。収益的収支予算の歳入は7419万3000円、支出は同額の7419万3000円で差し引きはゼロとなります。資本的収支予算では、収入が8089万9000円、支出は同額の8089万9000円、差し引きゼロとしております。

吉澤議員ご指摘のとおり公営企業会計では、独立採算制が望ましいとされますが、山間地であるため、配水池やポンプ室などの施設数30キロを数え給水人口が1700人に及ばず、水源地もなく近隣市からの水道水供給に頼る当村では、水道水を供給するコストが多額となり、非常に難しい経営状況にあります。

吉澤議員ご指摘のとおりに、将来に向けて、持続可能な経営基盤を強化するために事業の経営改善は進めていかなければならないと考えております。分水による水道水供給では昨年3月に安曇野市と水道水供給業務として、第三者委託契約によりこれまでよりも安価な単価で契約をいたしました。

大町市とも協議を重ねまして、安曇野市同様に、従前より安価での契約の締結を今月下旬に予定をしているところでございます。また、有収率の改善対策につきましては、今後も引き続き取り組みを維持、継続してまいります。その他、県で進めます水道事業の広域連携による事務の共同化、技術面、人材面での協力や業務委託等の連携などの検討を進めながら、経費の節減や効率化を進め、健全経営に向けた取り組みを進めてまいります。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 続いて借入金について振興課長にお伺いします。

水道事業の公営企業会計の移行で、当村の経営課題の一つに借入金、公債費がある。収益的予算、3条予算で料金アップができない中で、施設の老朽化が進み、経費が増大し、収益的予算、3条予算では利益を出すことが難しい。

資本的収支予算、4条予算では、老朽化に対する費用の原資となる借入金、公債費が増大する。さらにその上に今までの借入金が上乗せとなる。従ってその返済は増大して、収支のバランスが失われ、その中で収入となる国庫補助金がその補填役となるため、今後、補助金をいかに使用するかが経営のポイントとなる。現在返済すべき公債費の残額は、どのぐらいか、毎年返済金がいくらあるのか、永続する国庫補助金はどんなものがあるかお伺いをいたします。

○振興課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）振興課長。

○振興課長（中山茂也君）それでは、吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

借入金についてということでございます。現在、返済すべき公債費の残額でございますが令和5年度末現在高で、2億6158万2000円でございます。令和6年度、償還額、返済額でございますが、1880万4000円です。令和6年度これより借り入れ予定をしております額については、4240万円を予算計上しているところでございます。建設改良費の財源とします国庫補助金は、これまで生活基盤施設耐震化等交付金を導入しております、今後も継続して活用してまいる予定でございます。以上答弁といたします。

○8番（吉澤弘迪君）議長。

○議長（太田譲君）吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君）特に先ほど申しました水道事業の収益的予算 3条予算と、資本的予算4条予算について、再質問をいたします。

第3条予算で、維持管理費プラス人件費で令和6年度予算の水道料金を割ると、0.792となり、当村の水道事業は水道料金だけでは、水道事業を維持できないことがわかる。また、4条予算、資本的収支、建設改良費は現金主義で実際に収支はゼロではなく、1740万6000円が赤字となっている。一般会計からの繰入で、その赤字が埋まっている。このような赤字の場合、公営企業会計制度では、不足額の補填については、文言形式で説明が必要で、その補填財源性と言われるこの制度は、具体的には、資本的収入が資本的支出に不足な額は1740万6000円で、一般会計保留金から補填するという説明が必要だと言われておりますが、この制度について、振興課長はいかがお考えになるかお伺いします。

○振興課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）振興課長。

○振興課長（中山茂也君）再質問にお答えをいたします。

予算の第4条資本的収入および支出において、一般会計補助金による補填の文言の記載についてというご質問でございます。吉澤議員ご指摘のとおり、4条の資本的収支の支出は建設改良事業費と企業債償還金が計上されます。通常であれば、収入に対して支出が大きくなるため、財源不足の赤字マイナスのままで計上をして、その赤字不足分を補填する文言を第4条に記載することとなります。

例えば、資本的収入額が基本的支出額に対し不足する何万何千万円を損益勘定留保資金で補填するというような例になるかと思います。

しかし、令和6年度におきましては、移行初年度ということでございまして、現預金の枯渇を防ぐため4条予算を赤字の計上にしません、一般会計補助金を計上し、予算立てを残額ゼロと

いうことでしてございます。そのため、その文言は記載をしておりません。令和7年度以降につきましては、通常どおりといいますか一般的に赤字計上、マイナス計上となりまして補填について文言を記載する予定であります。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 次に、総務課長にお伺いします。二つございますが一括質問をいたします。

まず最初に、公営企業管理者の任命についてですが、地方公営企業法の第7条に公営企業管理者は、地方公共団体の長が任命するとあります。経営責任は地方公共団体の長が政治責任、行政責任、会計責任があり、管理者は経営責任、会計責任があります。責任分野が異なり新たに管理者を選任することが必要と考えますが、いかがお考えになるかお伺いします。

二つ目に、公営企業の予算はどのような形で議会に上程されるか、続いてお伺いいたします。公営企業法の第30条には、議会の決算の上程には詳しく述べられておりますが、予算については記述が見つかりません。予算はどのような形で議会に上程されるかお聞きをいたします。二つについてお伺いします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 8番 吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

2点ありましたが初めに公営企業管理者の任命についてのお尋ねでございます。地方公営企業の管理者は議員がおっしゃられるとおり地方公営企業法第7条において、地方公営企業経営する地方公共団体は、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置くと規定をされております。

法第7条には但し書きの規定があり、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かないことができるとしています。本村では令和5年12月議会において生坂村公営企業の設置に関する条例を、お認めいただき、本条例の第5条で、管理者を置かない規定を採用しているところであります。

法第8条第2項で、「第7条但し書きの規定により管理者を置かない地方公共団体においては管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う」と規定されているため、本村では、管理者は村長とすることとしております。

また、会計責任についてですが法第34条の2のただし書きで「管理者の権限のうち、当該企業の出納その他の会計事務および決算に係るものについては条例で定めるところにより、その全部または一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる」とされており、条例の第6条で「公営企業の出納その他の会計事務は、会計管理者に行わせるものとする」としております。

次に、公営企業の予算は、どのような形で議会に上程されるのかというお尋ねであります。地方公営企業の予算は、地方公営企業法第24条に「地方公営企業の予算は地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入および支出の大綱を定めるものとする。」。

第2項で、「地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の原案に基づいて、毎事業年度、地方公営企業の予算を調整し、年度開始前に議会の議決を得なければならない」と規定がされております。

そして地方公営企業の予算を議会に提出する場合は、政令で定める予算に関する説明書を合わせて、提出することと、法第2条で規定がされておりますので、政令第17条と第17条の2の規定

に従い、調整したものを議会に提出し、ご審議をいただくこととしております。以上答弁とさせていただきます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 公営企業法の管理者の経営責任の資料を皆さんのもとに配付してありますのでご覧ください。最初の公営企業管理者の任命について、再質問をいたします。

令和5年12月の議会で議決した生坂村公営企業等の設置に関する条例で、管理者を行うこと、また管理者の権限は、当該地方団体長が行う規定がある、とは承知しておりますが、また、管理者の会計責任については、地方公共団体の会計管理者が行うということもわかっておりまます。ただ、水道法の改正で、従事されている健全な経営確保を実施するために、経営責任についてここに配付している資料の通り管理者のみが経営責任は成立するもので、この経営責任については、監査委員、また議会はこの経営責任に問題があったときに、一体誰に経営責任を問うことになるのかお伺いをいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 8番 吉澤議員の再質問にお答えをいたします。

公営企業の経営責任についてのお尋ねですが、地方公営企業の管理者は、議員が言われるとおり大きな権限を持ち、当該企業の日常の業務運営の責任者として業務を執行し、その業務の執行に関し、地方公共団体を代表するとされているところであります。

本村におきましては、村長を管理者とするということで、条例でうたいましたけども、本村の様に管理者を置かない地方公共団体においては、地方公営企業法におきまして、「管理者の権限は当該地方公共団体の長が行う」という規定がされていることからその経営責任を負うのは、村長であると理解をしております。以上でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長には全部の権限あるということで、政治責任、行政責任、会計責任、経営責任とみんなしょっていただいて、また問題があったときには、いろんな提案をしたり、改正をお願いすることになると思いますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に村長に、公営企業会計における水道事業の利益について質問をいたします。今までの議論のまとめとして、最後に村長にお考えをお伺いします。

官庁経営の予算のように、歳入と歳出がイコールで利益を重視する予算と異なって公営企業会計の基本は独立採算制にあり、水道法改正平成30年にあるように、料金は能率的な経営の下における、適当な原価に照らし、健全な経営が確保できる公正妥当なものであるとあります。

これは老朽化する水道施設の修繕更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供していくような水道事業を経営する状況を指しています。従って収益的収支予算、3条予算は、料金マイナス維持管理費で、収益的予算 3条予算の利益は、資本収支予算 4条予算の建設改良費および企業債返還の財源に当てるために、必ず利益が発生する経営をおこなうことが必要です。

今までは水道事業は、当年利益が不要なことから、利用者から料金を下げたらとの主張がなされておりましたが、これは大きな問題違いで、水道事業経営の本質の説明不足、理解不足と言えます。従って当村は、県下1高い水道料金と言われる厳しい経営環境下において、常に利益を確保するという経営スタンスを維持することが必要と考えます。

そのためには、収益的予算 3条予算の維持管理費の削減を図ることが必要で、その対策としては、一つは簡易水道有収率プロジェクト会議で、従来の有収率アップの対策の他に、1・分水料金の更なる低減交渉、2・人件費の削減、3・委託費事業費の削減など維持管理費を総合的に検討すること。

次に現在実施している水道料金の減免対策を廃止して一般会計に振り向けると、次に、水道事業の公営企業会計移行に伴い、利益を計上しなくてはならない経営方針を新年度の村政懇談会で村民にPRする。以上を、提案したいと思いますが、村長はどのように考えるかお考えをお伺いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。

公営企業会計における水道事業の利益についてというご質問でございますが、吉澤議員ご指摘のとおり、地方公営企業は、その経営に要する経費は経営に伴う収入料金を持って充てる独立採算制が原則とされております。しかしながら、当村の簡易水道事業は、ご承知のとおり、給水人口が1,700人にも満たない小規模事業体でありながら、集落が山間地に点在する地形により、配水池が19基、給水ポンプ室が11ヶ所と、送水に必要な設備も多く、水も近隣市より購入しなければならないため、各家庭までの給水には非常にコストがかかっておりますので、各ご家庭の水道料金の高額を避けるため、一般会計から繰り入れを行い、軽減をしているのが現状となっております。

吉澤議員ご指摘のとおり健全経営に向けた経費の見直しによる削減は不可欠でありますので、将来にわたって持続可能な経営基盤の強化を図り、継続的なサービスを提供するために、経営の改善を進めていくことが重要でございます。

そこで、吉澤議員ご提案ですが、有収率向上対策を継続して進める他、分水料金の更なる低減交渉につきましては、振興課長の先ほどの答弁にありましたが、安曇野市とは昨年3月に分水協定から第三者委託に移行し、協議により単価も従前より安価とすることができます。契約期間は5年ですので、契約更新の際には再度協議を行い、交渉して参りたいと思います。

大町市とは今月下旬に同様の第三者委託契約の締結を予定しており、こちらも協議によりまして、これまでの単価より安価となる予定でございます。

また人件費、委託料や事業費などの維持管理費の削減については、見直しによる経費の削減や、効率化を図るとともに、県の水道事業広域連携による事務の共同化、技術面、人材面での協力や業務委託等の連携などを注視しながら総合的に進めたいと考えております。

現在実施しています水道料金の減免対策を廃止し、一般会計に振り向けるとのご提案についてでございますが、現在実施しております水道料金の減免措置は、各地域の集会所、公民館などで実施をしております。

それぞれの施設の維持管理費を軽減するために支援をしているところですが、吉澤議員ご指摘のとおり、減免措置から、従前より実施しています健やかに産み育む子育て支援金事業と同様に一般会計から支援金として交付することで、経営に要する経費は経営に伴う収入、料金をもって充てるとする公営企業会計の考えにもよりますので、今後検討してみたいと考えております。

村政懇談会での経営方針のPRとのご提案につきましても、今後検討していかなければと思っております。

公営企業会計の移行により、今後提供する住民サービスを将来にわたって継続していくため、本事業会計の経営状況を踏まえて的確な経営改善や経営判断を行い、機動的で柔軟な経営を行えるよう進めてまいりたいと考えますのでお力添えをお願いしまして、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長に、再質問いたします。

当村の簡易水道事業について公営企業会計移行に伴い、持続可能で堅実な経営が求められていることから、当村の厳しい経営環境の中で、何を実施しなくてはならないかその課題について、村長にお答えを願いました。

簡易水道事業については、この経営問題と同時に、今年1月に発生した能登地震の災害に見られるように、水道の長期断水は、住民生活に及ぼす影響が甚大ありました。他の議員からもこの災害について言及されると思いますので簡単に触れたいと思いますが、地震の際の水道の断水を防止するために水道の耐震化が大きな課題となりました。

当村は、分水を安曇野市、大町市から受けていることからその送水管は長く、地震の際には断水は当村内だけでなく、安曇野市、大町市に発生する可能性があります。当村への送水が、そのために停止をいたします。

のことから水道の地震による災害、断水について、その対策については、安曇野市、大町市とともに、広域で議論することが必要で、水道の耐震化については、莫大な費用が必要と考え、この原資についても合同で、県、国に要請が必要と考えますので、村長はこの水道の耐震化については、いかがお考えになるかお伺いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 水道の耐震化についてというご質問でございますが、村では基幹改良など、送水管の布設替え工事を行う際には、15年ほど前から伸縮性に優れ、耐震性、耐久性が高い高密度ポリエチレン管を採用しているところでございます。

水道水の供給を受けています安曇野市荻原配水池から睦橋までは、強靭で耐震性に優れるダクタイル鋳鉄管が布設されており、大町市からのルートでは藤尾水源から配水池まで一部は耐水管への更新がされていると聞いています。

災害発生の際には深刻な状況が想定されますので、施設の耐震化の推進による防災対策を初め関係機関や団体間での事前の応急対策なども必要であると考えますので、今後しっかり検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 以上で私の公営企業会計の移行についての質問は終わりますが、いずれにせよ、水道事業については先ほど申し上げましたように、社会情勢の中で、人口減少、高齢化が進んでまいりますので、サービス事業としての費用が増大いたします。

のことについては、地方自治体だけではなく、議会の議員としても、その対策についてよく村民に説明し、理解を求めることが必要ではないかと思います。

今後この問題について、関心を持ってそれぞれ企業、地方団体、議会とも一緒になって、説明責任を果たしていく必要と考えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上で終わります。

○議長(太田譲君) 次に1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。通告に基づき、一般質問を行います。

はじめに私は、生坂村にずっと住み続けたいと思い、古民家を買って、もうすぐ4年になります。今回もいつものように、脱炭素先行地域づくり事業について伺います。私は、生坂村が大好きなので、村がもっと良くなるように、この事業がもっと良くなったらいい、そんな気持ちで質問させていただきます。

1月後半から第2回の脱炭素事業に関わる村民説明会が全10区で行われました。説明会を通して、村政アンケートで、「脱炭素の取り組みが、必要かどうかわからない。」と答えた23パーセントの方にも、村の脱炭素事業の取り組みがご理解いただけたとお考えでしょうか。村長お願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは1番 島議員の質問にお答えをいたします。

アンケートで「わからない。」とお答えをした23パーセントの方に、ご理解がいただけたかと考えるか、というご質問でございますが、第2回脱炭素事業に関する村民説明会は1月29日、古坂区から始まりまして、2月29日、小立野区まで10区に出向き約170名の方にご出席をいただきました。

説明内容は、令和6年度に脱炭素事業で村が予定しております省エネ機器の導入補助事業、木質バイオマスストーブの導入補助事業、古民家脱酸素リノベーション補助事業、村営住宅のゼッヂ（ZEH）の建設、公用車村営バスEV化、EV充電器の設置、自営線マイクログリッド、小水力発電、効果促進事業について。また株式会社いくさかでらす が計画を予定しています事業で、敷地内の太陽光パネルについて、野立ての太陽光パネルについて、株式会社いくさかでらすから電気料金や計画等に関する内容を示す時期について、説明をさせていただきました。

この説明会を行う中で、私なりに感じたことは、どれくらいの方からご理解をいただけたかはまだわかりませんが、第1回の説明会より第2回目の説明会の方が建設的なご意見が多くなりましたし、心配するご意見は少なくなってきたように感じているところでございます。

そして、事業内容の情報発信としまして、毎月のゼロカーボンニュース「いくさか便り 龍と子（たっこ）」など様々な情報媒体を活用しまして情報提供を行っているところでございます。

また、1月のいくさか未来スクールによる車座集会などを企画しまして、ご理解いただける機会も設けておりましたし、昨年10月からは相談窓口として、ゼロカーボンサポート事務局も設置しておりアンケートの調査時点に対しまして現時点を比べますと、徐々に理解度が高まっていると感じているところでございます。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 第2回の村民説明会では、自分が住んでいる地区の説明会にしか参加できないことになっていました。私が住んでいる地区で、説明会当日お仕事があったり、体調を崩したりして、出席できない方がいらっしゃいました。

議員は発言しなければ、他地区に行っても良いと、1月24日の全員協議会で許可をいただいたので、10地区の説明会に参加させていただきました。全体的に若い方、女性の参加が少なかったと私は感じました。出席した村民の方から「区ごとに説明を区切った割には、区に対する何か変わった説明もなく、進捗状況も説明できず、参加した意味が全く感じられなかった。」という感想も聞かれました。

せっかく村長、副村長をはじめ、エネルギー・コンサルタントである株式会社エコロミーの小峯社長など、いくさかでらすの取締役の方々もいらしていたので、なるべく多くの村民の方に出席していただき、ご意見を伺うようにするべきだったのではないか。区の縛りは適切だったとお考えでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番 島議員の質問にお答えをいたします。前に宇留賀区の村民説明会でもご説明しましたが、第1回目のときに、他の区に来て、いろいろとお話をされた方がいて、自分の区のことを言えなかつた区民の方からそういうご意見があつて、今回は区ごとに区切らせていただいたというお答えをしたつもりでございます。それで適切に、今回は村民説明会ができたと考えております。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 私も宇留賀区の説明会で申し上げましたけれども、大きなやっぱり税金を使う事業ですし、質問があるならどこまでも聞くという姿勢を、私は見せていただきたかったです。

1月25日のいくさか未来スクールで、子育て世代の方から「小さな子供がいると、説明会や車座集会などに出てこられない。」「参加しやすい時間帯を設定してもらえた、また託児があるとありがたい。」というご意見がありました。村長は対応が可能だと、その場で回答されました。第2回の村民説明会では、なるべく多様な世代の方が出席できるような工夫は何かされたのでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 区長に聞いて、開催時間は決めさせていただきました。今後託児所であったり、若い人たちが参加できるような時間帯も検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 託児なんかがあると、本当に子育て世代の方がきやすくなると思うので、ぜひお願ひします。

相談窓口のゼロカーボン事務局に質問しても、なかなか返事が返ってこないという声が私の周りでありました。私自身も昨年の10月に質問をしてまだ回答をいただいておりません。情報開示の姿勢や、村民の皆さんの不安や質問に答える体制は万全と言えるでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) これも前に村民説明会でお答えをしましたが、環境省との調整の事項も多くございます。それからゼロカーボンの窓口だけでお答えできない事案もいくつもあります、こちらもそういう質問が来ますと、環境省との調整をしなければいけませんし、いろんなこ

とを調べなければいけません。その調べるにも時間がかかりますし、初めての事業でいろいろな事業を行っております。これからも行ってまいります。

そういう点で環境省としても、省内で調整をすることもありますし、その答えもすぐに返ってこないこともあります。

いろいろな面で時間がかかりますが、また6月ごろ目処にいろいろと説明会もさせていただきたいと考えておりますので、徐々に村民の皆さんに適切な情報を流していきたいと、こちらは考えておりますので、そこら辺はご理解をいただきたいと思います。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 情報ということで、9月の定例会の一般質問でゼロカーボン推進プロジェクト会議の会議録について、村長は要旨をまとめて公開するというふうに答弁されたんですけども、まだ公開されていないと思うんですけども、そちらのこと、あとは村外の人が縛りなく情報開示請求をできるように条例を改正することもぜひ前向きに検討をお願いしたいんですけども、そのご意見をお願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 何か会議録がまだできてないようで申し訳ないんですが、私も副村長も協力して私のブログの方で、ある程度要旨は説明をさせていただいています。

それで情報を開示するように努力はしておりますが、なかなか会議録、職員も忙しがってますんで、ご容赦願いたいと思います。条例については、まだ検討しておりませんので、今後どのようにしていくか、話し合いながら協議をして決めていきたいと思います。以上答弁といたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 情報開示の村外の方へのご質問がありましたけども、以前にもお答えしたような記憶があるんですが、村外の方に情報開示しないという事はございません。村外の方でも情報開示はできるだけていきましょうというそういう内容になっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) そちらの方は理解しております。はい。次の質間に移ります。

12月議会一般質問で、村の実態に合った いくさてらす の収支計画が早ければ年内、遅くとも1月、2月に行われる村民説明会で示されると副村長が答弁されました。示されなかったのはなぜでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) 1番 島議員の質問で、第2回の脱炭素事業村民説明会で、収支計画書が示されなかった理由についてお答えをいたします。

収支計画については1月から2月の説明会に説明ができればと、私も思っておりましたが、株式会社いくさかてらすでは、現在会社での資金調達のための金融機関との協議が最終段階となっており、説明会までには間に合いませんでした。

村民の皆様には、正確な内容をお伝えしたいと考えておりますので、金融機関の融資の決定根拠となる会社の収支計画は、今後、会社の運営にも繋がるために、金融機関と確実な内容の協議を行い、融資が決まりましたら示していくように考えております。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 期日までにやっぱり間に合わせようと思ってもいろいろなことがあって、間に合わないということはあると思います。だからこそ、いろいろなことを想定しておかないとならないと考えます。会社の経営もそうではないでしょうか。議場という公の場で答弁されたことが行われない、ということは、会社の信用問題にはならないでしょうか。期日の見通しが甘かったとは言えませんでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) お答えいたします。12月の定例会で、島議員の質問に対して「金融機関との借り入れの打ち合わせをしており、それが整い次第、収支計画書の方で出てまいりますので早くも年内にできれば、これは収支計画書です。1月から2月にかけての説明会の中で、ある程度村民の皆様にお示しをしていきたいということで進めております」と答弁をしておりました。ですのでこのように、示す、と私の方は答弁をしておりません。収支計画書が間に合い次第、説明会に示すということでございますので、今島議員が言ったようなことは断片的に私の答弁を捉えておると思いますので、議会に対して、私ども言ったことが違う、というふうに私は解釈しておりません。

そして、金融機関との借入については最終的な協議を行っております、収支計画書ができずにいましたので、示すことができなかつたということでございます。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 私は示されるというふうに捉えていたので、そうしましたら私の勘違いということになるのですかね。それでは次の質問にいきます。

では、6年度当初予算で脱炭素事業関連予算案が8億円弱出されています。令和5年度に1億円以上をかけて調査設計をした結果も、第3セクターのいくさかてらすの収支計画も示されていません。巨額の税金を使うまでの費用対効果、会社が長期的に見て、これから背負う借金を問題なく返済していくのかという収支計画をしっかり示し、村民の皆さんへの説明責任を果たしてから、事業を行うべきではないでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの村民の皆さんへ説明責任を果たしてから事業を行うべきではないか、ということに対してのお答えをいたします。

脱炭素先行地域づくり事業の採択時に環境省およびその部門の有識者に、申請時の提案書により、収支計画は示して、収支計画の内容も審査した上で、この事業は採択をされております。

現在、金融機関との協議をして、収支計画を策定していますが、この収支計画は、提案書の収支計画をもとに、会社との契約戸数や電気料金、金融機関からの融資の利率などに基づいて作成をしていくために、この収支計画は、実現性のある収支計画になると考えております。村民の皆様にお示しをする内容は、実現性のある確実なものを示したいと考えております。

このようなことから、脱炭素先行地域づくり事業は採択され、事業実施期間から6年と定められており、採択時に環境省およびその部門の有識者の審査を受けて採択されておりますので、収支計画を示してから事業を進めるのではなく、事業を行いながら現実を把握し、対応して、株式会社いくさてらす の運営が健全に行われるよう進めていきたいと考えております。答弁は以上です。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) この事業は、私はまず始めてしまって、それから現状を把握して対応していくという種類のものではないと考えます。説明会でも、会社の利益の上げ方に関して、「今考えている最中というのではなくて、甘いと思う。」というご意見がありました。

6月の一般質問で申し上げましたが、第3セクターの地域エネルギー会社にいくつかお電話をしてお話を伺ったときに、どこも経営がとても厳しいとのお話をしました。私達議員は、収支計画や長期の経営見通しも見ずに、およそ8億円の脱炭素関連予算を審議しないとなりません。私は、これはかなり問題だと考えています。

次の質間に移ります。いくさてらす が、融資を受ける金融機関は決まったのでしょうか。

また、村長が9月定例会一般質問で答弁されたように、事業そのもののキャッシュフロー、事業性に依拠した形式、つまりプロジェクトファイナンスで資金調達ができるのでしょうか。

「赤字経営になるリスクは少ないので、損失補填をしない条例を制定する考えはない。」とも答弁されています。村から いくさてらす に補填をすることは絶対にないでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番 島議員の質問にお答えをいたします。

株式会社いくさてらすへの補填についてのご質問でございますが、融資を受ける金融機関につきましては先ほど副村長が答弁したとおり最終的な詰めを行っている状況でございます。

また、プロジェクトファイナンスでの資金調達につきましては、現在どのような方法があるか検討しているところでございます。よって引き続き株式会社いくさてらす に関しましての損失補填については考えていないところでありますので、よろしくお願ひいたします。以上で答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 現在その金融機関と最終的な詰めを行っている状況ということなんですかけれども、それはプロジェクトファイナンスでの資金調達、ではないのですか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) プロジェクトファイナンスでの資金調達ではございません。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。
○議長(太田譲君) 島議員。
○1番(島幸恵君) そうしましたら、村が債務保証をするということはないのでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。
○議長(太田譲君) 村長。
○村長(藤澤泰彦君) ございません。答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。
○議長(太田譲君) 島議員。
○1番(島幸恵君) 損失補填についてなんですか?も損失補填について考えていないというのではなくって、しないのでしたら、はっきり、損失補填は絶対にしないとおっしゃっていただければいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。
○議長(太田譲君) 村長。
○村長(藤澤泰彦君) 島議員ですから、絶対ということを聞いてくると思いましたが、絶対とは広辞苑で調べますと、他に並ぶものはないこと、他との比較、対立を絶していること、一切他から制限拘束をされないこと、それからもう一つとして、決して断じて、どんなことがあっても必ず、ということらしいです。つまり明日我々はどうなるかわかりません。絶対という言葉はなかなか答弁できません。だけど、今のところ損失補填は考えていません。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。
○議長(太田譲君) 島議員。
○1番(島幸恵君) 以前、安曇野市三郷のトマト栽培施設、問題の再発防止の提言の中で、プロジェクトファイナンスで借りられないのであればその事業は諦めた方がいいというふうに書いてあったんですけども、その辺についてはお考えどうですか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。
○議長(太田譲君) 村長。
○村長(藤澤泰彦君) 旧三郷村のトマト工場のことも私は存じておりますが、そちらの方はそのような損失補填のことを考えたようでございます。裁判にもなっているようなことも聞いておりますが、当村といたしましては、そのようなことがないように、村からの損失補填は考えておりません。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。
○議長(太田譲君) 島議員。
○1番(島幸恵君) ちょっとはっきり大丈夫かなっていう気持ちもありますけれども、損失補填はしない、考えていない、ということですよね。という答弁をいただいたので、はい、じゃあ次に移ります。

村の施設で、現在黒字の施設はどちらでしょうか。お願ひします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。
○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) それでは島議員のご質問にお答えをいたします。

私の方からは、振興課所管部分であります道の駅いくさかの郷についての状況をお答えいたします。

道の駅いくさかの郷では、令和4年度決算額で、収入合計額が8438万円、歳出合計額が8096万円で差し引き額が342万円のプラスとなりました。ただし、駅長、副駅長の人事費は大好き隊経費として総務費から支出されておりますので、その額を加味しますと334万円のマイナスとなります。

今年度の状況では12月末までの集計で、歳入合計額が9053万8000円、歳出合計が8289万8000円で、差し引き額が764万円のプラスとなります。駅長、副駅長の人事費を含めましても184万4000円のプラスと現在なっている状況でございます。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) いくさかの郷は、地域おこし協力隊として働いてくださっている駅長と副駅長が本当によくやってくださっていると思っています。働いている方皆さんのお給料が上がるくらい利益があるといいなと思うのですが、数字を伺うと、道の駅でもなかなか難しいのかなというふうに思っています。

議員になって、いろいろな施設の運営委員会などに出席させていただいて、いろいろなところが赤字で大変だなというふうに感じています。村として、今ある施設をどうしていくのか、運営の仕方などで見直すところはないかなど、みんなで考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

その中で私は いくさてらすだけに、バラ色の未来が見えないです。会社の経営、設備の維持管理費など相当大変なのではないかというふうに思っています。次の質問に移ります。

生坂村と同じく、環境省の第3回脱炭素先行地域に採択された奈良県生駒市は、生駒市民パワーという第3セクターの地域エネルギー会社に51パーセントを出資しています。

令和3年度の純利益が687万円だったそうですが、生駒市職員が、生駒市民パワーの仕事をしていたそうで、住民サービスの低下、またきちんと人件費を払ったら赤字になると市議会議員が問題視しています。職務専念義務違反であるとして、住民訴訟になっているそうです。令和4年度決算で、生駒市民パワーは、2300万円以上の赤字だったそうです。脱炭素先行地域づくり事業では、雇用を増やすことも大きな目的となっています。日岐の説明会で、エコロミの小峯社長が、いくさてらすで必要なフルタイム職員は、村の半分の世帯が契約したとして、4人と回答されました。

生駒市民パワーでは正規職員2人、パートの方が1人、全部で3人だそうです。

村職員が、いくさてらすの業務をしないと、会社の経営が成り立たないということにはならないでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問で、株式会社いくさてらすの業務を村の職員が行うことについてお答えをいたします。

日岐区の説明会で、エコロミの社長が答えた社員の人員は、申請時の人員であり、株式会社いくさてらすでは、5月に電気主任技術者の資格を有した社員を1名採用して、諸処の業務を行っていく予定であります。脱炭素先行地域づくり事業の実施期間中は、事業に関係する一般職

以外の人事費については、補助対象となっており、事業期間中に会社の体制を整えるよう考えております。

また、株式会社いくさてらす の人事費は会社の直接の運営に関わってきますので、事業規模が確定し、その事業規模に合った適正な人員を採用するように考えております。また、生坂村特定地域づくり事業協同組合から職員を派遣していただき、人事費を削減することも考えております。

従って、村の一般職の職員が、株主株式会社いくさてらす の社員、会社の業務を行うことは想定をしておりません。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 日岐区の説明会で4人というお答えを聞いて、少ないとと思うとおっしゃつた方がいらっしゃいました。雇用を増やすことが目的であれば、私も少ないのかなというふうには感じます。いくさてらすの人員は大丈夫だとしても、村が直接行う事業があります。村づくり計画策定や、移住者支援、地域おこし協力隊や集落支援員の方たちにも関わる村づくり推進室は大変じゃないかと心配する声が、夏の村民説明会でもありました。そのときは、会社で人を雇うから大丈夫というお答えだったと思思いますけれども、脱炭素事業を行う令和10年まででも職員を増やして、村づくり推進室とは別の脱炭素に特化した部署をつくるべきではないでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問にお答えいたします。ただいまの質問は職員の人事的に関わる問題ですので、どうするかということは私からはお答えできませんが、人事権は村長にありますので、私からはお答えできませんが、村長と話をしている中では、来年度からは村づくり推進室なのか脱炭素なのか、その辺はしっかりと人員を拡充しながら、進めていくということで、職員の採用も計画をして実施をしているところでございます。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 職員の方も増えるかもしれないということで、答弁いただきました。次の質問に移ります。

生駒市近隣の自治体では、公共施設の電力は入札で決めるそうです。生駒市は、以前入札でしたが、現在は、生駒市民パワーと契約しています。ところが、近隣の自治体の方が、生駒市より電気料金が大幅に安いことがわかり、住民が生駒市に対して、生駒市民パワーに電気料金を多く払いすぎ、税金を無駄にしたと訴訟を起こしました。

再生可能エネルギーで発電していても、燃料調整費や再エネ賦課金がかかるので、電気の価格は一定ではないと考えます。いくさてらすでは、今年6月に電気料金や契約時の詳しい取り決めなどを発表すると説明されました。6月に電気代が発表されても、その料金はずっと同じではなく、その時々により上下するのではないかでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの いくさかてらす の電気料について、お答えをいたします。

電気料金の詳細については、先ほど議員も言われたように地区説明会を通じて説明しており、6月頃にはお示しをする予定としております。

ご指摘のその時々とは生駒市の事例から、値上げなどどのような想定をされているかは定かではありませんが、価格設定の考え方は電気料金の市場単価に応じた1割程度の安い料金を想定しております、会社経営の収支バランスを考えた上で設定をしていくように考えております。

これは、他の電力会社と同様に再エネ可能エネルギーの固定価格買取制度による再エネ発電促進賦課金や電気料金の軽減措置、また、実際の契約の加入状況によって料金が変動することが見込まれておりますが、第1原則といたしまして村の皆さんの負担が軽減になるような料金を前提として考えております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 電気代を高く設定しようと作られる地域エネルギー会社はないとは思うんですけれども、生駒市民パワー も生駒市の経済、社会、環境に貢献するという理念を持って設立されています。6月一般質問でも触れました日本版シュタットベルケモデル、地産地消のエネルギーの利益を街の課題解決のために使うということを目指して設立されています。ただ、会社の経営が厳しくなり、公共施設の電気料金を高くしないとやっていけなかったということです。

私の両親は、福島出身で、父は浪江町で育ちました。その影響からか、原発だけは絶対に嫌だと思って、電力自由化になってからすぐに再生可能エネルギーで主に発電する新電力と私は契約しました。去年の6月の電気料金が1kW当たり20円くらいだったんですけども、1月は32円くらいでした。このように6月から発表される いくさかてらす の電気料金もずっと同じではなく、上がったり下がったりするのではないか、というふうな質問だったんですけども、料金の変動が見込まれるというお答えでしたので、また私の認識でいいのかなというふうに思います。次の質問にいきます。

現在やまなみ荘、小学校、中学校の屋根には既に太陽光発電設備が載っています。それぞれの設備能力と令和3年の発電量はどのくらいでしたか。また、令和3年1年間の総使用量の何%をまかなえていましたでしょうか。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） 1番 島議員の各施設の太陽光施設の設備能力、また令和3年度の発電量および1年間の太陽光設備で発電した割合についてのご質問にお答えいたします。私からはやまなみ荘についてご回答いたします。

やまなみ荘の太陽光発電の設備能力ですが、年間5万9520キロワットアワーでございます。また令和3年度の数値になりますが、太陽光による発電量は6万2365キロワットアワー、電力総使用量に対する太陽光発電量の割合につきましては約25パーセントでございます。以上、答弁いたします。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 島議員のご質問にお答えします。私からは小・中学校についてのご質問でお答えいたします。

生坂小学校および生坂中学校の太陽光発電の設備能力ですが、小学校、中学校、それぞれ年間1万9800キロワットアワーです。また、令和3年度の数値になりますが、太陽光による発電量は、小学校、中学校合わせて約3万8400キロワットアワーとなっており、電力総使用量に対する太陽光発電の量の割合は、小学校が約30パーセント、また中学校が約24パーセントとなっております。以上、答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 再質問させていただきます。3月1日に、雪の影響で午前1時ぐらいから停電が起こりました。やまなみ荘の太陽光パネルと蓄電池、小・中学校のパネルから電気は使えていたのでしょうか。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) 再質問にお答えいたします。やまなみ荘につきましては、その当時停電となっていましたが、蓄電池の方についてですが、大型冷蔵庫等ございまして、そちらの方に電力も使っているということで、その使用は約4時間程度という仕様になっております。それがなくなってしまえば、停電になって、明かりもつかないというような状況となっておりました。答弁は以上でございます。

○教育次長(坂爪浩之君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(坂爪浩之君) 再質問にお答えいたします。

小中学校ですけども、小・中学校には蓄電池が設置しておりませんで、太陽光の方も発電はされておりませんでした。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) そのときは生坂ダムの水門っていうのは開いていたと思うんですけども、小水力発電が計画されているんですけども、維持放流水が使えないとい小水力発電機があっても、発電ができません。ですのでマイクログリッドが構築されていても使える電気がなかったかも知れません。蓄電池に、電気はあったかもしれないんですけども。1年間使用する電気を、100パーセント賄うっていうのはなかなか難しいのかなというふうには考えています。レジリエンスの向上というふうによく言われますが、私は防災・災害時の対応と、いくさかてらすの経営は、分けて考えるべきではないかというふうに思っています。次の質問に移ります。

○村長(藤澤泰彦君) ちょっと答弁していいですか、今の件について

○1番(島幸恵君) ちょっと時間がないのですいません。

○1番(島幸恵君) 9月の定例会の社会文教委員会で、村長が、やまなみ荘の改修について、「脱炭素先行地域事業で、空調関係は設備の省エネ化で、ボイラーは木質バイオマスボイラーを入れ、浴槽関係を改修。設備のゼブ化で壁やサッシを直し、高断熱・高気密化を図るよう、今年度詳細に計画を立てていく。」と答弁されていました。

例えば、デイサービスの脱衣場が寒い、という声が利用者さんからありました。脱炭素先行地域づくり事業交付金で、デイサービス等の公共施設の改修や省エネ化、できますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 1番 島議員のご質問にお答えをいたします。先行地域づくり事業交付金でデイサービスセンター等の公共施設の改修や省エネができるかというお尋ねでございます。

公共施設の省エネ機器の導入につきましては、交付金対象にはなっておりますが、断熱改修につきましてはどの範囲まで対象になるのか、今後環境省と調整していくこととなります。

令和6年度の当初予算の脱炭素先行地域事業においては、事業上交付金に対応した省エネ機器導入に関する調査・設計を予定しているということになっております。

以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） これから調査・設計を予定という、省エネ機器導入に関してですね、ということなんんですけど、冬の脱衣場などで起こるヒートショックっていうのは命にも関わることですし、窓をペアガラスにする、壁を直す、などが交付金ででき、断熱が、施設の断熱化っていうのができたら皆さんとても喜ばれるのではないかというふうに思いますので、環境省の方と調節していただければと思います。

すいません。ちょっと時間がないので、災害時の対応についてというところにいきたいと思います。すいません。時間が。ちょっと飛ばします。

能登半島地震では、被害の大きかった石川県の7市町で、福祉避難所の開設が計画の2割強であったと報道されました。生坂村の福祉避難所は、どこにどれだけ設置される計画でしょうか。また、福祉避難所に避難する対象の方、ご家族はどのくらいいらっしゃいますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 災害時の対応についての、本村における福祉避難所の関係についてのお尋ねでございます。私からは福祉避難所につきまして答弁をさせていただきます。

能登半島地震での福祉避難所を含む避難所の開設につきましては、避難所として指定されていた施設自体が被災し、開設できない避難所があったと聞いており、2月19日から輪島市の支援に従事してきた当村の職員からも避難者の皆さんは傾いた体育館に避難されていたと報告を受けております。

本村での福祉避難所につきましては、デイサービスセンター、高齢者生活福祉センター、認知症対応型デイサービスセンターの3ヶ所を指定しており、やまなみ荘 も福祉避難所として開設することを想定しております。

また松塩筑木曾老人福祉施設組合とは、避難所の設置要請をするということで、避難所に災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しております。以上でございます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 私からは、対象者の人員家族数についてお答えをさせていただきます。

現在、社協と健康福祉課で福祉避難所への対象者として把握している人数は、高齢者の関係が150名程度、こちらは、デイサービスの利用と元気塾の利用などによりまして、社会福祉協議会で把握している方になります。デイサービス等の利用がない方で普段高齢者見守り業務を行っている方のうち、避難所での生活が難しいと思われる方は40名程度いると考えております。

次に、障害者等の関係では、関係で把握している方は、151名、幼児が73名あります。対象者の家族数については集計を行っておりません。以上で答弁とさせていただきます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 再質問いたします。

福祉避難所の対象になる高齢の方、また支援の必要なお子さんは特にご家族と一緒に避難されると思います。ご家族の数も把握するべきではないでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。福祉避難所の確保上に対するガイドラインに記載しております要支援者という内容の中におきます記載で、すいません、読ませていただきますが、避難所に受け入れ対象となる方につきましては、避難所での生活において、特別な配慮をする者、具体的には高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、医療ケア児を必要とする者、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者およびその家族まで含めて差し支えないという記載の中でのご質問だと思います。この家族につきましては具体的に規模ですとか人数等の記載がないわけではございますけれども、他の自治体等を調べましても約1名という自治体もございますし、必要最低限の介助者ということで被災している自治体もございました。

生坂村における福祉避難所というところでありますけれども、あくまでも対象者は避難所での生活に支障をきたすために福祉避難所において、特別な配慮が必要ということありますので、この支障をきたすという部分におきましては通常の避難所で受け入れができない方、ということも含めているかと思います。

ですので、介助だけではなくてですね、人との関わり方についても難しい方いらっしゃいますので、福祉避難所としては一般避難所の一部というような位置付けではなく、家族を受け入れない特別な要配慮の方だけで受け入れるということで考えておりますので、約1名程度を想定しているところでございます。以上で答弁させていただきます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 対象者の方っていうのは、予定されている福祉避難所のどこに行くかっていうのは決まっているのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、福祉避難所として現在指定しているものは、デイサービスセンター、高齢者生活福祉センターそれから認知症対応型デイサービスセンターの3ヶ所ということで申し上げました。災害にもいろいろな災害がありますし、どこの方が被災されているかということもその時々変わってきますので、それぞれその時点で開設をした避難所、できるだけ近いところ、あるいはまだ施設の整ったところそれぞれ状況に応じて判断がされるものと考えております。以上でございます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 福祉避難所が開設されるまでは、対象者の方も一般避難所へ避難するっていうことは考えられます。福祉避難所に受け入れられるまでの手順について対象者の方っていうのはご存知なんでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。対象者の方がどの方かというのは、こちらの方で全てを把握しているわけではありませんが、令和2年ですかね、要配慮者支援マニュアルというものを作成いたしました。全戸配布をさせていただいてございます。
その中にどういった手順で避難をされていくかというフローチャートのようなものもあったかと思いますので、そちらの方でご確認をいただければ幸いです。以上でございます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 障害のあるお子さんをお持ちの保護者の方からは、子供が奇声を発する等があるので部屋を高齢者の方と分けてもらった方がいいかもしないな、というようなご意見があったんですけども、先ほどのお答えですと、障害のあるお子さんを、お1人というような受け入れになるのかなというふうに、私は理解をしたんですけども、家族と一緒に一般の避難所でちょっと子供が、もしかしたらその奇声を上げてしまうとか迷惑をかけてしまうというようなことで、避難所に行きづらいというようなことが能登でもあったようですので、その辺はいかがでしょうか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、ご家族の方の人数ということでありましたので、あくまでも支援者が1名、家族の方付き添いの方が1名というところで想定をしているとお答えをしたところでございます。以上で答弁させていただきます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) すいません。じゃあ次の質問に行きます。能登半島地震被災地にいち早くボランティアに駆けつけた生坂の方の記事が2月19日の信濃毎日新聞に載っていました。

生坂村から6時間かけて駆けつけ、被災者の方を手伝えたのが2時間で、重機も扱えるその方は正直もっとやれることがある、ともどかしく思ったそうです。大きな災害が起こると、役場職

員の方も被災するかもしれません、それでも避難所の運営ボランティアの受け入れ等の調整などやらなければならないことはたくさんあると考えます。

能登半島地震では、被災手続きに職員が偏在してしまい、避難所に人が足りないということもあったそうです。役場職員の皆さん、社会福祉協議会、民生委員の皆さん、消防団、防災士、地域の皆さんともっと連携をとって災害時について話し合いをする、実態を避難訓練に反映すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 災害時の役場職員、消防団員、防災士、地域の方との連携についてのお尋ねであります。

能登半島地震規模の地震が発生しますと、議員言われるとおり、役場職員ばかりでなく、消防団員、防災士も被災者となります。そうした中でもそれぞれの立場で、災害対応が求められ、特に役場職員の業務は多岐にわたることとなり、避難所運営やボランティアの受け入れなどは、社会福祉協議会と連携して対応していくこととなります。

新型コロナウイルスの感染拡大もあり、ここ数年間は訓練計画段階で、訓練への参加に対し、多くの住民の方に集まっていくいただくことができませんでしたが、コロナ禍前は村の総合防災訓練を開催するにあたり、区長や自主防災組織、消防団、議員の皆さん、その他の参加団体、役場職員が集まり、訓練内容について協議をいただき、実施をしてまいりました。また訓練後には、参加団体での反省会を開催し、次に繋げるということをして参りました。

こうした経験もありますので、今後は以前のように住民の皆さんと作り上げる訓練を計画していくと考えているところでございます。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 地震などの災害で命が助かっても、避難所で長く過ごすことで健康を害し、亡くなることもあります。生坂村も、いつ大きな災害に見舞われるかわかりません。訓練をしていても、災害時にそのとおりにできるとは限りません。常日頃から皆さんと協力、連携し合って、総務課長のおっしゃるような、住民の皆さんとつくり上げる訓練をし、命が守られるといいです。これで私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をとります。

再開を11時25分とします。

休憩

午前11時19分

再開

午前11時25分

○議長（太田譲君） 再開します。

○議長（太田譲君） 次に、字引議員。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 6番 字引文威です。通告に基づき質問をさせていただきます。質問は、能登半島地震災害に受けて、当村の地震帶災害対応策について質問いたします。

まず、被害に遭われ、亡くなられた皆様のご冥福と、被災され、避難所生活などでつらい生活を強いられている皆様、また、医療福祉、復旧関係の関係者の皆様に対し、お見舞いと早い復興をお祈り申し上げます。

新年早々、元旦、午後4時10分、スマホから地震発生を知らせるアラーム警報が鳴り、その後、当村でも、ゆらゆらと水平方向の揺れが発生しました。テレビから流れる地震速報で、震度7強の地震。震源地が、石川県能登半島地域に発生と発表され、津波警報を発生され、一気に緊張感のある報道がなされました。その後、半島という立地が影響してか、家屋、道路等の損壊による通行止め、市街地の火災発生で多くの地域から被害の状況が報告、報道されてきました。その後、孤立地域も報告され、被害の甚大さがわかつてきました。それにより、自衛隊、消防、警察の救助隊、NGOの特命救急隊が出動され、避難救助の支援が展開されてきました。そして、多岐にわたる災害対策の課題が明らかになってきました。

当村も活断層の糸魚川静岡構造線断層帯が近くに存在し、中山間地の当村としても、地震災害に対し、他人ごととはいえない災害でございました。当村は村内を南北に流れる犀川並びに国道19号線が並走しており、山間部の土砂崩壊が発生した場合、河道閉塞による流域水浸水、国道の損壊による避難路の寸断など、また水道施設、電力送配電施設などインフラ施設の損傷で、復旧に時間のかかることも想定されます。

また、村内の集落も孤立化が懸念され、高齢化が著しく、要支援者の避難救助も大きな課題と考えられます。長野県では過去に弘化4年、1847年7月8日に長野県北部から新潟県南部にかけて起こった善光寺地震では、脆弱な土壤による損壊土砂で犀川の可動閉塞が発生し、当村山清路あたりまでその影響はあったとの記録がございます。

また、そのときに当村、私の住んでいる袖山地域の袖沢川の損壊記録もあります。このような記録を見ると、糸魚川静岡構造線に起因する地震災害の発生が特に懸念されることとなります。その地震災害を想定した対応について、行政としてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

まず副村長にお伺いいたします。糸魚川静岡構造線による地震災害で震度7近くの地震があった場合、当村ではどのような規模の災害が発生するのかその被害想定についてお伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 6番、字引議員の質問にお答えをいたします。震度7近くの地震があつた場合の被害想定でございます。

生坂村地域防災計画で、第3次長野県地震被害想定調査報告における想定地震で震度7の地震が発生するのは、糸魚川静岡構造線の北側での地震が発生した時とされております。この地震を想定し、村域において、最大震度7の非常に強い強い揺れが発生した被害想定は、地震の揺れによる建物被害で全壊が260棟、半壊が590棟、土砂災害による全壊が20棟、半壊50棟となっておりますが、この被害想定については、居住している住宅だけではなく、物置や空き家も含まれております。また、人的被害が建物倒壊における死者数が20人、負傷者が110人でこのうち重症者が60人となっております。なお、地震動の予測も科学的な見地に基づいて、一定の条件で設定して

いるものであって、すぐにこの地震において発生する地震動を具体的に予想したものではなく、また近い将来この地域で想定どおりの地震が発生することを、必ずしも意味するものではないと防災計画には追記をされております。答弁は以上です。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございました。地震被害想定がどの程度になるかは、防災計画による想定に対し、我々は、人命の安全の確保を第1に優先に進めなければならないと考えます。それには想定される被害に対し、救助、避難、支援体制などが重要と感じます。それでは総務課長にお伺いいたします。

避難被災者、高齢者、要支援者などへのですね、避難支援体制についてお伺いいたします。当村は高齢化が42パーセントと高く、現役世代の多くの方が昼間は村外に通勤されております。その際の災害発生時の高齢者、要支援者に対する避難救助支援体制はいかが想定されているのか、お伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 6番 字引議員のご質問にお答えをいたします。要支援者等の避難被災者等への避難支援についてのお尋ねであります。

災害時の要配慮者、要支援者の支援、避難支援は本村に限らず課題であり、村では令和3年度に防災マニュアルに差し込む形で要配慮者支援マニュアルを作成し、全戸配布をさせていただいたところであります。

その中では、白馬の神城断層地震でのその事例をもとに日頃から近所で助け合う「近助」が重要としております。各地区では村で配布してある住民支え合いマップをもう一度見直しをしていただきまして、有効に活用していただきたいと思います。

そして村では平常時から要支援者の把握に努め、名簿を作成し、災害時には要支援者本人の同意の有無に関わらず、効果的に利用し社会福祉協議会や自主防災組織、地域の住民の皆様にもご協力をいただき、避難誘導活動を実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 先ほど島議員の方からも避難訓練等の話がありましたけども、私も各常会ごとのですね、要支援者の確認を優先して、人命の安全の確保が大切と考えております。よってですね、地域の防災訓練などを通して想定される被害に対し、特にこの倒壊建物などからの救助訓練などの実施が必要かと考えます。

救助要請、要員の要求、救助作業などの訓練により、普段考えられない、必要な機材などの確認もできるのではないかと思いますので、こういう訓練があった方が将来のためには大切なことじゃないかと思いますんでちょっと質問させていただきます。総務課長に再質問させていただきます。

救助訓練などの必要性についてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）　はい。字引議員の再質問にお答えいたします。救助訓練等の必要性についてのお尋ねであります。

大規模災害時における救助、救急、医療活動につきましては、迅速に対応する必要がありますが、本村の場合、道路交通確保が困難となることが予想されます。そうしたことから、住民同士、または自主防災組織内において、自発的に被災者の救助、救急活動、いわゆる共助を行うとともに消防機関、救護班等への協力が必要であると認識をしております。

村の防災計画におきましても、住民あるいは事業所の皆さんに対し救助隊、救護班が現場到着前における初期救助、救護活動は、人命救助の上からも重要となることから積極的に行うよう努めるというふうに求めているところであります。

しかし、実際に救助活動は非常に危険が伴いますし、2次被害の危険性もあります。そのため救助、救急に対する知識や経験が必要ですし、重要となりますので、また松本広域消防局、あるいは消防署などと相談し住民の皆さんに対し、どのようなことが必要で、どのような訓練、あるいは講習会などができるか関係機関と検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君）　議長。

○議長（太田譲君）　字引議員。

○6番（字引文威君）　今おっしゃるように非常に緊急時に非常に危険を伴う作業だと思いまして、ただ、今回も見えてますと、救助隊がなかなか来られないという状況の中で、それを見放してはいることはできないと思います。これはやはり近所の付き合いの中でございます。やはり倒壊した中に生存者がいるとすれば、早く出してあげたいというのは人間の人情だと思いますし、やはり近所づきあいの大切なところは、そういうところもあると思います。できることでも、少しでも進めて人命を救助するという大前提に立って考えた場合に、やはり、こんな訓練をしておいた方がいいなど。私自宅に車のガレージジャッキ持っていますけども、そういうものでもし圧迫されるような方、そういうジャッキで上げて、少しでも救助されるまでを、人命を安全にしてあげるというような努力、こういうことで救われる方も増えるんであればやっていきたいなというふうに考えてます。

それでは、総務課長に続けて質問させていただきます。防災避難所備品のあり方についてお伺いいたします。

一時避難所では避難者がトイレの使用ができず、簡易トイレも不便で不衛生な環境を余儀なくされ、感染症の拡大も懸念される状況がありました。各区の避難所備品の見直しなど必要ではないかと考えます。衛生用品、生活用機材、暖房用品、燃料の備蓄、孤立化前提の食料の備蓄数量などの検討が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君）　議長。

○議長（太田譲君）　総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）　お答えいたします。避難所の防災備品のあり方についてのお尋ねであります。

今回の発生いたしました能登半島地震では、道路が決壊、また亀裂等によりその機能を失い、支援物資の到着の遅れが見られました。また、上下水道施設などインフラの破損によりトイレが使用できなくなり、できない状況は長く続き、避難者だけでなく、支援に入った方も不便な状態が続き、支援に入る際は簡易トイレを、持参するようにという指示も出されていたところであります。

本村も国道19号や山間部を通る県道が不通となると、孤立状態となり、今回の能登半島での状況に陥る可能性があります。そうしたことから、これまでの備蓄品や数量にとらわれることなく検討が必要と考えてきたところであります。近年は避難所でも一定程度の快適さも求められてきておりますので、能登半島地震で起きたことの情報収集などをいたしまして村として、備蓄品のあり方について、今後検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） よろしくお願ひします。避難所の運営で特に飲料水は大切で備蓄も実施されておりますが、能登半島地震では避難所などで避難先での生活用水の確保が課題となりました。給水車での給水作業では生活用水までの水量を確保することは難しく、困難な状況でございました。ある報道で、その対策として、水循環技術を利用したシャワーシステム、これウォーターボックスっていうんですかね、そういうユニットシステムが設置され、好評を得たという報道を私も確認しております。災害時の手洗い、シャワー、水洗トイレへの用水などに利用できる新しいシステムがメーカーの協力で避難所に投入されました。

総務課長に再質問いたします。当村としてのこのような新しい商品があることを確認しておき、災害時に即手配できるような準備が有効と考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 字引議員の再質問にお答えをいたします。避難所での最新機器の導入利用等についてのお尋ねであります。

議員おっしゃられるとおり、日常生活もそうですが、電気と水というものは大変重要であり、特に人間が生活していくためには水は欠かせないものであります。災害時の水の確保という点におきましては、村において、簡易であります、浄水器を2台所有しております。

しかし、避難所は地域に散在した場合には当然不足することとなります。こうした新たな機器類も当然そうでありますし、避難物品や災害対応の消耗品なども含め、関係事業者との災害時の連携協定など締結も念頭に置きながら、迅速な対応、手配ができるよう検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 他人事でなくてやはり自分ごととしてそういうことを準備しておくことが、やはり実際の災害時には有効な手立てだと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、今回の被災時期が冬季寒冷地での被災ということで、被災避難者が避難所で劣悪な状況で支援を待つこととなっていたようです。総務課長にお伺いいたします。

冬季の避難所生活への支援体制のあり方についてどうお考えか、お伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。冬季の避難所生活への支援体制についてのお尋ねであります。

避難所生活は普段の生活とは全く異なった環境での生活となり、特に能登半島地震は、議員がおっしゃられるとおり、大変過酷で劣悪な環境での避難生活となったと思います。今回は真冬の

災害でしたが、夏になれば、夏の暑さへの対応も必要となります。先ほども述べましたが、避難所での快適さが求められる中で、特に衛生管理や感染症、プライバシーといったことにも配慮が必要となりますので、そうしたことに配慮した支援体制がとれるよう努める必要があると考えます。

そして災害時には、ライフラインの確保が重要であり、水も当然ですが、真冬の寒さ、夏の暑さ対策、衛生環境の確保等を考えると、電気が使えなくなることが重要と考えますので、脱炭素事業で進める避難所への蓄電池の設置など電気の確保を進めていくことは重要なことだというふうに考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 当村が進めている脱炭素事業で設置される再生可能エネルギーを利用した電力給配電蓄電システムは、このような災害時に孤立化した場合の有効な電力システムでございますので、災害時も効率的で安全に利用できるよう設置指導をお願いしたいと思います。総務課長につづきまして質問いたします。広域避難連携についてお伺いいたします。

当村としても、このような大規模災害に直面した場合、広域避難連携についてどのような連携を計画されているのか、また2次避難所として利用可能な福祉センター、やまなみ荘の対応は可能なのか、従業員も被災されることも想定されますが、どのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。広域避難連携についてのお尋ねであります。能登半島地震では、避難が長期化することが見込まれることから2次避難が行われ、学生の地域外への避難と学習機会の確保が行われていると承知をしております。

本村におきましても、村内での避難が一定程度経過し、避難が長引くことが認められた場合には、2次避難について検討されることとなります。そうした場合には、災害の規模、避難者数に鑑み村の区域外への広域的な避難、指定避難所および指定緊急避難所の提供が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受け入れについて、当該市町村と直接協議することとなります。また、他の都道府県市町村への受け入れにつきましては、県に対し、他の都道府県との協議を求める他、実態に照らし、緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、村が直接協議をすることができますとしております。他市町村ばかりでなく、被災していない国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館なども含め、可能な限り多くの避難所の開設ができるよう務めてまいります。

またやまなみ荘がありますが、やまなみ荘も避難所として想定しておりますが、職員の被災状況、施設の状況等も確認した上での避難所利用になるものと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 被災した場合、やはり2次避難所というのも、やはり生活する上で大切な場所だと思いますので、そこら辺が上手に利用できるように一つご配慮願いたいと思います。

それでは振興課長にお伺いいたしたいと思います。水道、下水道、インフラ施設の対応についてお伺いいたします。上水道については、12月の定例会でも水道施設老朽化対策の更新計画を伺いましたが、先ほど吉澤議員からも分水に伴う総配水管の耐震化等を提言されておりました。地震災害による長期断水の不便さからも上水道供給施設の重要性から、集落の集中しているところから、早期に耐震管更新工事を完了させて、耐震強度を上げておくべきと考えますが、災害復旧範囲を小さくできるような対応が必要であると考えます。いかがお考えでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 6番、字引議員のご質問にお答えをいたします。集落の集中する箇所に優先しまして、耐震化の布設替えをというご質問でございます。

水道施設の更新事業の進め方につきましては、字引議員ご指摘のとおり12月議会におきまして、今後の施設更新の計画について、令和2年度に策定をしました水道事業経営戦略および令和3年度に見直しをいたしました水道事業基本計画に沿って、各施設ともに経過年数や老朽化の状況、財政状況を踏まえた上で、毎年継続して更新事業を行うこととお答えをしております。

字引議員ご提案の集落の集中する箇所を早期に耐震化することは、有事の際に大変有効であると思われますので、全体的な管路の更新計画を考える中で、合わせて検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） なるべく断水が発生しないようですね、対応を考えていただきたいと思います。

それでは続きまして振興課長にお伺いいたします。生活排水の農業集落排水処理施設の配管損傷で、生活排水が放流できなくなり、不便で不衛生な状況も長引くことも考えられます。その際の対策としてどのようなことを考えられているのか、また、仮設配管などでの早期の復旧ができるような関連事業者との復旧協力体制の構築も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。農集施設の配管損傷時の対応についてということでございます。

農業集落排水施設の配管等が有事の際、損傷により使用が不能となった場合の対応につきましては、被災の状況にもよりますが、被害箇所の応急復旧について上下水道工事指定業者と連絡を取り合いながら早急な復旧に努めるとともに、上下水道施設が復旧するまでの間は各避難所等へ仮設トイレを設置することなどが考えられております。

字引議員ご指摘のとおり、迅速な応急・復旧対応を図る上で、関係者との協力体制の構築は必須と考えております。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。そこら辺、協力業者の方と、協力関係をしっかりと持っていただいて、早期の対応ができるようにお願いいたします。

それではもう一点、副村長にお伺いいたします。仮設住宅建設用地の件なんですが、能登半島地震では、仮設住宅の建設用地が、なかなか立地条件が定まらず、建設設置作業に着手できなかつたような経緯がございます。当村でも設置する場合の候補地など、検討していざとなつた場合、即対応できるような設置準備がされておくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 字引議員の仮設住宅建設設置等の事前準備についてお答えをいたします。

生坂村地域防災計画では、住宅の確保として、応急仮設について示されており、最大震度7の非常に強い強い揺れが起こった場合は、先ほど私が答弁させていただいたような被害が想定されています。このような甚大な被害が発生したときは、災害救助法が適用され、そのときは県に対して、応急仮設住宅等の要請を行います。この場合は応急仮設住宅等を形成するために、村の所有する土地や周知の提供等を行うとされています。応急仮設住宅等を建設する候補地については、事前に調整するように進めています。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） よろしく遅滞なく進められるようにお願いいたします。

それでは最後に村長にお伺いいたします。災害時の消防団自主防災組織常会組織などの村民の共助・協力が大切なこととなると思いますが、首長として想定される災害に対し、村民への協力依頼があればお願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番 字引議員の質問にお答えをいたします。

村民の皆さんへの協力依頼についてというご質問でございますが、村ではこれまで、村民の皆さん、自主防災組織の役員、消防団、民生委員や社会福祉協議会などの関係機関の皆さんにご参加をいただき総合防災訓練を実施し、災害時には自助・共助の大切さをお願いしてきたところでございます。

また、令和2年度から防災士の養成にも取り組み、令和6年度予算案においても、資格取得費用への助成を計上しているところでございます。そして、取り組みを進めている脱炭素事業も地球温暖化の影響による気候変動を抑えるため、様々な事業に取り組むこととしております。

能登半島地震、阪神淡路大震災や東日本大震災など、それぞれタイプが異なるもので、能登半島地震は、地表に4メートルもの段差を生じさせたことにより、ライフラインに甚大な被害を与えたものと考えております。

世界各地で起きている異常気象や今回の能登半島地震のように、これまでに私達が経験したことがない災害が起きており、その被害を最小限にとどめるために、村民のみなさん一人ひとりが日ごろからの備えと、災害時の適切な行動が大切であると考えております。そのため、自助・ご自身で家庭内で防災に対する意思を高めていただき、共助・ご近所、地域内、自主防災組織での日頃からの繋がりであったり、様々な情報を共有していただくという防災の基本を、今一度確認や見直しをしていただきたいと思っています。大きな災害が発生すれば、職員も被災者となり、役所の機能も失われることが想定でき、公助部分が不足することとなります。災害発生直後は自助・共助が非常に重要となります。自らの命は自らが守るという認識のも

と、平常時から対策を講じていただきますようお願いする次第でございます。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございました。

村民としては、「自らの命は自らが守る」を念頭に、建物の耐震対策により損壊を防ぎ、家中では家具などの倒壊に伴う被災防止、また地震災害による火災の発生にも感震ブレーカーなどの設置対策などを積極的に準備する必要があると考えます。

地震災害はいつ起きるかわかりませんが、地震列島に住んでいる日本人として、能登半島地震を他人ごとと考えず、我々、生坂村民としても、経験を生かしていかなければならないと痛感いたします。村長の言われるように、住民1人1人が日ごろからの備えと、災害時の適切な行動が大切であり、ご近所、地域内、自主防災組織での日頃からの繋がりが大切だと思いますので、広報などを通じて、村民に対し積極的な災害予防の協力依頼をお願いし、私の一般質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。

再開は13時15分とします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時15分

○議長（太田譲君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に7番 平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。7番 平田勝章と申します。通告に基づき質問をいたします。今回は地震対策と避難所の改善についての質問を行います。

本年1月1日午後4時10分頃、震度7強の地震が能登半島を中心に、新潟県や富山県、福井県など広範囲に起こりました。石川県志賀町や珠洲市、七尾市、輪島市などを中心に多くの方が亡くなられ、被災されました。被災された方には改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

テレビの画面から流れる被害状況は壮絶を絶するほどの被害がありました。生活の元となる電気やガス、水道、道路など、暮らしに欠かせないライフラインが一瞬にして破壊されました。志賀町や珠洲市、輪島市へ行く道路は陥没や隆起があり、山からも土砂崩落などで遮断されていましたし、家屋はほとんどが崩壊していました。ここに住む人々は、土砂崩落に巻き込まれ、家屋の下敷きなどで亡くなられた方も多く、また行方不明の方も多数おられました。特に道路は、緊急車両が被災地に行けない状況が続き、山間を歩いて応援に向かう姿が放映されておりましたが、避難所の対応報道では、東日本震災のときの避難所の対応が生かされていないとの説明がありました。2ヶ月が経とうとしておりますけども、その復興状況は思うように進んでいないのが

現状です。2011年3月11日に起きた東日本大震災でも、道路については能登半島地震の被害ほどでもなかったわけですが、水やトイレが不足しておりましたし、体育館などの避難所の生活は、体調を崩す人が続出しておりました。しかし、このことが今回の地震では生かされていないとの報道がありました。

そこで質問ですが、今回の能登半島地震も報道で避難所の対応やスピード感などに疑問視する報道もありましたが、避難所の設置や対応などについて今回の大地震の大きさなどから道路の安全確保や避難所への移動と避難所の開設と内容等について改めて当村においても総合的に見直しが必要と考えますが、村長のお考えについてお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の質問にお答えをいたします。

避難と避難所に関する見直しについてというご質問でございますが、元旦に発生をしました能登半島地震につきましては、既に大きく報道で取り上げられていますので、甚大な被害が発生したことはご案内のとおりでございます。石川県輪島市、志賀町で震度7、その他の石川県内では震度6強から震度5強、新潟県長岡市でも震度6弱と広範囲に強い揺れを引き起こし、地震による津波、火災により、人的被害、住家被害が報告をされているところでございます。また、ライフラインも壊滅的な被害を受け、道路、水道や電気は今なお復旧が進んでいない状況もございます。また、中学生の集団避難や2次避難も進められましたが、混乱も見られ、対応の困難さを考えさせられたところでございます。

今回の地震は、隆起により地表に4メートルほどの段差ができるなど近年では例がない地震であったと思います。こうした原因で道路や上下水道に被害が広がり、支援や復旧の遅れの影響が大きかったのではないかと考えられます。そうしたことから、近年の気象状況も含め、これまでに経験したことのないことを経験しており、経験したことのないことが当たり前、想定外という概念を捨てた対応が、対応対策を講じる必要があると考えているところでございます。

今回の地震を受け、今後、国や専門機関等において様々な検証が行われ、防災・災害対応等について法律の改正や指示、情報提供がなされるものと思っております。それを踏まえ、防災計画の見直し、防災訓練の内容の検討など、これまでの防災対策を総合的に見直していく必要があると考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今回の地震は、条件が冬の時期ということがあります、ここがポイントだと思っております。これまでの避難訓練は夏の豪雨を想定した避難訓練が多かったと思いますけども、冬の時期の地震で家が倒壊してしまい避難所まで着の身着のままで何も持たずに移動することが報道されておりました。そして避難所に入ってみれば、ブルーシート1枚が敷かれたままであり、寒さに耐え、周りに気遣いをし、水もなくトイレも使えない状況が何日も続きましたとあります。

昨日の信濃毎日新聞にも13年前に東日本大震災が発生したわけですけども、その教訓が生かされていないという、そう見る長野県内でも「あまり活かされていない」と答えた人が20.5パーセント、「活かされていない」と答えた人が13.5パーセントに上ったと書いてありました。理由としては未だに避難所では床に雑魚寝し、仕切りや暖房設備の整っていないところがあるとの避難所の環境を挙げる声が多かったとあります。

当村の今までの防災訓練では、今回のような地震を想定したか、いないのではないかと思われています。従って避難所の環境に関する運営方法について協議する必要があると思いますけども、今回のように冬の避難訓練が必要と考えます。この冬の避難訓練っていうのは、こういう環境そのものが夏にやったのでは冬のこと環境が想定できないというようなことが考えられます。

そこで、こういう訓練も必要ではないかというふうに私思いますが、再度村長のお答えをお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

確かに今まで9月1日の防災の日に合わせて、その近辺の日曜日に、防災訓練を行っておりました。確かに冬の想定はしておりませんが、避難訓練の後には、そこに集まつた皆さんで協議をさせていただいております。コロナ禍前でございますが。そういうときに、冬の想定も今後、話し合うこともできるかと思いますし、避難訓練を今度関係の皆さんと、どんな形がいいかというのも、総務課長が前の字引議員のときにお答えしたように、皆さんでどんな形の避難訓練、防災訓練がいいか協議してまいりたいと、そういうことで今後冬の想定も考えながら、有事の際に的確な行動ができるような避難訓練を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 生坂村は過去の地震については、字引議員も言ってましたけど、1847年、ちょうど私が生まれる100年前の話ですけども、そのときに善行寺地震があったというよう聞いておりますが、それ以外については大きな地震というのは、せいぜい震度3ぐらいかな、大きくて4、そのくらいですので、今回の能登半島の地震については、報道でもあったよう、千年に一度っていうような言い方をする人もいました。それによって水道なんかの耐震のパイプなんかでも、それでも追いつかないというようなそういう話もありましたので、どこまで対応するかっていうのはまた難しい話だと思うんです、実際には。

では、次の質問をしたいと思います。今回の地震で当村も同じ地殻の岩盤とのことですけども、その周辺で同等の地震が起きた場合、まず道路の確保が一番大事であります。山からの崩落や陥没によって通行ができなくなる可能性があります。国道の安全確保や県道の安全確保、村道の安全確保などに向けて、今後改善すべき事項が多々あると思います。危険箇所の再把握と改善すべき内容についてまとめ、国と県と一緒に改善策を打ち出さなくてはいけないと考えます。

ちなみに長野県では3月議会では警戒所、いわゆる道路の見直しの道路の災害に対する改善策ですね、を見直して災害の見直しを図っていきたいと考えておりましたけれども、そこで村長に国道、県道、村道の安全確保についての質問をしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の質問にお答えをいたします。

道路関係の危険箇所の把握と改善策についてというご質問でございますが、平田議員ご指摘のとおり、震災時の道路の確保対策は避難路をはじめ緊急搬送や消防、応急復旧路、物資輸送等と非常に重要となっております。能登半島地震では地盤の隆起や液状化、土砂崩落が広範囲にわたって発生をし、深刻な状態が長期化をしております。急傾斜地で山間地の多い当村では大規模な土砂災害による道路の寸断が村内各所で発生することが予想をされております。

危険箇所の把握と改善策については、平田議員ご指摘のとおり、国、県とともに改善策の検討が必要と思われますので、村の防災計画にもありますが、道路、道路施設および橋梁が被災した場合、村は応急活動および復旧活動に関し、国、県および関係団体と平常時から連携の強化を進めてまいりたいということで、考えているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 平成26年の2月14、15日に国道19号が大雪のために渋滞したことがあります。通行できなくなるの事案がありましたけども、国道19号は、今本来ですと4車線くらいなければならぬと思うんですけども、今現状4車線というのは、国道19号については松本市内で4車線の工事が行われていますけども、その他については本来片方の車線が2.75mなんです。5.5っていうのは道路の基本なんですけども、今後の基本です。それしか通っていないのが現状です。これらも雪のために山清路の向こうのところへ大型車が滑ってて動かなくなつたということで、通行止めってこともあります。それで代替道路の必要を感じ、必要性を感じるわけですが、国道が駄目ならば、前にもちょっと言いますが、村道の1級1号線だと、そういう道路を、しっかりしたものを作るべき、あるいは整備をしなきゃいけないと思うんですけども、そういうものが今実際には全部が動いてるわけじゃなくて、部分的にあって、しかも1級1号線も、度々通行止めになっていますけども、その辺の整備も、もう少しお金をかけて、国などに何か陳情することも可能でしょうか、ということでちょっと村長に再質問したいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 昨年も、県道上生坂信濃松川停車場線の池田町へのトンネル化について、国の方へ議会の皆さんと要望させていただきました。本当に国道19号が通行止めになると、東西軸、県道275号であったり県道55号、こちらの方が通行できれば孤立はしないと考えておりますので、引き続き関係機関へ要望を重ねていきたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今の村長の話ですが、議会も、もうちょっと声がちっちゃいのか、もうちょっと声を大にして陳情しなきゃいけないなっていうふうにつくづく思います。

次の質問したいと思いますけども、今回の地震で水道が断水し、1ヶ月2ヶ月経っても断水が続いております。改めて水の確保は大事であると感じました。一部能登半島のどこでも水を井戸水から組み上げているポンプを持って組み上げてるところありましたけども、そういう報道がされていました。当村でも水道のない時代は犀川の水をくみ上げたり、個々の井戸水を利用しておりました。井戸水は日頃利用することで日常使えるようになりますし、私の家では何十年と井戸水を使っております。また村長の地域でも、水はもう十分あつたりしている場所ですので、そういう場所も生坂には何ヶ所かあります。

そこで区長とも連携して、井戸の場所の把握と、井戸ポンプの購入補助について検討すべきではないでしょうかということで、質問したいと思います。ちなみにポンプに使う電気は、今年度から始まる脱炭素先行地域づくり事業が始まります。そうすると今よりも身近に電気が使えると思います。今の脱炭素先行が始まれば、そういう小回りも利くと思います。そういうことで先ほどの、井戸ポンプの購入について、それから井戸水の把握、井戸水がどこにあるとかそういう把

握だとか、井戸水ポンプの購入補助について検討願いでしょうかということで、住民課長に、お答えをお願いします。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） 7番 平田議員の井戸の把握と井戸ポンプの購入補助についてのご質問にお答えいたします。

まず村内にあります井戸の把握につきましては、平成26年度に調査を行っております。調査時は村内に住んでいない方の井戸以外を対象に、井戸を使用している、使用していないに関わらず、調査票を提出いただきました。調査の結果につきましては、89ヶ所ございました。各区の状況につきましては、小立野区4ヶ所、下生野区23ヶ所、上生坂区22ヶ所、下生坂区8ヶ所、日岐区9ヶ所、草尾区14ヶ所、大日向区6ヶ所、宇留賀区3ヶ所というような状況でございました。

また調査項目の使用目的としては、重複している部分はありますが、飲料用で7ヶ所、作業用水83ヶ所、その他15ヶ所でございました。その他の内容としましては、トイレ、洗濯用に使用しているとのことでございました。使用頻度としては、毎日使っているは40ヶ所、たまに使っている、が46ヶ所、ほとんど使わない、が3ヶ所でございました。再度区長とも連携し、井戸の把握や災害時に生活用水として、使用しても良いと、協力いただける井戸に対して、全国でも設置、補助等を行っている自治体もありますので、井戸のポンプの購入補助等はできるような仕組みを検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 全国から見るとそういう購入補助がやっているところもあるということですので、当村についても、そういう補助の創設を検討して、早い段階に検討していただきたいと思います。地震のときにはいろいろインフラ整備が壊れちゃうんでそれを直してのにはかなり時間もかかります。

例えば、水道1個にてもいちいち何か場所を決めてそこを止めたりして、それで通水試験をしたりってやってるもんどうも時間がかかるそうですので、そういう意味から、生坂にも今の80何ヶ所っていう井戸があつたりして、まずそれをせっかくなので使った方がいいんじゃないかなというふうに思います。上生坂だけ見ても何ヶ所か結構水が枯れなので、できるところもありますし、関屋あたりも私のそばでも結構ね、水は枯れないであります。

それとまた昨年は酷暑が続きました。そういう中でも、水道水を高い水道水を野菜や水やりに使っていました。中には水道水が月の2ヶ月分、3ヶ月分払ったっていうような、そういう例もあるようですけれども、今年もそういうどんな夏になるのか、酷暑になるのかわかりませんけども、もしそういうようなことで少しでも、ポンプが少しでも据え付けられれば水やりにもできると思いますけど、今言ったように電気については、当村は脱炭素事業でやってるんで私から見たら早くやってよとそういう思いであります。来年、再来年と言わずに今年から、公共だけじゃなくて民間の方のできるところから手を挙げてもらうとか早くやってよって、そういう気持ちでありますけど。

それと飲料水に使うには、前にもちょっと確認したんですけども、保健所に水を持って行きますと、14項目の検査があるそうです。保健所の方は4万円ほどかかるということでした。民間検査では同じ項目にあるのに1万6000円だそうです。井戸水は、飲み水以外にもそういう生活用水使うんですけども、こういうような検査項目も、お金はちょっと高いんですけども、そういうこ

とが取り入れられれば飲料水としても使えると思いますので、そんなようなこともまた考慮しながら、考えてもらいたいと思います。

先ほど言ったように村内には地域ごとに枯れない井戸は所々ありますので、地域のわかる方に区長と言わず、区長もいます、今の区長はあんまりわからないと思うんですけども、地元の少し年齢の上の人の方がわかると思いますので、そんなような人に確認しながら、その辺のところを、確認をもうちょっと詳しく現状にあったように、再確認をもう一度やり直したらどうかと思うんですけども、住民課長、再度、答弁をお願いしたいと思います。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） 平田議員の再質問にお答えします。井戸の把握につきましては、まず、区長、各区長と話をさせていただきながら、区長さんから井戸の詳しい場所とか、昔からいろんな情報を持っている方を紹介していただきながら、把握の方に努めたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問をしたいと思います。

当村でも地震が発生した場合に、太陽光発電施設が実際になると破壊される可能性があります。それは想定されることなんですが、それで村外からの村外から来てその補修をするっていうことはなかなか難しく、村内でできれば、そういう対応できる電気屋さん、そういう人たちが重要になると思います。今後そういう動ける活動できる電気屋さんとの人材確保と、そういう締結ということをしようと思いますけど、今後の補修対応について総務課長にお聞きしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 7番 平田議員の太陽光発電施設の災害時の対応についてというお尋ねであります。

現在、村ではご案内のとおり脱炭素事業によりまして太陽光発電施設の設置をこれから進めていくというところであります。太陽光発電施設の破損への対応につきましては地震災害時に限らず、いくさかてらす が行うこととなり、太陽光発電システム全体に関わることであれば、扱える専門メーカー、業者が行い、故障の程度によっては、いくさかてらす が行うこととなります。

しかし、災害時には早急に復旧することが求められるため、村内事業者との協力も必要になると考えられます。災害時に限らず、平時における村内事業者との関わりは、災害時の対応も迅速に行えるということに繋がると考えておりますので、いくさかてらす で検討していただけるよう進めていきたいと考えております。

また太陽光発電施設は災害時であっても発電が続きますので、宅内でのパネル設置の場合は特にこれまでにない対応が必要となると考えます。村では平成30年度より、感震ブレーカーの設置補助を行ってきており、本事業により、これまで3件の設置がされていますが、脱炭素事業の推進により各家庭に太陽光発電システムの設置が進むと、これまで以上に感震ブレーカーの果たす役割が重要となると思われますので、感震ブレーカーの設置につきましても今後推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 三つについてちょっと再質問したいと思います。

まず、災害が仮にあった場合に、いくさてらす が行うことになるということなんですけれども、全て、いくさてらす に任せるっていうことじゃなくて、村も絡みながらやるっていうことでいいんでしょうか。それが一つ。要は全て丸投げにしないんだよっていうのを、私としてはちょっと確認したかったのが一つです。

災害時に、村内の電気屋さんといつても屋内配線をやるところと屋外からやるところなんか電気屋さん二色あって、屋内のは外の電気はできないっていうような、そうすると、もう限られちゃうみたいなんですよね。その辺のところもやると少人数なんすけども、その辺の把握もしていただきたいと思います。それについての答えを聞きたいというのが二つ目です。

それから感震ブレーカーの話がありました。これは、今現在3件と本当に極めて低調なんですけども、今回の能登半島地震でもって輪島の朝市ですか、まずは全部どうも電気によるようなものかな、そういうもんで火災があったっていうような話もありましたので、この辺のもう一度、広報なり他のやり方で呼びかけてもらいたいと思うんですけども、それとこないだも上生坂の質問の中で、脱炭素ですねその質問の中でも、火災報知器の話もありました。これももう10年ぐらい経って、電池がなくなったり取り付けが高齢になってできないよっていう話もありましたので、それも含めて広報に再度載せていただいてその辺の啓発をしていただきたいと思いますが、この三つについて総務課長にお聞きしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 平田議員の再質問にお答えをいたします。

まず一点目の災害時の電気の復旧に関する てらすが行う事業につきましては、てらす の事業関係になりますので、後ほど副村長から、ご答弁をさせていただきたいと思います。

私からはまず村内業者の把握ということありますが、当然議員おっしゃられるとおり電気を扱うには資格が必要でありまして、屋外で電気工事ができる業者さんと、屋内で対応する業者さんということは承知しております。屋外の配線、そいうった対応ができる業者さん等につきまして、また照会等もご相談をさせていただいて、事業者さんとの確に把握をしていくようにしていきたいというふうに考えております。

それから、感震ブレーカーのお話ですが、感震ブレーカーの普及については非常に重要であるというふうに認識しております。今後パネルの設置のときにあわせてそのお宅に感震ブレーカーの設置なども補助金があるというお話をさせていただいて、できるだけ普及をしていくようにななければならないと考えておりますので、当然広報等も行っていきますが、パネルの設置なども合わせたそいうったタイミングもあろうかと思いますので、そいうったところでも設置をしていただけるようなお話を普及していきたいと思います。

また火災報知機につきましても、広報等また消防団とも相談をさせていただいて、村民の皆さんに更新の時期が来ているとそいうったことはお伝えしなければならないと思いますので、いろんな場面でそいうったことは周知をして村民の皆さんにご理解いただけるようにしていきたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲） 副村長

○副村長（牛越宏通君） それでは災害時、太陽光パネル、蓄電池の関連についての災害時の対応、それを対応については、いくさかてらすと村の連携という内容についてお答えをいたします。災害時については、議員、ご指摘のとおり、太陽光パネルまた蓄電池に何らかの被害が及ぼされる可能性があります。その点につきましては、村の村内業者さんだけではなく、今後てらすの方で安曇野市や松本市の業者も含めた体制を組んでいくように考えております。そして村との連携でございますけども、村の職員は、電気的な資格等も知識もございませんので、直接手は出せないかも知れないんですけども、連携とか状況とか把握したりとか、対応を検討するには連携を密に取らなきゃいけないと思っておりますので、その辺は連携をしっかりと、いくさかてらすと生坂村でとりながら対応していきたいと思います。答弁は以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 以前に13年前ですかね、東日本の震災があったときに、東京電力と、ときの政府の方で、連絡が取れなんだと。そういうような国でしてこんな、実際そんなことがあつたっていうことなんですね。だから、こういう地震とかこういうようなことは突発的に起こるもんですから、想定もなかなか難しく思いますけども、その辺は、いつ起こるかわからぬことについて、いつも何かそういうような連絡網とかそういうものが行えるように、ぜひやって欲しいなっていうふうに思っております。

それから、感震ブレーカーは、電気屋さんがやらなきゃいけないんだろうけども、他の火災報知機とかそういうものは簡単につくれるんですけども、こないだの質問にもあったように、高齢者が高いところはなかなか難しいというのが現状だと思いますので、先ほど答弁にありましたように消防団等の人たちにも取り付けのとここまで考えていただいて、そのようなこともちょっと相談に乗ってあげて、そんなような相談もやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問なんんですけども、当村でも木造住宅の耐震化が急がれておりますけれども、耐震化には相当な費用がかかります。長野県の新年度予算では1件100万円を150万円に、50万円を追加して盛り込むように書かれておりました。当村においても補助額を上げる検討をしていかなければいけないと考えますけれども、村長の考え方についてお聞きしたいと思います。

耐震化工事を考えるときに一件ごとに、内容が違いますけども、耐震化の内容とか概略の金額などについてそういう、そういう具体的なそういう説明会ももうちょっと入れて、今までそういう説明があったらよかったなというふうに思っておりますが、村長に耐震補強の補助額についての質問をしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは平田議員の質問にお答えをいたします。

木造住宅の耐震化についてというご質問でございますが、平田議員ご指摘のとおり、能登半島地震を受けて木造住宅の耐震化を促すため県では耐震改修費用の補助額を現行の1戸100万円から150万円に引き上げを来年度予算案に計上をしているところでございます。

この補助制度は、国庫補助を活用し昭和56年以前に工事に着手した木造住宅を対象に住宅の耐震化を進めるため、1戸当たり補助額上限100万円を国、県、市町村が支援をし、そのうち国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1の費用を負担するものでございます。当村におきましても、生坂村住宅耐震補強工事補助金制度によりまして、国のこの制度を活用しているところであります。

このたびの県の補助額の引き上げ案につきましては、国の制度に加えて県独自で50万円を限度に支援するというもののようにございまして、詳細な補助事業や交付方法につきましては、事務担当者説明会が今後予定されているところでございます。村としましても、国・県・市町村等の動向を注視しながら、今後検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 木造住宅では、たまたま私のうちも昭和53年に建てました。旧四賀村ですかね、斎藤建築で耐震を診ていただきました。建築士の言われるには、日本家屋ではどうしでもつづきの部屋があり、そうすると、そこが一番弱いっていうことで、そこにやっぱり耐震を入れなきゃいけない。私はたまたまこういう建築も少し関わってたもんですから、自分で筋交いを全部入れて、それについては褒められましたけども、ただ、ここが弱いっていうのは今言ったように、2部屋続いた場合に、そこが弱いと、一番ね。ですから、そこに補強すればいいとかっていうような話なんですけども、今の県の話もそうですし、これから補強の補助を出してもらうのにもここをこうすればいいというような、何かそういうもうちょっと具体的な話をしてもらわないと100万円なのか1000万のかね、その辺が100万円だったらできそうだけど、1000万と言われるとできないという話になっちゃうし、そういうことを考えると、もうちょっと具体的にそういう補助についての説明会だと、そういうものも国もそうですし県もそうですし、村の方も何か少しそういう具体的なことやってほしいなっていうふうに私は思いますけども、村長、どう考えますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えをいたします。

確かにどのように補強をすれば、耐震度が上がるかっていうのは素人の方じゃわからないと思います。斎藤建築さんに施工していただいて、その方からもご指導いただいたかと思いますが、部屋が続いている、うちも古い家ですので、部屋が10畳二間とか三間とか続いてますが、もう何か設計士に言わせると、間にもう壁を作らないと無理だろうと、やまなみ荘 も大きな改修工事をやったときに、手前の部屋と隣が続いていたんですが、耐震がちょっと弱いということで、あそこを壁にしました。よく やまなみ荘 ご利用いただいているんでわかると思うが、そのようにやっぱ具体的に説明していただくには、各家を見ていただかないと、それが建築業者なのか設計士なのか、そういう専門家に見ていただいて、個々に相談を受けるような体制、それで村でどういう窓口にすればいいのか、今後検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今実際に今回だいぶ能登半島では地震でもって家屋が結構倒れました。で、要するにお金の話になりますと、倒れてから、いろいろ補助して、またいろいろいわゆる復興させる、そういう意味では相当なお金かかりますけども、逆にある程度耐震の方に、先に前もって、補助を今の150万じゃなくて、300万でも400万出しても逆にその方が私は安いと思います。そういうようなことを、もうちょっと国がもうちょっと考えてほしいなというふうに、村長に言ってもしょうがないかもしれないけど、村長も町村会、町村の理事やったり副会長やったりしてますので、ぜひ 国へ行ってそういうような話をね、ぜひしてほしいと思っております。

今言ったように、本当にお金の使う道で壊れてから直すとお金かかりますし、前もって少しでも補強した方が将来的にはずっといいんじゃないかなっていうように思いますので、そんなことを私がここで一言言いたいんですが、国に言いたいです。村長に言いたいですけど。

そういうことでぜひこれから国へも県にも村長の声から一言でも、道路も、トンネルも含めて、いろいろお願ひしたいと思いますので、ぜひ健康で頑張って、これこそ大変ですけども、いろいろお願ひして、私のこの今回の耐震補強に対する地震対策と避難所の改善ということで今質問しましたけども、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（太田譲君） 次に2番 山本議員。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 2番 山本吉人です。通告どおり、ただいまより一般質問をいたします。今回の質問内容は、生坂村の防災対策、防災装備についてです。

近年、全国で大きな災害が発生しています。今年元旦では、能登半島大地震が発生し、甚大な被害になっています。被災地の早期の復旧復興を心より願います。

これからますます地震などの災害が増えていくと考えます。さらに、ニュース等報道でもわかるとおり、災害時、水がない、食べ物がない、電気・ガスが止まっているなど、ライフラインが機能しない恐ろしさを改めて痛感しています。また、災害時の正しい情報収集、災害現場の確認等を的確に判断することが、救援・救出活動の迅速な対応に反映していると感じています。さらに加えて、人ととの助け合いが災害時、災害後の復旧に一番大切と感じております。これから生坂村でも、当然、災害時に備え、対策準備していかなければなりません。幸いにも生坂村は、脱炭素事業として、太陽光発電を中心としたエネルギーの自給自足を進めていくということで、電気等のライフラインを確保することができると大変期待しております。

そこで生坂村の防災対策、防災装備について、次の5点を質問いたします。

一つ目です。現在、村で配布されている非常時持ち出し袋があります。内容としましては、非常時持ち出し袋が1点、ラジオ付き手回し充電式ライトが1点。避難完了確認旗が1点、および食器セットの1点の合計4点になります。「他に必要なものは各家庭で用意をお願いします」と紙にも書いてあります。避難所等に避難する、避難できるを想定した内容と思います。近年の大地震では、避難所等に避難できずに、取り残される住民が非常に多くなっています。

質問いたします。取り残された場合等に対応する避難道具の追加、例としましては、ヘルメット、寝袋、エマージェンシーシェルターなど、または新規にそれらを想定した非常時持ち出し袋が必要、用意すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 2番 山本議員のご質問にお答えをいたします。生坂村の防災対策についてということで、避難所への避難ができない方への避難用具の用意についてというお尋ねであります。

議員がお示しをされました、村は配布をしてまいっております非常持ち出し袋は、議員の言われる内容のものが入れられており、災害時に各家庭個人で必要となるものを追加用意していただくこととしております。家屋の倒壊が発生するような大規模地震の場合には、まず身の安全の確保をしていただくことが重要であり、避難所に実際に持ち出すということはなかなか難しいということが現実かとは思いますが、非常持ち出し袋は大雨のような災害を予測できる場合には避難時に活用いただけると考えているところであります。

ご質問の取り残された場合の対応ということですが、地域が、あるいは特定の世帯が孤立した場合で、家屋が倒壊している、そういう場合は想定されるかと思います。そうした場合には非常持ち出し袋というよりは、小さくても頑丈な倉庫のような備蓄庫が必要になるかと思います。

村の立地条件からそうしたことを想定される地域が多くあり、全てに対応していくということは相当な時間と費用を要することになりますが、重要な検討課題であることから、そうした場合の、まずは対応方法、陸路での避難、空路での避難、避難手段がない場合にはどうするのか、そういうこと、また物資の供給なども含めまして、総合的な検討を進めてまいらなければならぬというふうに考えております。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答どうもありがとうございました。

先ほど総務課長言われましたが、現非常時持ち出し袋は、大雨のような災害の予測できる場合には活用できるとのことです、これから災害は、能登半島地震もありましたけども、予期できない等の災害が増えてくると私は感じております。ですから、これからは予測できないときのための非常時袋の内容に変えていくべきと考えております。そして、また先ほどの説明では、予測できる災害時のみしか使用できない非常時持ち出し袋とも考えられますので、そういう状態では村民の方も不安を感じるかと思います。そこで、再度質問させていただきます。

先ほど言われました、頑丈な入れ物等も必要となってまいります。

これから先の大地震、大雨等の災害による予測できないときの非常時対応装備が、これから用意できるのかどうか質問いたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど私の申し上げました小さくても頑丈な備蓄庫のようなものということです。非常持ち出し袋は先ほども申し上げましたとおり、大雨のように予測できるときはいいんですが、地震で家屋が倒壊した中を持ち出すということは非常に困難あります。まずは身の安全を確保していただくことが一番になりますので、それは現実だということは重々承知しております。そうしたことから先ほどその備蓄庫のようなものということでお話をさせていただきましたが、どんなものがいいのか、あるいは孤立するような地域ですかそういったことも十分これから検討していくかなければならないと考えておりますので、実際にそういったものができるか、また設置する場所があるのか、しなければならない地域があるのか、そういうことも含めて今後検討はする課題だと考えておりますので、検討はしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） どうもありがとうございました。非常に難しい問題だと思いますけども、できる限り村民の安全が守れるようなものの装備配置をしていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問をさせていただきます。2番としまして、避難所等へ避難ができなかった場合など、孤立または食料が調達できない場合を想定して、各世帯へ3日から1週間程度、非常食、

飲料水の用意が必要と考えます。加えて、わずかでも備えることで、大切な命を守ることも可能と考えます。質問します。

各世帯への非常食の用意をするべきと考えていますが、どうでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。各世帯への非常食の用意についてのお尋ねであります。

災害時の食料の確保につきましては、大雨による災害の場合は事前に予測ができる、用意することは可能ですが、地震の場合はそういうことはできないというふうに考えます。そのため議員言われるとおり、事前の用意が大切となります。

村では、全戸に配布した防災マニュアル3ページで、各ご家庭で用意していただくものとして、食料、最低でも3日分、可能な限り1週間程度ということを確保、それから1日、1人3リットルを目安にした水、それから調理器具になるカセットコンロなどを挙げております。村でも水、食料の備蓄はありますが、到底災害時の全てを貯えるものではありません。本村では各ご家庭で米や野菜などを作っている家も多くありますが、やはり日頃からの備蓄へのちょっとした心がけが必要かと思いますので、各ご家庭での備蓄をしていただけるよう啓発をしてまいりたいというふうに思います。以上でございます

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答どうもありがとうございました。

先ほどからですけども予測できない大地震が起こるために、各家庭での装備の備蓄、食料備蓄について啓発していくということは、とてもいいことだと思います。ただ、諸事情で装備、用意できない方も居られるかもしれません。その人の生命を守るためにも、非常食の用意は非常に重要と考えています。そこで再度質問いたします。

各家庭ごとに年1回の非常食等の備えがあるか、確認もしくはアドバイス等をするような行政のサービスというか見回りができるのか。もう一つ非常食等の購入に必要な補助ができるかどうか、ご質問したいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。各世帯への村のアドバイス、支援というお尋ねかと思います。

それぞれ個々に村の方から回ってどうですか、という見回り的に行なうことは、なかなか難しい面があるかと思いますが、総合防災訓練などのそういった機会を通じて、それぞれ村民の皆さんお1人お1人が、そういったことを確認できるような、そういった訓練の持ち方、また広報の仕方、啓発の仕方なども考えていく必要があるというふうに考えておりますので、そういったことで、各ご家庭には啓発をしていきたいと考えております。また食料、備蓄食、非常食への補助金等そういうお話をいますが、なかなか世帯構成であったり、年齢の問題ですか、いろいろそれぞれ全て各ご家庭により状況が変わってきます。そういったことも含め、平等に行なうということになりますとなかなか難しい問題ではあるというふうに考えております。いろんなご意見を伺いながら村で災害に対して準備をしておくことが必要でありますので、またご意見をいただきたいと思います。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） どうもありがとうございました。非常に難しい問題だとは思います
が、できる限り前向きに村民の生命を守れるような、非常食、装備ができるような家庭が全家庭
になるような村政、村の指導等ができればなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。大地震時をはじめ、災害時で正しい情報収集、災害現
場の状況確認・分析等することにより、迅速な救援救出、消火活動に反映してくると強く感じて
おります。生坂村、山間地域であり、災害時、人が災害現場等に入れない場合が発生する可能性
が考えられます。こんなとき、ドローンの必要性を強く感じます。ドローンを使えば、地上では
わからない災害状況を把握することができ、避難ができず、孤立している人を見つけることも可
能と考えます。また、ドローンの免許も取りやすくなっていますので、各自治体も積極的に
導入の動きになってきております。質問いたします。

9月の一般質問でも取り上げましたが、消防または役場等で、ドローンを配備すべきと考えま
すが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。消防団へのドローン配備についてのご質問で
あります。

ドローンにつきましては近年、様々な場面で活用が進んできており、人が容易に確認できない
ような災害別現場でも、活用されてきているということは承知しております。また松本広域消
防局では、局全体で2台配備されていると伺っております。災害時のドローンの活用につきまし
ては、議員言われるように、陸路での通行が不可能な場合に、比較的短時間に情報収集を行うこ
とができる、災害対応に役立たせることができます。その他、大きな機体になると物資の運搬も可
能となりますし、災害時のドローン運用につきましては、一定程度の条件はあるものの、航空法
で定められた禁止内容が適用されないということもあります。災害時には有効活用が期待できます。

一方、実際に運用するとなると、運用者、操縦者の育成、そのときの天候、通信状況などに課
題がありますが、これまで熊本地震や豪雨災害、災害などでも運用されており全国の消防本
部で導入され、検討も進められているようあります。消防団への配備をすべきということであ
りますが、村では現在1機所有をしており、災害以外の業務で活用をしたということもあり、災
害時には先ほど申し上げましたが、航空法の定めが適用されないため、所有機の活用はできるも
のと思います。

また大規模な災害が発生した場合には、国土交通省では被災地の取り組みを支援する緊急災害
対応派遣隊、テックフォース（T E C—F O R C E）が組織され、ドローンを活用した被災状況
の把握も行われていると承知をしております。

ドローンでどこまで対応するか対応しなければならない状況なのか、災害ごと変わってきます
し、国や県、消防局、場合によっては民間への依頼なども検討ができるかと思います。その活用
方法や維持経費、運用者、操縦者の育成などと併せて、民間企業・団体との協定ということも含
めまして、災害時の情報収集について総合的に検討をさせていただきたいと思います。以上でござ
います。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答どうもありがとうございました。

近年の災害でドローンの有効性は実証されており、山間地域である生坂村には絶対必要なものと考えております。県内でもドローンの資格免許を取りやすい状況になっております。そこで提案します。

9月に行われる村の総合防災訓練時に、消防団と合わせてドローンの実地訓練等を取り入れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。総合防災訓練で、消防団に実際にドローンに接してもらう機会はどうかというそういうお考えかと思います。

大変そういった状況を実際に消防団に見ていただく、団員に見ていただくということは、重要で大切なことかと思います。また、そうした場合には、指導していただく方ですとか、そういう方も来ていただけなければならないということもあるかと思いますので、またその辺、消防団やそういったところ教習機関みたいなところとも対応が必要になりますので、また検討はさせていただきたいと思います。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ありがとうございます。ぜひ消防団または興味のある方等にドローンの操縦、ドローンの有効性というのも広めていけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問よろしいですか。次ですが。ドローン配備の理由と同様に生坂村は山間地域であり、災害時救援車両などが入れない場合が考えられます。自動車は入れなくともオートバイなら入れると考えます。質問します。

車で対応できない救援物資の輸送、救護活動、消火活動など、災害時に効果的であり、必要性を強く感じるオートバイ、オフロードを消防団へ配備すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい。お答えいたします。消防団へのオフロードバイクの配備についてというお尋ねであります。

消防団へのバイク、オフロードバイクの配備につきましては、令和5年9月議会において、議員よりご提言がありました。その際には松本広域消防局での配備状況を申し上げ、消防団が所有し活用した場合、有効ではあるものの、懸念材料もある旨お伝えした上で検討していくことということで答弁をさせていただきました。能登半島地震では道路の崩落、決壊等により情報収集、救助・支援に時間を要したと言われております。そうした今回のような大規模地震、その他の自然災害・火災など様々な災害を想定し、対応をシミュレーションしておくことが、大切だということを感じたところであります。

その上で消防団へのオートバイの配備についてですが、道路の決壊・亀裂で、自動車が通行できなくなった場合には大変有効に活用ができるものと思います。一方、道路への崩落に対しては、消防団員が運転するバイクは、オフロードバイクであっても、通行が困難なことが予想できます。

また本村の地形、地理的条件なども考慮し、消防団が所有することで活動が効果的に行えるか検証が必要であり、消防団、また消防委員会等で検討をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答どうもありがとうございました。こちらもちょっと先ほどとちょっと重複してしまいますけども、ドローンと同様に、オフロードバイクの有効性というのは、能登半島地震もありますけども、非常に十分な活躍をしていると考えられると思います。

これ先ほどとちょっと重複してしまいますけども、ドローンと同じく提案させてもらいたいのは、まず実地検証、これ先ほど消防団と消防委員会と書いてありますが、できればドローンと同じく防災訓練等のときに、オフロードバイクの有効性というのも実験できればなと思います。こちらの方はバイクの準備、保険とかいろいろあるので、非常に難しいとは思いますけども、そのような形で取れるかどうか。どうでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

オフロードバイクについてのあの実地での消防団員に情報提供ということですが、広域消防局でもオフロードバイクを所有しているということは承知しておりますので、またその辺とも広域消防局ともちょっとご相談をさせていただいて、検討はしてまいりたいと思います。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） どうもありがとうございます。すいません。難しい質問ばかりしちゃってすいませんでした。ぜひ考えられればいいなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

では最後の質問をさせていただきます。近年、大災害が起きるたびに、大変強く感じることは復旧復興の一番大切なことは、お互いが助け合う相互扶助の心と確信しています。助けてもらうだけではなく、積極的に助けに行くことが大切になります。能登半島大地震や長野県では、令和元年、東日本台風の時、仮設住宅の代わりとして、トレーラーハウスが活躍いたしました。ある国会議員の方も、防災対策時のトレーラーハウスの実用性を高く評価していました。

例えば、各自治体に1台のトレーラーハウスがあれば、有事があれば、それぞれのトレーラーハウスを提供することで、早期の仮設住宅の設置ができるということです。

これから時代、生坂村だけの防災対策ではいけないと考えております。自治体同士が支え合う相互扶助の精神をもとに、トレーラーハウスを配備するべきと考えますが、どうでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい。お答えいたします。トレーラーハウスの配備についてのお尋ねであります。

今回の能登半島地震では避難施設自体が被災したことから、トレーラーハウスの活用がクローズアップされ、実用性が評価されております。これまでの大きな災害でも活用がされてきており

り、避難施設の機能のみならず、支援のための拠点、ボランティアなどの宿泊など、幅広い用途での利用が期待でき、設置までの期間も短期間で行うことができます。

一方、設置には道路状況も関わってきますし、移動するとなると、牽引するトレーラーが必要になります。配備への考え方はいろいろあると思いますが、長野県内には、これまで災害時に被災地へトレーラーハウスを提供してきた業者があるようありますので、そうした業者さんのお話を聞きながら、災害時の協定ということをまずは検討ができればというふうに考えております。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答ありがとうございました。トレーラーハウスの数々の実証をされており生坂村にもぜひ欲しいなど、私自身感じております。

また、生坂村に配置するだけで、他の自治体の緊急時に活躍することも考えられると思います。先ほどの総務課長の説明の方にもありました、設置についてということで、もし配備ということであれば、いくさかの郷 等に置き、常駐し使わないときには季節ごとのカフェをやったり工芸品の展示他いろんなものの販売にも使えるんじゃないとも考えております。

また、脱炭素事業の一環とする太陽光発電システムをソーラーハウスにして自活できるトレーラーハウスということでこれもまた緊急時等の救援センターとしてのブレーンワークとして使えるのではないかと考えております。その他も考え、これからトレーラーハウスの配備検討とともに、よろしくお願ひしたいと思います。私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） ここで、換気のため休憩をとります。再開は14時40分とします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○議長（太田譲君） 再開します。次に3番 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 3番 藤澤幸恵です。通告に基づき、一般質問いたします。今回は高齢者の見守り、それから小中一貫教育の2点について質問をします。

初めに、高齢者の生活見守りについてです。高齢者のみの世帯が増加し、日々の見守りが課題となる中で、いくさか大好き隊 による高齢者の生活見守り事業が行われています。平成26年度からは、それぞれの世帯に見合った見守りシステムの導入費用への助成が行われているということを、私もつい最近知ったところです。現状等の把握はしたいということで3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目に、村内の75歳以上の人一人暮らし高齢者世帯数と、二人暮らし高齢者世帯数について、この10年間の推移と、この先20年の予測をお聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） それでは、3番 藤澤議員の質問にお答えをさせていただきます。村内の75歳以上の人一人暮らし、二人暮らし世帯数と世帯数の10年間の推移と、この先20年の予想についてということでございます。

生坂村の75歳以上の人口は、10年前と比較して55名減少しており、令和5年10月1日時点で435名です。総人口も323名減少しておりますので、生坂村の高齢化率は平成25年の時点で38.7%でしたが、令和5年には43.3%となっております。75歳以上の高齢者の一人暮らし、二人暮らし世帯数は、統計を取っていないため、お答えはできませんが、65歳以上の高齢者の世帯数は、第8期介護保険事業計画によりますと、令和2年3月末で一人世帯168世帯、世帯数に占める割合でありますが、23.3%となっております。高齢者のみの世帯は291世帯、40.2%となっております。令和5年の時点では一人世帯166世帯23.2%、高齢者のみの世帯は278世帯、38.8%であり、世帯数に占める割合はほぼ一定となっていると考えております。令和5年度の75歳以上の高齢者一人世帯は、113世帯、世帯数に占める割合は15.8%、高齢者の二人暮らし世帯は49世帯、6.8%がありました。高齢者人口に占める割合では、一人世帯が26%、二人世帯が22.5%となります。

今後の20年の予想でありますけれども、国立社会保障人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5年推計によりますと、総人口、高齢者人口とも令和27年まで徐々に減少し、令和7年には総人口1,476名、75歳以上の高齢者人口392人に、令和17年には総人口1,208人、75歳以上の高齢者人口337人、令和27年には総人口993人、75歳以上の高齢者人口を285名と予想しております。

先ほどの高齢者人口に占める割合が大きく変化しないと仮定をいたしますと、令和7年度の一人世帯は102世帯、二人世帯が45世帯の90名。令和17年の一人世帯は88世帯、二人世帯が39世帯の78名。令和27年には一人世帯が74世帯、二人世帯が33世帯の66名となると予想をしております。以上で答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ただいまの答弁ですと、高齢化率については大きく変化しないと仮定できるということなんですが、今後、令和27年には人口が993名ということで1,000人を切ってくるという、かつ家庭ができる中で、財政面や人、マンパワーの面で考えるとやはり今後も高齢者の支援や見守りが大変になってくるのではないかと考えることができます。そういうことも踏まえて、次の質問で、今 大好き隊 の見守り事業についての活動内容を具体的に教えてほしいということと、そういう事業の中で問題点や課題、があれば教えてください。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。大好き隊 の見守り業務の具体的な説明と問題点や課題ということでございます。

まず大好き隊による見守り業務は、75歳以上の独居または高齢者のみの世帯を対象としております。具体的な業務は、これらの世帯を月1回程度、定期的に訪問しましてお話を聞きながら、健康状態を含めた生活全般の状態確認を行っております。困り事などの相談を聞いたときには、その場でお伝えできることは、そのときにお伝えしますし、後日担当部署に確認をして、内容をお伝えすることもございます。早急に対応が必要な事案については、その都度担当者へ報告いた

しまして必要があれば、担当者と再度訪問することもございますし、次回の訪問時に担当者からの情報を伝えるなどを行っております。心配な点がある方につきましては、月2回、訪問を希望されない方でも、年に数回は訪問で様子を見ております。今年度は一人暮らし世帯75世帯、二人暮らし世帯39世帯で、153名の見守りを行っておりまして、毎年150名から160名程度の高齢者の様子を見ております。

次に問題点や課題でございますけれども、担当職員からは悩みや不安などは各ご家庭によって様々ですが、どの方も話を聞いてほしいという思いが、根底にあるように感じていると聞いております。一人暮らしの方は、人と話す機会が少ないので一日中誰とも話せないこともあります。元気塾 や 健康応援隊 などにお誘いしても、特に冬場は外出を渋る方が多いようです。人によっては人の中に行くのが苦手だけれども、人とは話したいという方もおられるようで、見守り隊員が訪問すると、話が止まらない方もいるようですが、丁寧に話を聞くよう心がけております。今後の課題でありますが、現在75歳以上の人一人暮らしと、高齢者のみの世帯のうち、介護保険のサービスを、利用していない方を訪問し、見守りをしておりますけれども、訪問対象としていない方で、ご家族と生活はしておりますが日中は一人で家にいる方についても今後訪問したいと考えております。以上で答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） それで、続いてなんですけれども、平成26年からそれぞれの世帯に見合った見守りシステムの導入費用への補助は行われているということなんですが、見守りシステムのスキームと現在の導入状況を教えてください。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。見守りシステムのスキームと導入状況ということでございますが、平成26年から導入をいたしました生坂村緊急通報装置等設置事業補助金につきましては、一人暮らしの高齢者が、設置する緊急通報装置の設置工事と利用料に対し、補助するもので、することで本人と親族等の不安の軽減を図るもので、設置工事に対する補助率は10分の8、上限5万円となります。利用料に対しては月額の3分の2、上限2,000円を助成しております。

対象となる緊急通報装置は、見守り機能やごく簡単な操作によりまして緊急事態を決められた方に通報することが可能な機器で、メーカーによりまして様々なタイプがございますので、それぞれのご家庭に合ったものが選べるようにしております。

令和5年度までの導入実績は2件となります。この補助事業につきましては、高齢者の見守り隊員が2年前に対象世帯の訪問時に、各会社のパンフレットをまとめた冊子を持参いたしまして、説明もいたしましたが、あまり導入されていない状況であります。

導入が伸びない背景には、毎日子供と電話をしているとか、近所の方が様子を見に来てくれていてるからなどによりまして不安を感じていないからのようです。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） わかりました。大好き隊 の見守り事業の課題の中で、今答弁二つもらったんですけど装置の導入と、それで 大好き隊 が見守りで訪問している課題の中では、人と一

日中会うことがなくて、何となく寂しい思いをされている方がいるのかなという印象を受けました。でも、緊急通報装置の補助についてお話をすると、毎日子供と連絡を取っているので、それほど不安なことはない、というようなことで、私には必要ないよっていう方も多いという印象を受けるんですが、この高齢者の生活の見守りをやっていく中で、どちら側の方が多いいっていうふうに感じてるんですか。私は、うちは大丈夫、私は大丈夫っていう人が、多いのか、それとも何か誰かに来てもらいたいとか、そういった支援を求めている人が多いのか、どちらの方なんでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

統計を取っていないため私の主觀となりますけれども、業務の中では、話をしたい人と接したいという方が多いように感じております。

ただし、そのやはり家から出ないことによりまして、例えば身だしなみに気が回らなくなったりとかいうこともございまして、余計に出ない状況で、悪循環に陥ってる方もいらっしゃるというような感じは受けております。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） わかりました。あとすみません、2件の緊急通報装置の導入があるということなんんですけど、ちょっと具体的にどういったものなのか、いろんなものがあるっていうことなんんですけど、どんなものなのかどんなふうに使う、使っているものなのか、ちょっと教えてください。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） すいません、2件の導入された機器の種類なんですが、1件はカメラのついたタイプで、監視、中の様子がご家族が見れるようなタイプとなります。もう1件につきましては、緊急通報装置といいますか、ボタンを押せば、決められた業者が家に駆けつけるというようなタイプのものになりますて、その導入の背景については各家庭によりましていろいろ事情がございますけれども、不安な点があつての機種の選定ということで聞いております。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） わかりました。確かにカメラでね、監視をするっていうのは今一番見れてわかりやすいんですけど、やっぱりそういうのはいつも誰かに監視されてるってことで、やっぱり導入を求める人は少ないと思うんです。あと緊急の何かの時に、ボタンを押せば、家族のどこにいくんですかね、通報が。ちょっとわかんないんですけど、消防署とかそういった方にいくんですかね、それだけちょっと教えてください。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 緊急通報者の連絡先なんですが、ボタンのタイプの方につきましては、業者の方、業者といいますか、警備会社の方に通報がいくような設定のものであります。会社によりましては、警備会社ですとか、宅配会社の方でもそういうサービスを行っているものがありますので、その配送員の方で緊急に飛んでいくようなタイプもございますが、そちらの方は今のところ導入はない状況です。以上で答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。どういったものかというものがわかりました。本当に身近なところで、つい最近もあったんですけれども自宅の中で転んでいて、誰も家族の者がいないので、そのままお亡くなりになっていたというような事例が村内でも発生しております。本当に私ごとなんですけれども、うちの母親、まだ75にもなっていないものなんですけれども、ちょっとしたきっかけで認知症の症状が出てきた。それは、家族と暮らしていたり、私も近くにいるので、すぐ対処ができたので、一時は、もう本当にどんどんこのまま進んでしまうかなというふうに思ったんですけども、やはり気づきに早ければ早いほど回復も早く、今では割とはっきりしていて、いい状態になってきました。やはり大好き隊の見守り事業では多くても、不安な人でも多くて月2回ということで、1ヶ月、もう少しの期間が空いてしまうということで、ちょっと発見が遅かったりだと、もう少し早ければ、もっといい状態にいたということもあると思うので、何かいいものないかなというふうに私ちょっと最近いろいろ自分の身の回りとかそういうので、自分も年取って親が年取っていく中でいろんなことを考えるようになったんですけども。

実は安曇野市なんかでは、それこそ配達業者さんや郵便局、それから、新聞配達、新聞屋さんとかでも協定を結んで何か変化があった時には、役所の方に知らせをするというような協定も結んでおります。本当にそれはね郵便物があったり、行く用事があれば見届けられるんですが、全世帯にというのはなかなか難しいのかなというふうに感じています。

私ちょっと一つ提案というか、いいなと思ったのがあったので、ここでちょっとお話をしたいと思うんですけども、郵便局で行っている高齢者の見守りサービスというものがあるんですけども、モニターを自宅にセットするんです。そうすると、そのモニターが話しかけてくれるんです。定期的に。今日は調子はどうですかとか、例えばお薬を飲んでる方だったら、お薬飲みましたかとか、時間でこう話しかけてくれる。それから、離れてるご家族とも通信がで、通話もできたり、必要によってはビデオ通話もできる。それからご家族の方がそのタブレット的なものに家族の写真だとか動画を送ることができる。高齢者の利用の方は、操作がいらなくていいんですね。本当に指一本で、ちょっとポンッてきたらそこだけ押せばいいとか、言ってくることに対する対応は自分も声で答えればいいので。なんていうんですかね、それを取り入れてるちょっと自治体があるんですけども。利用者の方も利用者の方も、高齢者の方ですけど、楽しいと。それが家にあって、いろいろ話しかけてくれるので、楽しいというような声が多くあるそうです。

全部の、もちろんWi-Fiの設備は必要ですので、全世帯にとってなかなかちょっと難しいのかなと思うんですけどもちょっと何て言うんですかね、モニター的に何名かの方に利用していただいて、どうなのかなっていうのを実際使ってみてもらって、いずれはそういった必要な世帯に導入をしていってあげるっていうのはどうかな、と思ったんですけども。少し実証実験的にそういうものを導入してみるというような、私の提案なんですけど、できそうですか。村長に聞いていいですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番 藤澤議員の質問にお答えをいたします。

何年か前にそのような話がありまして、先進地の白川町へ行ったことがございます。確かにW i – F i の環境であったり、高齢者がその端末を使えるかという、そういうことで、当村としては見合わせましたけれど、今、藤澤議員言われるとおり、この頃は高齢者もスマホ持っていますし、慣れてきているのかなと思います。モニター的にそういうことをできるかどうか、検討をさせていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 本当に操作はとても簡単になってきているようですので、本当に数台でもいいので、ちょっと取り入れてもらえばいいと私は思います。検討をお願いします。次の質問に移ります。

小中一貫教育についての質問をします。来年の4月から施設分離型の小中一貫型小学校中学校による一貫教育が始まるということで、今年度、終わりにかけて中学校や小学校の保護者に向けて教育委員会の方から説明等ありました。

それを進めていくということで、大枠の教育方針というものが決まってきたとは思うんですけども、昨年、3月の定例会、一般質問で、吉澤議員が一貫教育の施設面の方について質問を行っています。小学校の施設が、もう大変古いということで今後どのようにしていくのかという内容で、そういったことがもう喫緊の課題なので、検討会あるいは準備委員会を立ち上げる必要があるという答弁も、そのとき教育長、その当時の教育長は答弁をされています。教育長代わってはいるんですけども、今後教育施設をどのようにしていくのが望ましいと考えるか、教育長の考えを教えてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 3番 藤澤議員の質問にお答えいたします。小中一貫教育ということでお尋ねがございました。

少子高齢化や情報化、グローバル化など社会が大きく変化しております、この生坂村でも人口の減少が大きな課題となっております。また教育分野では少子化や人口減少による児童生徒数の減少、学力の定着や向上、児童の発達の早期化への対応、また今の社会や情報社会の次にくる社会と言われておりますSociety5.0（ソサエティゴーテンゼロ）や、変動、不確実、複雑、曖昧など、変化が急激で先を見通すことが難しいいわゆるV U C A（ブーカ）の時代など新しい時代を生き抜く力の養成さらには特色ある教育の導入など多くの課題や対応すべき事柄がございます。

令和3年4月に、生坂村保小中一貫教育研究検討協議会から提出されました最終報告書を踏まえ、人口減少や少子化、来るべき新しい時代への対応や、生坂の子供たちの学びや育ちのため、故郷生坂を思い、新しい時代を生き抜く力を身に着けていただけるよう学校教育の新しい取り組みとして、施設分離型の小中一貫型小学校中学校を導入することとし、基本的な考え方や指針等を明らかにするため、昨年3月に生坂村一貫教育基本方針を策定させていただきました。

この基本方針を踏まえ、昨年4月から小学校中学校の教員と、協議会で具体的な一貫教育の内容の検討を進めまして、広報いくさかへの掲載や小学校中学校での保護者の皆様への一貫教育説明会で、

説明の方いたしましたが、この4月から小学校中学校の校舎をそのまま活用しながら、一貫性を持たせた教育の方を始めてまいります。

議員ご指摘のとおり、昨年3月でしたが、令和4年3月の定例議会で保小中一貫教育実施のための財政計画についての質問に対しまして、まずは、財政面で支障がないソフト面からの保小中一貫教育を導入し、その姿を村民の皆様に見ていただいた上で、準備委員会か検討委員会を立ち上げ、新たな小学校の校舎を将来建設するかどうかを議案を深めていきたいという旨の答弁をいたしました。

今後の教育施設のあり方でございますが、まずは、この4月から始めます施設分離型の小学校中学校による一貫教育をしっかりと進めながら、その実施状況や成果等を見極めた上で、既存の中学校の校舎を増築するなどして、義務教育学校や施設併設型の小学校中学校に転換をする。また施設分離型の小学校中学校として継続していくこととし、小学校校舎の長寿命化工事を行う、または同一の敷地内で小学校の校舎を建て替えるなど、当生坂村の財政状況の見通しなども踏まえながら、特に小学校の校舎のあり方を検討していくことが、望ましいと考えております。

なおこうした検討には時間を要することが見込まれますので、小学校の校舎は昭和54年の開校以来45年が経過をしており、必要な修繕はしっかりと予算の方を確保しながら実施しておりますが、引き続き、安心安全に学校教育活動を行いますよう、必要な修繕工事等は適宜実施をしてまいります。以上、答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） まずは、一貫教育をみてもらいながら、やっていきながら検討をしていくという答弁なんですけれども、具体的に時間はそんなにないので、もうそろそろきっちり方向性を決める時期かと思います。一貫教育もスタートさせたということで。準備委員会または検討委員会の設置を検討するという、去年の段階でそういった答弁がありましたので、来年度すぐ設置できるのかどうか、どうでしょうか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 改築なり移転なりの準備会なり検討会議を立ち上げることでございますが、先ほど答弁申し上げたとおり、まずはこの4月からソフト面での小中一貫教育をスタートいたしますので、まずはそれをしっかりと進めてまいりたいと。ちょっと年数的にはどのくらいかかるかわかりませんけど、なるべく早い時期には学校の校舎をどうするかといった検討の方を始めたいと考えておりますので、年度当初から、ちょっと検討会議などを立ち上げるといったことは今考えてはございません。以上答弁といたします

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 駄目です、駄目です、それでは駄目です。生坂村も公共施設の長寿命化に関するロードマップっていうものが計画されてるんですね。それには2024年から2026年の間で長寿命その3年間（24、25、26）その間に長寿命化をしていかなきゃいけないっていう、計画がたたっているんですね。そうすると、その間にもう10億円ぐらいの、予算が工事費が必要になるっていう、そういう計画が出てるんです、はっきり。なので、そのソフト面はいいんです。ソフト面やってもらえば、先生たちで一生懸命やってもらえばよくて、いいんですけど、やっぱ今後、高齢者見守りのところでもあったように人口減っていきます。20年後を見据えた上で、公共

施設、特に小学校とか中学校というのは大事な教育の場所ですので、ちゃんと考えていいかなきやいけないと思うんです。

その研究検討協議会、小中一貫の、そこではもう一貫教育の導入をすることを提言していくことをやってくださいと。それと同時にその教育の導入効果を高めていくには、いずれ義務教育学校への移行も視野に入れて、施設一体または併設型の小中学校にするのが望ましいっていうそういう提言が出てるので、そこを無視しちゃいけないし、とにかくそんとこは、早くやらないといけないので当初で立ち上げていただきたいんですけど。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 申し訳ないですけど、繰り返しの答弁になってしまいますが、まずは、これからスタートする一貫教育を、しっかりと進めていくということ、もちろん後者の問題等もございますが、なるべく早くそういった検討会なり準備会を立ち上げたいとは思っておりますが、ちょっと年度当初からやる考えは今のところございません。以上で以上答弁をいたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 年度当初から考えていただきたいんですけども、考えていただけないみたいなので、村長の方にお伺いしてもいいですか。建てていかなきやいけないと思うんですけど、どうですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番 藤澤議員の質問にお答えいたします。

2024年から2026年に長寿命化の計画があったわけでございますが、そのときは小中一貫教育についてまだ検討中でございました。これで、この4月から小中一貫教育を施設分離型で実施をするところでございます。長寿命化をするというよりは、私の考えですが、併設型であったり、一貫の義務教育学校というのも視野に入っておりますので、長寿命化をするとそれだけ施設分離型の期間が長くなります。それを行わず、併設型で小学校を新築するのか、そういうものも今後検討していかなければなりませんが、まず、年度当初でなくて、私は十分検討する期間があると思います。というのは、まだ45年ですから、鉄骨は一応60年ということで、やまなみ荘も考えていますし、小学校も考えています。

ただ60年を長寿命化するには、そろそろやらなければいけないということでございまして、松本市は今、他の梓川小学校とか、何かやられてるようでございます。それはそれなりに、10億以上かけて、長寿命化を図って60年を80年にするのか、ちょっと詳しくはわかりませんが、そんなような形で今取り組んでいます。

当村としては、まだ長寿命化を完全にするという結論には達していませんので、ここをソフト面で動き出してから再来年度あたりからになるのか、来年度あたりからになるのか、途中から検討会議も考えていきたいと思います。以上、答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） まだ猶予があるという答弁だったんですけれども、だとするならば、本当に学校っていうのを、どういう学校にしていくかっていうのをきちんと決めて、今住んでいる子供たちが、少人数でだんだん子供の数も少なくなっていく将来を見据えて、その子たちが元気に通える学校にしていくのか、それとも義務教育学校にいざなっていくという仮定をして。そうすると何て言うんですか、教育の内容も自由な発想というか、何かに特化したり、特別な教育内容っていうものも組み込んだりすることができるので、そういう特徴のある学校にして、外から子供をね、子育てる世帯を呼ぶような学校にするのか、その辺のところをまず考えて。じゃあどういう学校になってなったときには、おそらく校舎を併設型一棟の一体型にしていけばいいというような方向にはなる、なっていくと私は想定できます。それにだんだん人口も減少していきますので、なかなかこういった小さな自治体で大きな公共施設を維持管理していくことも非常にお金がかかっていくことですので、できるだけ早めの検討をしていただきたい。どんな学校にしていきたいのかっていうのは、もう本当に新しく教育を受ける子供や保護者、それから地域の人たちも交えてしっかり話を聞いてもらいたいと思います。

私として1個言うならば、一星亭 ありますね。一星亭 もどういうふうにしていいかっていう課題がある中で、生坂村の人に、加藤さんのお話をずっと、教育をしていきたいとか、本を出したり、ネットで見れるようにしてますけどそういうことが、こう薄れていかないように、あそこの土地と施設をうまく利用して、そういうのもも含めながら教育の場にしていくぞうな気もするので、何かそんなことちょっとどこかに置いておいてもらえるといいかなというふうに思います。はい、以上で私の質問を終わりにします。

○議長（太田譲君） 次に、4番 望月議員。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番 望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。今回は、職員の林業技師資格取得のための育成についてただします。

本村の将来をかけた脱炭素事業がいよいよ本格稼働します。役場も住民も一丸となって、持てる力を精一杯發揮し、この事業を良い方向に導く努力をしなければと思います。村の総面積の78%は森林です。そして、国有林はわずかで、多くは民有林です。今度の事業でも、その荒廃した林に様々な整備が入ると予想されます。やまなみ荘の木質バイオマスボイラーや、ペレットストーブ普及に向けての木材切り出しや、太陽光パネルを設置する場所の確保等、現場で働く人たちが必要になります。

当村には現在、森林の整備保安を生業としている会社は、個人経営の1社のみです。この事業も、外部の専門家に委託するようです。大町の山仕事創造舎という会社です。私は今まで、森林の整備や林業を目指す若者の育成・支援等の質問をしてきました。林業公社を設立したらどうか、という考えも述べました。

村も、森林環境譲与税による森林経営管理制度を導入していく考えを示されました。補助金の額が人口割で決められてしまうので、当村は微々たるもので、せっかくの施策も遅々として進んでいないのが現状と思われます。今回の事業は、長い年月がかかります。そこで質問です。

これを好機と捉え、職員が林業技師の資格を取るために村が育成支援することは、考えられましょうか。山仕事創造舎さんと一緒に森に入ったり、国家資格を持つ森林管理士に現場で指導してもらったり、講演会や勉強会を開催する中から、専門的な知識を持った職員が誕生すれば、持ち主の相談相手にもなれるし、後継者を育てるることもできます。村の将来にとって必要なことだと思うのですが、村長の考えを聞かせてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の質問にお答えをいたします。

林業技師の育成についてというご質問でございますが、望月議員ご質問の 林業技師 でございますけど、日本森林技術協会が認定します森林や林業に関する専門的技術者の民間認定資格でございます。

森林経営計画の作成および造林・木材生産事業等の調査等を行う『林業経営』。林業機械による安全で効率的な木材生産システム等に関する業務を行います『林業機械』。治山・林道等の調査・設計および施工管理を行う『森林土木』。森林の価格評価等の実務を行う『森林評価』。生物多様性保全等のための森林管理・モニタリング調査等に関する実務を行います『森林環境』。木材流通・加工・利用等の業務を行う『林産』。持続可能な森林の管理経営・森林計画の作成等を行います『森林総合管理』。作業道の作設に関する『作業道作設』の8部門から構成をされております。資格を取得するには、各部門で指定する林業技師養成研修や資格要件審査を受けることが必要で、研修の受講やレポート審査が審査試験などが行われているということでございます。

村職員がこうした資格を取得することにつきましては望月議員ご指摘のとおり現在進めております脱炭素事業による森林活用や保全に向けた取り組み、今後進めていくことが必要な森林経営管理制度の推進に向け、将来には非常に有効と考えますが、効果の高い有効な資格業務の選定や現在の業務体系や内容等によります人材の配置確保など調整が必要となりますので、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

また脱酸素事業における木質バイオマスの活用に向けた山林調査では、株式会社エコロミの下請け業者であります伊那市の合同会社ラーチアンドパインにより令和5年度に調査を実施しております。この調査では、各地区の地元のヒアリングや現地調査を行いまして、地域単位での山林の状況や、伐採可能な箇所、整備に関する課題、今後の構築に向けた提案等の報告をまとめていただいております。

この提案の中間報告では、伐採に関しては村が外部委託する手法だけではなく、共同提案者であります山仕事創造舎や森林組合等の作業事業者が主体的に実施する委託方法。また、村内で作業ができる人材の活用などそれぞれの作業方法に応じた補助制度の活用を含めご提案をいただいているところでございます。あわせましてこれらの森林整備の推進にあたっては、民有林を多く有する当村でありますので、所有者との同意を取りながら計画的に事業を実施していくための人材として、地域森林アドバイザー等の活用も必要という提案をいただいているところでございます。

脱炭素に繋がる森林整備の構築は、伐採作業を行う人材に加えまして、森林を管理運営していく人材、また、整備のための財源確保や必要な機材など総合的に検討していく必要がございます。そのため、令和6年度にかけましても、脱炭素事業における木質バイオマスを活用しました設備に対して、持続可能な安定した供給ができる事業構築を目指しまして、調査検討や事業設計を慎重に継続して行っていく予定としております。よって、振興課所管の森林経営管理制度の推進と、脱炭素関係で行っています脱炭素に繋がる森林整備事業との連携を強化しまして、取り組んでいくように考えているところでございます。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 林業技師の資格取得はとてもハードルが高いです。8部門の中からの選択も難しいし、それ以前に、その資格取得のための養成研修を受ける条件として、高校卒業な

ら12年から14年、専門の大学卒でも7年の経験が必要だと資料にありました。資格取得には、長い年月がかかります。答弁も現在の業務体系や内容、職員等の課題のため、今後の検討が必要とのことでした。

通告の冒頭でも述べましたが、まずは人材育成だと思います。今回の脱炭素事業は、綿密な計画の上に成り立っています。整備や伐採に関する調査、施工方法に様々な専門業者が関わっています。プロの仕事を目の当たりにする絶好のチャンスです。そこで、村長に質問です。

新年度になれば、里山で様々な作業が始まります。職員をその現場に派遣して、身をもって体験してもらうというのを提案したいのです。作業員として、村内の人材活用も視野に入れていると、答弁にもありました。まずは1人でもいいんです。職員を現場に派遣して、育成の第1歩を踏み出してほしいと思うのですが、村長のお考えを聞かせてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の再質問にお答えをいたします。

里山作業、暖かくなると始まる予定でございます。どこの地域を、ということで少しお話は株式会社エコロミの方から聞いておりますし、山仕事創造舎の方からも話は聞いております。そこで、その作業はプロがやる作業でございまして、チェーンソーを使うにも資格が要りますし、危険性があることを職員にやらせるわけにはいきませんが、その現場を見ていただくことはやぶさかではないかと考えておりますが、危険性のないような、なんていいますかね、経験をさせるといいますか、そういうことは担当職員、当然現場も見ますのでそれは経験になると考えているところでございます。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 村長に再質問したいのですが、それは危険性のないような経験をさせる、立ち会って見ているだけとか、そういうような感じに今受け取れたんですが、それは育成、職員を林業に携わっていくための第一歩、育成としての第一歩として、今のお答えを受け取ってもよろしいでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 育成といいますか、脱炭素事業に関する中で森林整備がございます。今は村づくり推進室が中心に事務局をやっておりますが、今後、来年度から体制も強化していくたいと考えております。そういう中で、森林整備も一つの事業でございますので、林業関係の育成というよりは、脱炭素事業を行っていく職員で、当然森林整備も行ないますので、そういう中で視野を広げていただいて、この脱炭素先行地域づくり事業を成功させたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 冒頭でも先ほど述べたと言いましたけど、これから森林整備も含めて、そういう人材を役場の中でも育成してほしいっていうのが私の今回の質問の趣旨なんんですけど、実は2年ほど前の一般質問の中で、私、村の子供たちに森のことに興味を持ってもらいたい、将来の仕事として、村の森の中で働くことを選んでくれたらいいなっていうふうに思って、

中学生の林業専門校への見学ということをしたらどうかと提案したことがございます。そのときに、現在中学校では、社会的職業的自立に向けた能力を育成するために、キャリア教育を実施しているが、もし村が今後人材育成を進めるようになれば、キャリア教育の中に、林業専門校の見学も取り入れることも考えられるという答弁をいただきました。子供の頃からそういう環境になじんでもらうこと、育成に繋がっていくのではないかと思います。

先ほども言いましたけど、林業に携わって資格を取っていくのは、とても時間がかかります。子供の頃からそういう環境に親しんでいただくというのも、村の将来のためにはなるのではないかと思うのです。このひと月かふた月ぐらい前に、よくあの信毎にも載ってましたけど、それは小学校の高学年の話なんですけど、森の中から切り出した木で、ベンチを作る、そういうことを教えてもらって、自分たちでベンチを作つて、村の中に据えていくというようなことをやっている学校の記事が小学校の記事ですけど、2件ばかり見たことがあります。そういうふうに子供たちの世代にも繋がつていけばいいなと思って、今回まず村が職員を育成する第一歩を踏み出してほしいと思って、提案してみたんですが、そのことを聞かれて村長、どう思われましようか、再質問でお願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えをいたします。

森林関係は緑の少年団という取り組みもございます。松本地域の植樹祭みたいなものもございまして、そういうところにはコロナ禍前は参加していただきました。そういうことで林業関係というか、森林に親しむような教育もございます。キャリア教育の中でこうすることも可能だということでございますので、また小学校や中学校との協議ができるかなと思います。そちらの方はまた教育委員会と小中学校で森林に親しむような何か取り組みができればと思いますし、前、上生坂の夢の里山の会というのがありますて新生の森で小学生が体験していたことも記憶にあります。

そういうこともありましたので、今後やはり森林整備は必要でありますので、子供たちにも体験をしていただきながら、担当の部署でも職員はそういうことをなるべく把握して、更に進めていけるような知識は持つていただくように取り組んでいきたいと思います。以上、答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 今前向きなお答えをいただきました。

もう一つちょっと村長に質問っていうか、伺いたいことがあるんですけど、今村の職員は県庁とかそれから広域連合あたりへ出向とか、そういうことをやっています。それはどういう趣旨でやってらっしゃるかということは、私はしっかりとわかってはいないんですけど、私が思うところでは育成とか、交流のためじゃないかなと思うんですけど、それのことについてちょっと村長にお伺いしたいんですけど、村長今、県の林業コンサルタント協会の理事をなさってますよね、あそこは、森と人生き生き制度っていうもので補助なんかをしていらっしゃるんですけど、これはお答えいただけるかどうかちょっと私もわからないんですけど、村の職員を、林業コンサルタント協会へ、派遣っていうか、県庁へ出向させるような、そういう制度みたいなもので、出向していただいてそこで1年なりで森林の整備とか、そういうものを勉強してもらうっていうことはできるんでしょうか。お願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 今県庁の市町村課に1人、人事交流で職員が行っています。また広域連合は当番で回ってきますし、1人の方が派遣して松本広域連合で働いています。また、来年度この4月からも人事交流は続けたいなと考えておりますが、こちらから県庁の人事交流でそのような要望をして、県庁の方で聞いていただけるかわかりませんけれど、要望することはやぶさかではないのかなと、今回も人事交流で、県庁から来ていただけると思う職員は、環境関係に詳しい方をと、私は一応お願いをしてございますが、実際そういう方が来るかはまだ未定でございます。要望はできますので、森林関係の職員と、当村の職員の人事交流をお願いしたいという、言い方はできると思いますが、実際そのとおりにかなうかどうかは、難しいかわかりませんが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） ぜひ村長には実現に向けた努力をしていただきたいと思います。

午前中の議員の質問の中で、職員をこれから増やしていくっていうようなことを答弁でおっしゃっておられました。私としては、今、それとよく地域おこし協力隊とか、それから職員の募集を村でなさってますよね。それで職員を増やしていかれると思うんですけど、私としては将来、これだけ大きな森のある村なんだから、できたら林務課っていうのを独立した部署で一つ、将来作ってほしいなって思っているんです。林務課とか森林課とか、とにかく林業に特化したそういう部門を一つ作っていただくと、村の中の持ち主の方とか、そういう人もここへ相談に行けばいろいろ相談に乗ってくれるんじゃないとか、そういうふうに思っていただけるんじゃないかなって。今ではあれ、どこへ行ったらいいのかなとか思ってらっしゃる方もいると思うんです。とにかく私、自分のうちの前がもうずっと林で、あそこが綺麗になって、村の景観が良くなれば本当にいいなと思って、もうここ何年もそう思って暮らしてるとんでもないから、どうしてもこういう一般質問を多くやってしまうんですけど、ぜひ村の将来のために今ちょうどこれ脱炭素で村へ入る機会が多くなっていますので、そういうことをしっかりとこの良い機会にやっていただけるように提案をして、今回私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。望月議員、申し訳ありませんが、通告にないことを最後あれだけ述べるんではなくてそれはしっかり通告をしていただいて、一般質問ですので今後は気をつけていただければと思います。

◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は14日木曜日の午後3時から再開します。

本日はこれにて散会します。

○議長（太田譲君） 起立。礼。ご苦労様でした。

散会 午後 3時 46分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 6年 3月 8日

議長 有田 雄

署名議員 山本 告人

署名議員 藤澤 幸恵

令和6年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

8日目（3月14日）

- ・追加議案
報告1件
補正予算案8件
総括質疑
- ・議員提出議案
質疑、討論、採決

・追加議案	7 P
・総括質疑	12 P
・議員提出議案	12 P
・質疑・討論・採決	14 P
・散会の宣言	15 P

令和6年第1回 生坂村議会定例会

令和6年3月14日 午後3時00分 再開

議 事 日 程 【8日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
		(追加議案の提出)	
		散 会	

令和6年第1回 生坂村議会定例会

令和6年3月14日

追 加 議 事 日 程

【8日目－追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	報 告 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村税条例の一部を改正する条例)	
2	議 案 第 21 号	令和5年度生坂村一般会計補正予算【第9号】	
3	議 案 第 22 号	令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算【第2号】	
4	議 案 第 23 号	令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算 【第3号】	
5	議 案 第 24 号	令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算 【第3号】	
6	議 案 第 25 号	令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算 【第2号】	
7	議 案 第 26 号	令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算 【第2号】	
8	議 案 第 27 号	令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算 【第2号】	
9	議 案 第 28 号	令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算 【第1号】	
10		総括質疑	

令和6年第1回 生坂村議会定例会

令和6年3月14日

追 加 議 事 日 程

【8日目－追2】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議員提出第1号	島幸恵議員に対し訂正及び謝罪と反省を求める決議	
2		質疑・討論・採決	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 今 溝 康 平 君
----------------	---------------

開議午後 3時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより令和6年第1回生坂村議会定例会を再開します。
本日の会議に先立ちまして申し上げます。
本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。なお、マスクの着用に関しては個人の判断とします。
これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第125条の規定により、4番 望月議員、6番 字引議員を指名します。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。
お手元に配付してある日程の他に、理事者より提出されております
報告第2号 専決処分の承認を求めるについて
「生坂村税条例の一部を改正する条例」
議案第21号 「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第9号）」
議案第22号 「令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）」
議案第23号 「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第3号）」
議案第24号 「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第3号）」
議案第25号 「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」
議案第26号 「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」
議案第27号 「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第2号）」
議案第28号 「令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」
の報告1件、補正予算案8件の計9件を追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号と議案第21号から議案第28号までの9件を日程に追加します。

追加議事日程を配付しますので、しばらくお待ちください。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、3月定例会の会期中に、毎年度お願いしております今年度の補正予算案などにつきまして、ご説明をさせていただき、ご審議をお願いするものでございます。

議案の説明につきましては報告1件、予算案8件の計9件でございます。

報告第2号 専決処分の承認を求めるについて「生坂村税条例の一部を改正する条例」

この報告は、関係法令の改正が施行されたため、村税条例の関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

議案第21号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第9号）」

この予算案は既定額に歳入歳出2556万8000円を追加し、総額を24億1566万2000円とし、地方債の借入限度額を1390万円減額して、繰越明許費の経費を定める補正予算であります。

主な内容は歳入では減額で、県支出金998万9000円、繰入金5589万1000円、地方債1390万円。

増額では村税138万6000円、地方交付税8629万4000円、国庫支出金1860万2000円などとしております。

歳出では減額で、民生費1889万3000円、衛生費2328万4000円、農林水産業費1411万5000円、商工費449万9000円、教育費817万3000円。増額では、総務費1639万2000円、起債の繰上償還を行うため、公債費8518万5000円としております。

議案第22号「令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出35万9000円を減額し、総額を4470万円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の減額で、国庫支出金367万4000円。増額で繰入金277万6000円。歳出は総務費、運行費ともに減額しております。

議案第23号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額に歳入歳出173万1000円を増額し、総額を1億572万2000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の減額で、使用料および手数料154万円。増額で、繰入金279万5000円。歳出では増額で経営管理費173万1000円としております。

議案第24号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出1091万5000円を減額し、総額を1億2087万9000円とし、地方債の借入限度額を1000万円減額する補正予算であります。

主な内容は歳入の減額で、使用料および手数料143万4000円、国庫支出金1140万4000円、繰入金1163万2000円、村債1000万円、増額では諸収入2355万5000円とし、歳出では減額で経営管理費498万6000円、建設改良費592万9000円としております。

議案第25号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出1859万6000円を減額し、総額を2億3179万9000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の減額で、国民健康保険税148万4000円、県支出金1747万5000円、繰入金159万円。増額では、諸収入196万5000円とし。歳出では減額で、保険給付費1941万円、増額で、諸支出金179万1000円としております。

議案第26号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出47万円を減額し、総額を9447万4000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の減額で、分担金および負担金40万円、使用料および手数料43万1000円。増額では、繰入金36万1000円とし、歳出では減額で、農業集落排水事業費40万円としております。

議案第27号「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定額に歳入歳出1955万8000円を増額し、総額を3億4860万5000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の増額で、国庫支出金1451万6000円、支払基金交付金438万7000円、県支出金597万7000円。減額では、繰入金526万6000円とし。歳出では減額で、保険給付費2931万円。増額で基金積立金4989万9000円としております。

議案第28号「令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出109万2000円を減額し、総額を3010万8000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入の減額で、後期高齢者医療保険料64万1000円、繰入金44万円とし、歳出は減額で、後期高齢者医療広域連合給付金107万3000円としております。

以上の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程1・報告第2号

○議長(太田譲君) 追加日程1・報告第2号 専決処分の承認を求めることについて「生坂村税条例の一部を改正する条例」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 報告第2号について朗読説明が終わりましたので、質疑討論に入ります。
質疑討論のある方の発言を許します。
初めに質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 次に討論はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ質疑・討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。
報告第2号 専決処分の承認を求めるについて「生坂村税条例の一部を改正する条例」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。
よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎追加日程2・議案第21号

○議長(太田譲君) 追加日程2・議案第21号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第9号）」を議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○振興課長(中山茂也君) 議長。
○議長(太田譲君) 振興課長。
○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○教育次長(坂爪浩之君) 議長。
○議長(太田譲君) 教育次長。
○教育次長(坂爪浩之君) (教育次長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩を取りたいと思います。
再開は、14時35分とします。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時35分

○議長(太田譲君) 再開します。会議の途中ですが、申し上げます。本日の会議は議事進行の都合により、あらかじめ延長いたします。

◎追加日程3・議案第22号

○議長(太田譲君) 続けて、追加日程3・議案第22号「令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。
○議長(太田譲君) 総務課長。
○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程4・議案第23号

○議長(太田譲君) 追加日程4・議案第23号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第3号)」を議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程5・議案第24号

○議長(太田譲君) 追加日程5・議案第24号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第3号)」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程6・議案第25号

○議長(太田譲君) 追加日程6・議案第25号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程7・議案第26号

○議長(太田譲君) 追加日程7・議案第26号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程8・議案第27号

○議長(太田譲君) 追加日程8・議案第27号「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程9・議案第28号

○議長(太田譲君) 追加日程9・議案第28号「令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程10・総括質疑

○議長(太田譲君) 追加日程2・議案第21号から追加日程9、議案第28号までの補正予算案8件について総括質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認め、総括質疑を終結します。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、議員より提出されております議員提出第1号「島幸恵議員に対し訂正及び謝罪と反省を求める決議」についての1件を追加したいと思います。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。
よって、議員提出第1号の1件を日程に追加します。
追加議事日程と、議員提出第1号を配布しますので、しばらくお待ちください。

◎追加日程2－1・議員提出第1号

○議長(太田譲君) 追加日程2－1 「島幸恵議員に対し、訂正および謝罪と反省を求める決議」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、島議員の退場を求めます。

○議長(太田譲君) 提出議員から提案理由の説明を求めます。

○7番平田勝章君 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番平田勝章君 議員提出第1号「島幸恵議員に対し、訂正および謝罪と反省を求める決議」生坂村議会会議規則第13条の規定により、上記決議を別紙のとおり提出する。

令和6年3月14日

提出者 生坂村議會議員 平田勝章

賛成者 生坂村議會議員 山本吉人、藤澤幸恵、望月典子、宇引文威、吉澤弘迪

生坂村議会議長 太田譲様

「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書」

令和6年3月10日、村内に配布された島議員発行の「草の根通信No. 6」において、3月議会でこの予算案を通すことは採算がとれるのか、根拠が示されていない事業を議会が認めることになる、と審議が行われていないにもかかわらず、読み手に対しての議会は審議せずに議案を認めようとしていると思わせる印象を与えるとともに、議員の自由な意思を阻害し、賛成した議員は問題があるかのように掲載された。

これは、印象操作であり、議員個人に認められる決議権を侵害する恐れがあり、議会人としてのモラルが欠落していると思わざるを得ません。

よって、島幸恵議員に対し、「草の根通信No. 6」に掲載されている3月議会の「この予算案を通すことは採算が取れるのか根拠が示されていない事業を議会が認めることになる」の部分についての訂正および謝罪と反省を促すとともに、今後、議員の自由な意思を阻害するような発信、誤解を招くような表現等を慎むよう強く求めます。

以上決議します。
令和6年3月14日、生坂村議会

○議長(太田譲君) 以上で、提出理由の説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 平田議員提出の議員提出第1号について、質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認めます。

○議長(太田譲君) これより討論に入ります。
討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 初めに、反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので賛成討論を省略し、討論を終わります。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。
議員提出第1号「島幸恵議員に対し、訂正および謝罪と反省を求める決議」を採決します。
議員提出第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。
よって議員提出第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 島議員の入場を許可します。

○議長(太田譲君) 島議員に申し上げます。
島議員発行の「草の根通信No. 6」にある「3月議会でこの予算を通すことは、」からつづられた文において、読み手に対して誤った印象を与えるとともに、議員に認められる議決権を侵害する恐れがあるとし、その文章の訂正および謝罪と反省を促し、今後、議員の自由な意思を阻害するような発信、誤解を招くような表現等を慎むよう強く求める決議が決定しましたのでお伝えいたします。

◎散会

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、来週19日火曜日の午前10時から再開し、委員長報告およびこの14日に提出された議案並びに追加議案の討論採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

○議長(太田譲君) 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時 47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年3月14日

議長

万田裕

署名議員

望月典子

署名議員

宇引文底

令和6年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

13日目（3月19日）

- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・14日に追加された議案の質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加
　　処分要求
　　議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出

・委員長報告	5 P
・質疑、討論、採決	13 P
・14日に追加された議案の質疑、討論、採決	19 P
・処分要求	21 P
・議員派遣の件	28 P
・継続審査の申出	29 P
・村長あいさつ	29 P
・閉会の宣言	31 P

令和6年第1回 生坂村議会定例会

令和6年3月19日 午前10時 再開

議事日程 【13日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		14日に追加提出された議案についての質疑、討論、採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉会	

令和6年第1回 生坂村議会定例会

令和6年3月19日
【13日目一追加1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1		平田勝章議員に対する処分要求について	
2		山本吉人議員に対する処分要求について	
3		藤澤幸恵議員に対する処分要求について	
4		望月典子議員に対する処分要求について	
5		字引文威議員に対する処分要求について	
6		吉澤弘迪議員に対する処分要求について	

【13日目一追2-1】

追 加 議 事 日 程

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 今 溝 康 平 君
----------------	---------------

開議午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより、令和6年第1回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人の判断とします。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。会議規則第125条の規定により、7番 平田議員、8番 吉澤議員を指名します。

◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2・この7日に提出し、常任委員会に付託しました、議案第1号から議案第4号までの事件案4件、議案第5号から議案第12号までの条例案8件、議案第13号から議案第20号までの予算案8件、合わせて20件を一括して議題にし、常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに、総務建経常任委員長、山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 総務建経常任委員長 山本吉人。ただいまより委員長報告したいと思います。総務建経常任委員会審査報告をいたします。

令和6年度予算関係があり、今回は連合審査となりました。総務建経常任委員会は、3月7日に行政から提出された議案、事件が4件、条例案6件、予算案4件について付託された議案審査を3月11日午前9時から、第2会議室にて、出席議員 山本、平田、吉澤、太田。社会文教常

任委員会議員 島、望月、藤澤、字引。行政からは、藤澤村長、牛越副村長、総務課は藤澤総務課長と担当係長、振興課は中山課長と担当係長の出席で開催いたしました。総務課関係と振興課関係について、細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれのとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第1号「村道路線の認定について」

この議案は、村道路線を認定するために、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第2号「生坂村社会就労センターの指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村社会就労センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、指定管理または所管とはどの課になるのか、の問い合わせに、総務課が主に行っていたが、これからは所管等住民課で行っていく。

就労センターの財産はどこのものになるのか、の問い合わせには、中のもの全て村の財産となる。

また、就労センターの職員はどうしていくのか、の問い合わせには、社協の職員をこれから配置していく、との答えがありました。

議案第3号「生坂村日岐防災公園の指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村日岐防災公園の指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第4号「生坂村活性化センター他8施設の指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村活性化センター他8施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、農作業準備休憩施設と施設の有効活用はできないものか、の問い合わせに、農業体験ツアーや等を積極的に企画、活用していきたいとの答えがありました。

議案第5号「生坂村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関連法令の改正に伴う条例の一部改正のものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第6号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

この議案は村営バスの運行に関する変更するための条例の一部改正のものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、出発位置が変わることで、周るエリアが変わるので、の問い合わせに、安曇病院をやまなみに変更するだけで、周るエリアに変更はないとのことです。

議案第7号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関連法令の改正に伴う条例の一部改正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑としては、パートタイムの方がフルタイム以上に働くことはあるのか、の問い合わせに、基本的にはないが発生した場合は、時間外手当を出していくとのことです。

パートタイム、フルタイムと職員は多くなっているが、どういうことなのか、また採用基準は、どうなっているのか、の問い合わせに、例として、保育園の園児、特に未満児1人に対する法上の必要職員の人数が増えており、増員の要因になっているとのことです。

また、採用については、一般職は試験で、パートなどは、資格および面接で採用を決定していることです。

また、パートタイムとフルタイムは、働く時間の他に何か差はあるのかという問い合わせに、基本的には差はないことです。

議案第8号「生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定。主な質疑としては、パートタイムの人がフルタイムになれるのか、本人は希望なら、試験を受けてもらえば可能であるということです。ただし、年齢制限はあるかもしれないということです。

議案第11号「生坂村営水道条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第12号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第13号「令和6年度生坂村一般会計予算」

この予算は、歳入歳出の予算の総額を31億3700万円とする予算で、前年と比較して11億1700万円の増額となっています。

主な歳入では、村税では1億4417万6000円、地方交付税11億9000万円、使用料および手数料1億1009万4000円、国庫支出金、8億4492万9000円、県支出金9395万4000円、繰入金2億3250万円、村債3億1600万円、寄附金6500万円などとなっています。

歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業のうち、新規事業で、社会就労センターの指定管理委託料、骨髓バンクドナーの助成金事業の他、社会福祉協議会の運営など社会福祉事業で、2691万8000円。在宅での生活支援サービス等事業で1136万8000円。新規に帯状疱疹予防ワクチン接種、おたふくワクチン接種助成を加えた保健衛生費事業で377万円。子育て支援事業では、保育園の保育体制強化、保育園、児童館、保護者との連帯体制強化など、子ども・子育て支援事業で8182万3000円。小中学校へのエアコン設置と中学校の特別支援教室設置に伴う改修、小学校の学級支援の配置拡充など、教育振興事業で2311万1000円。産業振興事業では、有害鳥獣対策事業を拡充し、農業用ハウス等設置補助、収入保険加入支援事業や経営中山間総合設備事業負担金等の農業振興事業で2888万4000円。農業、商工業等後継者支援事業、いくさかマル得商品券補助を継続し、あかとんぼフェスティバル補助など、商工業等振興事業で3318万1000円。地域活性化対策等事業では脱炭素地域づくり事業で、調査設計委託費、機器設置、施設設備工事請負費、省エネ機器等の購入補助、太陽光発電施設設備に関わる補助など環境保護で、7億9618万8000円。同報系防災無線可能デジタル化、防災士の養成補助を新規に行う防災減災事業で、1億6232万6000円。CATV施設更新に関わる設計業務、山清路公園駐車場整備、自転車用ヘルメット購入補助などを新規に行う安全・安心地域活性化で、1億7987万2000円となっています。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

総務課関係部門の主な質疑は、自転車のヘルメットの補助は、という問い合わせに、本年度は新中学生には村で支給し、来年度から好きなものを購入することができるようになるとのことです。要望としては、そのときヘルメットの安全基準を確認してほしいという要望がでてております。

ふるさと納税が減っているが、どういうことか。ブドウなど、競争が激しくなっている状態、競争力のある返戻品を探していきたい。

集落支援で区長手当が増えたのはなぜか。15万円から20万円、これは以前から要望あり、今回の増額となったそうです。

区長、常会長の仕事の人手不足で大変になっている。10区でこれからもやっていけるのか心配になっているが、これからどうしていくのか。慎重に審議し考えていきたいとのことです。

また要望では、常会等の配り物等を大好き隊にやってもらうはどうか、などの要望がありました。

防災無線工事の入札はどうしているのか、の問い合わせに、工事が難しいものがあり、指名入札ができればありがたいとも考えている。また、公平性もきちんとしていきたいと答えていました。続きまして、脱炭素事業についての質問ですが、数多くの質疑があり、長時間を費やし議論を行いました。

公共施設需給管理システム、デマンドレスポンスとは何か、との問い合わせには、電気がどれくらい使用されているかなど一目でわかる管理システムとのことです。

大きな予算がかかる、太陽光パネルの設置、事業、設置する住民の民家の数は把握調査はできているのか、の問い合わせにはしっかり調査し、事業に繋げていくとの答えです。

ペレットストーブ、薪ストーブの補助金の条件はどこまでやるのか、の問い合わせには、煙突工事の設置も含めて考えていきたいとのことです。

また、木質チップなどをどこで作っていくのか、この問い合わせは今のところ信州リサイクルセンターを利用していく、との答えでした。

やまなみ荘ボイラーの設置の価格設定は適正か、の問い合わせには、適正な価格で計上しているとのことです。

EVバスのリースの方法はどうなっていくのか、の問い合わせには、現行のバスのリースの方法と基本同じにしていくとのことです。

また、マイクログリッドの電線配線は、災害に対応した配線になるのか、の問い合わせに災害時の想定し、安全な配線をしていくとのことです。

古民家脱炭素リノベーションでは、古民家は買い取りになるのか、または、借りるのか、の問い合わせには買い取り、借りるの両方で考えていきたいという答えでした。

行政では2030年に民生部門でのCO₂排出量ゼロに向けて調整をし、実施をし、確実に進めていきたいと回答がありました。

続きまして、振興課関係部門での主な質疑です。道の駅の販売営業は今どうなっているのかの問い合わせには、今年4月以降にセレモニー5周年等を計画しているとのことです。

松くい虫防除対策事業補助金で、空中散歩を止めて伐採などの他の使い方はできるのか、という問い合わせには、空中散布は村民から必要とされており、空中散布は続けていくとのことです。

高津屋森林公園、コテージ駐車場修繕工事に合わせて、駐車場を広くできないか、という問い合わせには、駐車場スペースを広くできるように検討していきたいということです。

高津屋森林公園管理棟に薪カセットコンロ、ビール、お菓子などを販売する売店を設置はできないか、の問い合わせには、適切なサービスができるように検討していきたいとのことでした。

また、カワウ等の有害鳥獣を駆除対象にできるのかという問い合わせには、今後検討していきたいということです。

要望としましては、マル得商品券の購入の上限設定の見直しなどを考えた方がいいと思う。

また、マル得商品券で高額医療費に使うのは良くないのでは、という問い合わせには、高額医療費には使わないように指示していくとのことです。

また、住宅用地取得で、上生坂地区の土地が選ばれているが、村全体での用地選出をした方がいいのでは、の問い合わせには、子育ての利便性で上生坂になる確率が高いが、村全域で今後考えていきたいとの答えでした。

以上で第13号の主な質疑の説明は終わります。

続いて、議案第14号「令和6年度生坂村営バス特別会計予算」

この予算は、歳入歳出予算の総額を4800万円とする予算で、前年度と比較して、30万円の増となっています。

主な歳入は、使用料および手数料で200万円、国庫支出金151万円、繰入金で4334万円です。

主な歳出は、総務費で4618万4000円、運行費102万円となっています。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第19号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計予算」

令和5年度までの簡易水道特別会計を事業会計に変更した予算で、前年度と同様に比較すると、総額は1億5509万2000円で、前年度と比較し、2739万2000円の増額となります。

収益的収入および支出は、7419万3000円、資本的収入および支出は8089万9000円となっております。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑では、公営企業の会計ということなので、一般会計と同じ通帳じゃない方がいいと思うがどうか、の問い合わせに公営企業会計として一般会計と情報共有しながら、エクセル等で毎日管理していく、通帳は一般会計と同じものでいく、との答えでした。

また、このような一つにする理由としましては、人手不足のために今考えるやり方をとっていふとのことでした。

議案第20号「令和6年度生坂村下水道事業会計予算」

令和5年度までの農業集落排水特別会計を事業会計に変更した予算で、前年度と同様に比較すると総額が1億3846万8000円で、前年度と比較し、4446万8000円の増額となっています。

収益的収入および支出は、7960万円、資本的収入および支出は5886万8000円となっています。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

上下水道で、下水道事業費では人件費がないがどういうことか。本来なら簡易水道事業、下水道事業と人件費が必要ではあるが、今現在は簡易水道の人件費で下水道をまかなえている。

農業集落排水と、個別合併処理浄化槽の使用料に差はあるのか、の問い合わせには、基本的には差はないということでした。

以上で、総務建経常任委員会審査報告を終わりたいと思います。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、次に社会文教常任委員長、島議員。

○社会文教常任委員長(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○社会文教常任委員長(島幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、太田譲殿

社会文教常任委員会委員長 島幸恵

社会文教常任委員会は3月7日本会議において、社会文教常任委員会に付託された条例案2件、予算案5件、陳情1件の案件について、この12日午前9時から第2会議室において委員議員島、望月、藤澤、字引の4名が出席し、委員会を開催いたしました。

出席者は藤澤村長、牛越副村長、総務建経常任委員議員4名、説明者には、眞島住民課長、上條教育長、坂爪教育次長、松沢健康福祉課長、関係係長他7名で詳細に説明を受け審査を行いました。なお、予算案については、他の委員会との連合審査を行ったことをここに申し添えておきま

す。慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により、ご報告いたします。

議案第9号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第10号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」について

この議案は、第9期介護保険計画の開始に伴う条例の一部を改正するものです。今まで9つにわかれていた、所得段階が13に分けられ、合計所得が320万円以上までだったのが、320万円以上から720万円以上まで、新たに4つの段階ができました。これにより、生坂村では14名くらいの方の保険税が上がります。所得が比較的低い方の税が下がります。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、段階を増やして細かく分けた理由は、という問い合わせに対し、国からの指導で全市町村で13段階以上に分けなければならなくなつたため、という回答でした。

議案第13号「令和6年度生坂村一般会計予算」について

この予算案は、歳入歳出予算の総額を31億3700万円とする予算で、前年度と比較して11億1700万円の増額となっています。

主な歳入では、村税で1億4417万6000円、地方交付税11億9000万円、使用料および手数料1億1009万4000円、国庫支出金8億4492万9000円、県支出金9395万4000円、繰入金2億3250万円、村債3億1600万円、寄附金6500万円などとなっています。

歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業のうち、新規事業で社会就労センターの指定管理委託料、骨髓バンクドナー助成事業の他、社会福祉協議会の運営など、社会福祉事業で2691万8000円。在宅での生活支援等サービス事業で1136万8000円。新規に帯状疱疹予防ワクチン接種、おたふくかぜワクチン接種助成を加えた保健衛生事業で377万円。子育て支援事業では、保育園の保育体制強化、保育園、児童館、保護者との連絡体制強化など子ども・子育て事業で8182万3000円。小学校へのエアコン設置と中学校の特別支援教室設置に伴う改修、小学校の学級支援員の配置拡充など、教育振興事業で、2312万1000円となっています。社会文教常任委員会部分について、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、上生坂地区の野良猫の状況は、という質問に対して、子猫の会の協力もあり、野良猫の避妊、去勢を進め、減ってきている。広報でも野良猫で困っている地区があればお知らせくださいと周知する、と回答でした。

各常会のゴミ集積所の修繕状況は、置き場を考えた方がいい箇所もあるのでは、という質問に対して、修繕箇所はちょこちょこある、住民の方と話をしながら、適正な場所を調査したい、という回答でした。

児童手当の拡充の内容について、国の制度改正により、所得制限がなくなった。現在中学生までの支給が高校生までにある。第3子以降1万5000円の支給が3万円になる、との回答でした。

就労センター施設運営費について令和6年度から社会福祉協議会に委託をされて運営される。委託料算定の根拠は、という質問に対し、ある程度今までの事業内容と同等な形で算定している。就労センターで働いている方は、社協で雇用することになる。

戸籍住民基本台帳費について、戸籍の名前に振り仮名を振るのに130万円もかかるのはどうしてか、という問い合わせに対し、個々に読み方を問い合わせなどの費用も含まれているため、という回答でした。

教育委員会関係では、保育園と保護者間連絡のため、コドモンを導入することについて、ＩＣＴ化に向けて必要であり、補助金が出る今のうちに導入したいとのことでした。

保育園、小学校、中学校も同じものを使うので、情報の共有ができる。外部へは、管理者側で確認できたものを共有していく。導入に向けて、環境整備施設改修が必要なので、夏過ぎか秋口くらいから使用ができるようになる見込みとのことでした。

コドモンの月額費が小中児童館で違うのはなぜか、という問い合わせには、基本の機能で変わってくる。小学校は定員を100名にしていて、金額が違うとのことでした。

施設工事の内容がわかるように、写真やカタログなどの資料を次回からつけて欲しいとの要望がありました。

また、児童館内は、ボール遊びをするところではないのでは、という問い合わせには、児童館内でボールを蹴るのは禁止していること。体育館では広すぎてゲームにならないと子供が言っているなどで場所がないとの説明がありました。

図書室に行く人が安全に通れるように、入口を変えることを考えている、とのことでした。

楽器の値段や修繕費の妥当性についての質問がありました。それについては中学校の先生、生徒さんの意見も聞き、査定もして、必要なものは購入するようにしている。中学生が使用するものとして妥当なものを選んだ、とのことでした。

生坂の子供たちで、村内の部活で活躍している子供たちがいる。そういう子供も支援していくべきではないか、との意見がありました。部活動を地域に移行すると、学校教育活動から地域活動、習い事になっていく。習い事に行政がどこまで支援を出せるかということは検討していかなければいけない。また、村外で活躍する子供については、地域移行とは別に、どんなことが妥当なのか、試行錯誤で考えていくとのことでした。

給食費が増えたことについては、人数が増えたのではなく、物価が上がっているためとの説明でした。

スポーツパークの遊具の修繕については、滑り台の修繕との説明でした。

運動場照明について、更新計画について質問がありました。それについては、脱炭素事業でＬＥＤ化ができないかと考えていて、環境省とすり合わせをしている、との説明がありました。

健康福祉課関係では、休日の有償運送がない日にタクシーや福祉タクシーを使うと代金の半額が補助される。使い方について事前に社協に連絡する必要があるのか、質問がありました。原則として事前連絡してほしいが、急な使用もあるので、そのときは臨機応変に対応する、とのことでした。後で領収書を持ってきていただいて精算する、村内での発着か、着地が条件になるので、運転手さんに証明していただく形になるとのことでした。

利用できるタクシー、福祉タクシーの案内を周知するのか、という問い合わせに対し、社協とまだ打ち合わせをしていないが、必要であれば案内を出す、とのことでした。

障害者自立支援サービス費とは具体的にどのようなものか、という問い合わせに対して、居宅介護、療養介護、共同生活援助、施設入所支援、就労支援など、それぞれに合った希望するサービスを提供するもので、24名分の予算であるとの回答がありました。

帯状疱疹、おたふくの予防接種補助は新規の事業だが、広報等で周知するのか、という問い合わせに対して、議会で認められれば周知し、4月から補助されるとのことでした。

おたふく予防接種の対象が1歳と2歳の幼児である理由については、3歳未満の方が接種による髄膜炎が発症しにくいため、1、2歳での初回接種が推奨されているためとの回答でした。予防接種が増えて、おたふくなどが流行らなくなつた大人になってからかかると重症化するため、かかっていない子供に対しては、保護者が自費で接種をしている状況です。対象年齢を拡大できないかという問い合わせがありました。状況を調べて検討する、という回答でした。

来年度のコロナワクチン接種はいつか、という問い合わせに対して、冷蔵保存が可能なワクチンがでてくる。具体的な時期は聞いていないが、おそらく秋以降になる。個人負担は1,000円、との回答でした。

産後ケア事業については、宿泊、デイサービス型などがあり、母乳相談、育児に関する指導などが受けられる。予算は2名分とある、とのことでした。

出産祝い金は何人分確保されているのか、という問い合わせに対しては、7人分とのことで、来年度の予定は今のところないとのことでした。

議案第15号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計予算」について

この予算案は、歳入歳出予算の総額を1億1260万円とする予算で、前年度と比較して1660万円の増となっています。

主な歳入は、使用料および手数料で1億608万円、繰入金583万3000円です。

主な歳出は、経営管理費で1億1260万円となっています。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、人材派遣会社から来てもらっていた仲居業務の状況はという質問に対し、3月3日まで人材派遣会社にお願いしていた。その後は仲居さんにそのままいていただけうことになり、人材派遣会社との契約は終了した、という回答でした。

使用料が前年度より1680万円増えている。運営に無理がないか、という質問に対して、コロナ禍が明けてお客様を呼び込みたいと考えている。来年度からはやまなみ荘と道の駅の連携を強化し、利益を出していくことを考えている。人事面についても調整中で、企画力を持った人にやまなみ荘をみてもらうことを考えている、ということでした。

施設の改修については、令和6年度に調査設計をしていく。環境省の脱炭素先行地域づくり事業で対象になるもの、省エネエアコンやLED照明などは脱炭素事業で行い、喫緊にやらなければならないところは過疎債で直していくという回答でした。

バイオマスボイラーを入れるときに風呂もある程度直せるのかという質問に対して、全体的な事業費を見ながら考えていく、とのことでした。改修工事が集客に影響しないよう工夫してほしいという意見がありました。

議案第16号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計予算」について

この予算案は、歳入歳出予算の総額を2億5130万円とする予算で、前年度と比較して1800万円の増となっています。

主な歳入は、国民健康保険税で3313万8000円、県支出金2億332万5000円、繰入金1479万2000円です。

主な歳出は、保険給付費で2億9万円、国民健康保険事業費納付金で4668万2000円となっています。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、一般被保険者国民健康保険税が前年度比273万6000円減っていることについて、また今後の傾向は、という質問に対して、加入者は令和3年から4年で19名減、4年から5年で27名減のため保険税が減っている。今後も20、30名の減少が考えられる、とのことでした。

加入者が減ることによる運営への影響については、料金自体が下がれば、運営は可能、一定額下がらなければ保険税に反映することになってしまふが、今後は国保料も全国統一される予定である、とのことでした。

議案第17号「令和6年度生坂村介護保険特別会計予算」について

この予算案は、歳入歳出予算の総額を2億8720万円とする予算で、前年度と比較して1210万円の減となっています。

主な歳入は、介護保険料で5436万2000円、国庫支出金7305万8000円、支払基金交付金で7372万円、県支出金4282万7000円、繰入金4201万9000円です。

主な歳出は、保険給付費 2 億5767万9000円、地域支援事業で2611万3000円となっています。

全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、施設入所者の数が減って、介護度の低い要支援の方たちが増えていると説明があった。その方たちはデイサービスなどに行っているのか、という問い合わせに対して、デイサービスだけではなく、福祉用具を買う、住宅改修をして家で生活できるようにする。また、比較的軽い方はデイサービスのケアマネージャーを使っている、状況に応じてデイサービスに切り替えられるようにしている、との回答でした。

重層的支援体制整備事業への申請状況は、との質問に対しては、昨年、一体的にできているのではないかと評価ができたので、進めていきたいと考えているとの回答でした。

介護保険条例が一部改正されて段階が増えると、保険税が所得状況によって上下する。そのことが介護に及ぼす影響はあるか、という問い合わせに対して、施設介護の関係で特定入所者介護予防サービス費が 1 から 3 段階の方が多くなれば増える可能性がある、とのことでした。

議案第18号「令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」について

この予算案は、歳入歳出予算の総額を3420万円とする予算で、前年度と比較して300万円の増えています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料で、2219万3000円、繰入金で1190万6000円です。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で3299万7000円となっています。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、人間ドックの補助金は何名を予定しているのか、という質問に対して、日帰りドック 2 万5000円が20名、1 泊ドック 3 万円が 2 名、脳ドック 1 万円が 3 名、前年度までの実績で算定しているという回答でした。

陳情6 第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める陳情書」について

陳情内容の趣旨に賛同して採択すべきものと決定いたしました。

以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(太田譲君) 社会文教常任委員長の報告を終わります。

社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

◎討論

○議長(太田譲君) なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告がありました議案第1号から議案第4号の事件案4件、議案第5号から議案第12号までの条例案8件、議案第13号から議案第20号までの予算案8件、合わせて20件について、一括して討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) はじめに、反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

議案第13号「令和6年度生坂村一般会計予算」の中の脱炭素先行地域づくり事業について反対の立場から、討論をいたします。

以前の一般質問でも申し上げていますが、私は村が脱炭素先行地域に採択され、大きな交付金が下りることになったのはすごいことだと思っています。省エネ化や家の断熱はどんどんやるべきだと思います。私の家はガスを使うのをやめ、煮炊きには薪ストーブを使っています。電力自由化になったときから、主に再生可能エネルギーで発電する新電力会社と契約しています。

それでは、なぜ反対討論をするのかというと、一つ目は第3セクターの いくさかてらす の村の実態に合った収支計画が出ていないからです。これも一般質問で申し上げましたが、いくつかの地域エネルギー会社に電話でお話を聞き、どこも経営が苦しいとのお話をいただきました。再生可能エネルギーの地産地消、利益を地域に還元するなど素晴らしい理念を掲げていても、赤字経営になってしまっているところがあります。現在ある村の施設の運営状況も鑑み、私には いくさかてらす だけに、明るい未来が見えないです。

二つ目は、今年度1億円以上かけて行っている調査結果が示されていないからです。事業を進める上で、調査結果は何かを建設などして、それが実際に運営していくのか、費用対効果はどうなのか、という根拠になるものと考えます。大きな事業に着手する前に、情報を共有して、根拠を示すべきではないでしょうか。

三つ目は、大きな税金を使う事業であるのに、説明責任が果たされていないと思うからです。1月、2月に行われた村民説明会では、「太陽光パネルも蓄電池もただでつけます」「電気代も安くなります」と美味しい話ばかり聞かされても、資料を読めば読むほど大丈夫なのかと不安になる、という声。数値的な根拠のある説明が全くできていない中での説明会開催は意味があると思えず、進捗状況も説明できず、参加した意味が全く感じられなかった。という村民の方からの感想がありました。今までの説明会、また1月25日に開催されたいくさか未来スクールでも車座になって生坂の未来をみんなで、考えるような機会が、もっと前にもっと多くあると良かった。という声がありました。

脱炭素先行地域づくり事業は、令和10年までの事業です。そこで、令和6年は、省エネや断熱などを先行して進め、なるべく多様な世代、なるべくたくさんの村の皆さんと学び、話し合い地球環境を守ることや、生坂の未来をみんなで考える年にしてはどうかと思うのです。

1年間の起債の限度額などを考え、費用の平準化のため、今年度前倒しで購入予算があげられているものがあります。大きな事業ですので、もちろん起債のことも考えていく必要があることは理解していますが、村長が何度も挨拶でおっしゃっているように、この事業は、皆さんのご理解、ご協力がなければ、成し遂げることができないものです。そうであるならば、情報を公開し、しっかり説明責任を果たした上で、また皆さんともっと意見交換や一緒に学習する場を設けた上で、事業を進めていくべきではないでしょうか。

減少していく人口をこの事業で止める狙いがあります。しかし、都会から来る移住者は豊かな自然を求めてくることが多いと考えます。あちこちに太陽光パネルがあるところに魅力を感じるのか疑問です。

また、山に囲まれ、土砂災害警戒区域が多く、気象条件も良いとは言えない生坂村で太陽光発電設備中心のこの計画は果たして現実的なのか、という疑問もあります。ぜひ、令和6年度は、一度立ち止まって、もっと村の皆さんと話をし、一緒に生坂の未来を、環境を考えていく年にしていただけたらと思います。これで私の反対討論を終わります。

○議長(太田譲君) 次に、賛成討論はありませんか。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 3番 藤澤幸恵です。私は「令和6年度生坂村一般会計予算」について賛成の立場から討論をします。

令和6年度予算は過去最高の予算となっております。内容については、継続事業の充実と帯状疱疹ワクチン補助、骨髄バンクドナー補助の追加、また保小中児童館へのエアコンの増設で、子供たちの教育環境の向上、そして住民の過半数が期待をしている環境に配慮をしながら、地域の活性化とレジリエンスの強化を図る脱炭素事業、その他全てを含めた安心・安全で希望の持てる村づくりに向け、村から上程された予算案について、村民から負託を受けた議員として慎重に質疑と議論を行い、令和6年度一般会計予算はしっかり精査され、積み上げられた予算であると評価している。以上のことから、一般会計予算について賛成とし、討論とします。

○議長（太田譲君） 次に、反対討論はありませんか。

○議長（太田譲君） 討論なしと認め討論を終わります。

◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

○議長（太田譲君） 議案第1号「村道路線の認定について」を採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第2号「生坂村社会就労センターの指定管理者の指定について」を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第3号「生坂村日岐防災公園の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第4号「生坂村活性化センター他8施設の指定管理者の指定について」を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第5号「生坂村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第6号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第7号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第8号「生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第9号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第10号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。
よって議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第11号「生坂村営水道条例の一部を改正する条例案」を採決します。
議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。
よって議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第12号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を採決します。
議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。
よって議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎令和6年度 当初予算

○議長(太田譲君) 次に、令和6年度当初予算については、賛成の方の起立を求めます。
まず、議案第13号「令和6年度生坂村一般会計」を採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます

○議長(太田譲君) 起立多数です。
よって議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第14号「令和6年度生坂村営バス特別会計予算」を採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。
よって議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第15号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計予算」を採決します。
本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。
よって議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第16号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第17号「令和6年度生坂村介護保険特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第18号「令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第19号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計予算」を採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第20号「令和6年度生坂村下水道事業会計予算」を採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情」を採決します。

陳情6第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって陳情6第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君)

ここで換気のため休憩に入りたいと思います。

再開は11時15分とします。

休憩 午前 11時 7分

再開 午前 11時 15分

○議長(太田譲君) 再開します。

◎日程3・3月14日の追加議案の質疑・討論

○議長(太田譲君) 次に、日程3・定例会の8日目、3月14日に理事者から提出された追加議案、議案第21号から議案第28号までの令和5年度補正予算案8件について討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論ないようですので賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) 議案第21号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第9号）」を採決します。

議案第21号原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第22号「令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に議案第23号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

議案第23号を原案のとおり決定する方に賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第24号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第25号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第26号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第27号「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第28号「令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第28号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お手元に配付した日程の他に、議員より提出されております処分要求の件について計6件を追加いたします。

本件は、3月16日島幸恵議員から処分要求書が提出されました。

追加日程と処分要求書を配布しますのでしばらくお待ちください

◎追加日程 1

○議長(太田譲君) 追加日程 1、「平田勝章議員に対する処分要求について」の件を議題とします。

○議長(太田譲君) 地方自治法第117条の規定により平田勝章議員の退場を求めます。

○議長(太田譲君) 要求議員からの説明を求めます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。「処分要求」について説明をいたします。

この処分要求書には補足として、別途行う決議書決議案等の無効の確認要求が認められれば、本件処分要求書は撤回するとの補足があります。ですので、処分要求書の説明の前に、別途提出いたしました私、島幸恵議員に対し、訂正および謝罪と反省を求める決議書およびその決議の無効を確認することを求める要求書について説明いたします。

2024年3月定例会の3月14日、本会議において、下記のとおり、地方自治法第132条に違反する言論に基づく決議書が決議されました。

この決議は、法令に違反してなされたものであるので、私は「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書」の無効および無効な決議書の決議自体も無効であることを確認するよう求めます。

記

1. 事実関係

議員提出第1号「島幸恵議員に対して訂正および謝罪と反省を求める決議書」が3月14日、本会議で決議されたが、その決議書の内容は、私、個人の議員活動に関するものであり、議会の会議において扱ってはならないものであるばかりか、憲法で保障された言論の自由、表現の自由を侵害する文言も含まれている。

このような法的根拠のない決議書が提案され、決議されたことは、私に対する侮辱であるとともに、私の議員活動を萎縮させようとするものと強く思慮いたします。

2. 確認を要求する事項

この決議は、地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」に違反されたものであるので、議長は、同法第104条に基づき、措置を講ずべき義務がある。よって私は「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書」の無効および無効な決議書の決議自体の無効であることを確認するように求める。

この決議の無効を確認する要求書については、議長からは、関係法令の内容を確認中とのことで、判断ができないとお話をいただきました。

3月14日に行われたことは、決議書の決議をしただけです。決議とは、議会の独自の意思表示として行うもので、法に根拠を有しません。法的根拠のある議決とは全く違うものなので、無効あるいは撤回することは可能だそうです。

議長にご確認いただき、地方自治法104条に基づき、議長にご判断いただきますようお願いいたします。しかし、補足に明記しておりましたことは、前述の説明のとおり、議長から、関係法令の調査等の問い合わせ中のため、判断ができないとのお話を受け、処分要求書の提出に至りました。

処分要求書の説明をいたします。

2024年3月定例会の3月14日本会議において、下記のとおり、地方自治法第132条に違反する言論に基づく決議書が決議されたので、私は地方自治法第133条に基づき、当該決議書を提案した議員の処分を要求します。

記

1、事実関係

議員提出第1号、「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書」が3月14日、本会議で決議されたが、その決議書の内容は私個人の議員活動に関するものであり、議会の会議で扱ってはならないものであるばかりか、憲法で保障された言論の自由、表現の自由を侵害する文言も含まれています。

このような法的根拠のない決議書が提案され、決議されたことは私に対する侮辱であるとともに、私の議員活動を萎縮させようとするものと強く思慮いたします。

2、被処分要求議員

平田勝章議員

以上でございます。

○議長(太田譲君) 以上で要求議員から説明を終わります。

○議長(太田譲君) 島議員の提出の要求処分について質疑のある方の発言を許します。
質疑ありますか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認めます。

○議長(太田譲君) お諮りします。

懲罰の議決については会議規則第110条の規定により委員会の付託を省略して議決することができないこととされております。

よって本件については委員会条例第6条第2項の規定により5名の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって本件については5人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置しこれに付託の上審査することに決定いたしました。

○議長(太田譲君) お諮りします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については委員会条例第7条第4項の規定により、山本吉人議員、望月典子議員、字引文威議員、平田勝章議員、吉澤弘迪議員を指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) よって懲罰特別委員会の委員に5名を選任することに決定しました。

○議長(太田譲君) 平田勝章議員の入場を許可します。

○議長(太田譲君) 懲罰特別委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 28分

再開 午前 11時 36分

○議長(太田譲君) 再開します。

○議長(太田譲君) 懲罰特別委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告申し上げます。

委員長に山本吉人議員、副委員長に望月典子議員が選任されましたので、ご報告申し上げます。

◎追加日程2

○議長(太田譲君) 追加日程2・「山本吉人議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により山本吉人議員の退場を求めます。

○議長(太田譲君) 要求議員からの説明を求めます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。処分要求について説明をいたします。

この処分要求書については、補足があります。別途提出する「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書およびその決議の無効を確認することを求める要求書」を提出しています。

この決議等の無効の確認要求が認められれば、この処分要求書は撤回すると補足に書いてありますので、まず「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書およびその決議の無効を確認することを求める要求書」の説明を行います。

2024年3月定例会の3月14日、本会議において、下記のとおり、地方自治法第132条に違反する言論に基づく決議書が決議されました。

この決議は法令に違反してなされたものであるので、私は「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書の無効および無効な決議書」の決議自体も無効であることを確認するよう求めます。

記

1. 事実関係

議員提出第1号「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書」が3月14日、本会議で決議されたが、その決議書の内容は私個人の議員活動に関するものであり、議会の会議におい

て扱ってはならないものであるばかりか、憲法で保障された言論の自由、表現の自由を侵害する文言も含まれています。

このような法的根拠のない決議書が提案され、決議されたことは、私に対する侮辱であるとともに、私の議員活動を萎縮させようとするものと強く思慮いたします。

2、確認を要求する事項

この決議は地方自治法第132条普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員が無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないに違反されたものであるので、議長は同法第104条に基づき措置を講ずるべき義務がある。

よって私は、「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書の無効および無効な決議書」の決議自体も無効であることを確認するように求めるものです。

この決議の無効を確認する要求書について議長からは、関係法令の内容を確認中とのことで、判断ができないとのお話をいただきました。

3月14日に行われたことは、決議書の決議をしただけです。決議とは、議会の独自の意思表示として行うもので、法に根拠を有しません。

法的根拠のある議決とは全く違うものですので、無効あるいは撤回することは可能だそうです。議長にご確認いただき、地方自治法104条に基づき、議長にご判断いただきますようお願いしたものです。

しかし、前述の説明のとおり、議長から関係法令の調査、問い合わせ中のため、判断ができないとのお話を受け、処分要求書の補足に書いてあることが認められなかつたので、処分要求書の提出に至りました。

処分要求書の説明をいたします。

2024年3月定例会の3月14日、本会議において、下記のとおり、地方自治法第132条に違反する言論に基づく決議書が決議されたので、私は地方自治法第133条に基づき、当該決議書を提案した議員の処分を要求いたします。

記

1、事実関係

議員提出第1号「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書」が3月14日、本会議で決議されたが、その決議書の内容は私個人の議員活動に関するものであり、議会の会議において扱ってはならないものであるばかりか、憲法で保障された言論の自由、表現の自由を侵害する文言も含まれています。

このような法的根拠のない決議書が提案され、決議されたことは、私に対する侮辱であるとともに、私の議員活動を萎縮させようとするものと強く思慮をいたします。

2、被処分要求議員 山本吉人議員

以上です。

○議長(太田譲君) 以上で、要求議員からの説明を終わります。

○議長(太田譲君) 島議員提出の処分要求について質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認めます。

山本吉人議員の入場を許可します。

○議長(太田譲君) 懲罰特別委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 44分

再開 午前 11時 53分

○議長(太田譲君) 再開します。

◎追加日程3

○議長(太田譲君) 追加日程3・「藤澤幸恵議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、藤澤幸恵議員の退場を求めます。

○議長(太田譲君) 要求議員から説明を求めます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

処分要求書について説明いたします。

処分要求書並びにその前提となります「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書およびその決議の無効を確認することを求める要求書」について、前の議員と同じですので省略いたします。

処分要求書

2、被処分要求議員。

藤澤幸恵議員です。

以上です。

○議長(太田譲君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 55分

再開 午前 11時 56分

○議長(太田譲君) 再開します。

○議長(太田譲君) 以上で要求議員からの説明を終わりました。

○議長(太田譲君) 島議員の提出の処分要求について質疑のある方の発言を許します。
質疑はございますか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認めます。

○議長(太田譲君) 藤澤議員の入場を許可します。

◎追加日程 4

○議長(太田譲君) 追加日程 4 「望月典子議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により望月典子議員の退場を求めます。

○議長(太田譲君) 要求議員からの説明を求めます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

処分要求書について説明をいたします。

この処分要求書の前提となります。「島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書およびその決議の無効を確認することを求める要求書」について、前の議員と同じですので省略をさせていただきます。

処分要求書

2、被処分要求議員

望月典子議員です。

以上です。

○議長(太田譲君) 以上で、要求議員からの説明を終わります。

○議長(太田譲君) 島議員提出の処分要求について質疑のある方の発言を許します。

質疑はありますか。

議長(太田譲君) 質疑なしと認めます。

議長(太田譲君) 望月典子議員の入場を許可します。

◎追加日程 5

○議長(太田譲君) 日程、追加日程 5 「字引文威議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、字引文威議員の退場を求めます。

○議長(太田譲君) 要求議員からの説明を求めます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。処分要求書について説明いたします。

「処分要求書また島幸恵議員に対し訂正および謝罪と反省を求める決議書およびその決議の無効を確認することを求める要求書」について前の議員と同じですので省略させていただきます。

処分要求書

2、被処分要求議員、字引文威議員です。

以上です。

○議長(太田譲君) 以上で、要求議員からの説明を終わります。島議員提出の処分要求について質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認めます。

議長(太田譲君) 字引文威議員の入場を許可します。

◎追加日程6

○議長(太田譲君) 追加日程6、「吉澤弘迪議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により吉澤弘迪議員の退場を求めます。

議長(太田譲君) 要求議員からの説明を求めます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

処分要求書について説明いたします。

この処分要求書と、その前提となります「島幸恵議員に対し、訂正および謝罪と反省を求める決議書およびその決議の無効を確認することを求める要求書」について前の議員と同じですので省略させていただきます。

処分要求書

2、被処分要求議員。

吉澤弘迪議員です。

以上です。

○議長(太田譲君) 要求議員からの説明を終わります。

島議員提出の処分要求について質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認めます。

○議長(太田譲君) 吉澤弘迪議員の入場を許可します。

○議長(太田譲君) ここで昼食のため休憩を取りたいと思います。

再開は13時20分とします。

休憩 午後 0時 04分

再開 午後 1時 20分

○議長(太田譲君) それでは再開いたします。

島議員より提出されております処分要求の件、計6件について慎重審議を期するため、懲罰特別委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって処分要求の件、計6件を懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。

お手元に配付してある日程の他に、「議員派遣の件」を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって「議員派遣の件」を日程に追加します。追加日程を配付しますので、しばらくお待ちください。

◎議員派遣の件

○議長(太田譲君) 追加日程2-1「議員派遣の件」を議題にします。

お諮りします。

会議規則第129条 第2項の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 日程4・「閉会中の継続審査および調査の申し出について」を議題にします。

お手元に配付のとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。その他、懲罰特別委員会、各委員長より閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。会議規則第74条の規定によりこれを許可することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 山本議員、社会文教常任委員長 島議員、懲罰特別委員会委員長 山本議員から申し出がありました閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

◎村長挨拶

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、令和6年第1回生坂村議会3月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。7日から始まりました3月定例会でございましたが、提出しました議案を慎重にご審議をいただきまして、全議案を原案のとおり採択いただき誠にありがとうございました。

さて、今定例会でお認めいただきました来年度の予算とローリングしました「いくさか村づくり計画」に沿いまして、持続可能な生坂村に向けて、新しい事業を含む四つの重点事業をしっかりと遂行してまいりたいと考えております。

また、議員各位から一般質問や常任委員会でただされ、ご回答をさせていただきました内容に沿いましてもしっかりと対応してまいりたいと考えている次第でございます。

近日中には3月分の特別交付税の決定通知がありますが、今定例会の補正予算をお認めいただきましたので、臨時財政対策債でお借りしました2年度分の起債を繰上償還しまして、年度当初の基金の見込み額は全額取り崩さずに済みそうです。

さらに3月の特別交付税は、例年どおり専決処分をお願いし、今定例会でお認めいただいたように、今後の重点事業のために財政調整基金や地域振興基金などに積み立てたいと考えているところでございます。

そして当村で実施しています国関係の主な事業につきましては、下生野地区の築堤整備事業は、現在用地買収、工事発注の手続きを行っております。国道19号山清路防災事業は、防災1号トンネルが貫通して、現在はトンネル内の防災設備工事を行っており、竹の本法対策工事は、用地買収に伴う手続きを行っており、鳥原地区防災対策工事は工期内の竣工に向けて対策工事を行っているところでございます。

次に、県の主な事業関係につきましては、牛沢地区の犀川の堤防の施設機能向上事業が実施中であり、草尾地区護岸復旧工事は今年8月15日までに完成するため進めております。

大町麻績インター千曲線は、東広津工区の現道拡幅工事は詳細設計を行っており、中村団地の急傾斜地崩壊対策事業と道の駅いくさかの郷上部の桧沢砂防堰堤工事は本体工事の施工中であり、来年度の完了予定で進めております。

その他にも、地滑り対策事業や県営中山間総合整備事業も引き続き各地区で実施中であり、今後、来年度に行う予定の事業もいくつかございますが、国、県では、防災・減災、国土強靭化のための5ヶ年加速化対策に取り組んでおりますので、今後も当村の安全安心な生活を守るために、ハード面の事業は、国、県の関係機関に要望してまいりたいと考えております。

来年度の当初予算は当村始まって以来、過去最大の規模でございまして生坂村の一世一代の大事業である脱炭素先行地域づくり事業の来年度の事業等についてお認めをいただきましたので、環境省に提出しました計画に沿って遂行していくとともにとともに、環境省と調整をして30パーセントの変更ができますので、村民の皆さんのお望等にもお応えしながら、着実に進めていきたいと考えているところでございます。

また、株式会社いくさてらすの経営のシミュレーションにつきましては、金融機関と検討協議を重ねてまいりまして、太陽光と蓄電池の設置についての設備規模、設備資産、総合費用、資金計画、現状の電力消費量による電力需給シミュレーションまた、PPA事業の收支計画として、損益計算書、税金計算書、減価償却、返済計画、月次キャッシュフロー等のシミュレーションの協議の結果、金融機関から今年度分の融資が決まった次第でございます。

今後も他の金融機関とも調整をして、今回のシミュレーションに沿って、来年度以降の融資もお願いしてまいりたいと考えております。

今回融資を決めていただきました金融機関は、当村の取り組みが、脱炭素に向けて先進的な事業であり、金融機関として、前例を踏襲することや担保を求めるることはせずに、生坂村民のために取り組まれている事業であることを評価していただき、さらにこの事業を進めることで、ドミノ的に近隣市町村に脱炭素の動きが広がることを期待されているとのことでございました。

融資を決めていただいた金融機関をはじめ関係各位、お認めをいただいた議員各位には、長年生坂村と関わりを持ち、信頼関係を築いてこられた方が、当事業にご理解をいただき、我々行政を信頼していただいている結果だと考えており、心より感謝を申し上げる次第でございます。今後もその負託にしっかりと応えることにより、様々な課題を解決するためのレジリエンス強化を図るとともに、様々なイノベーションを巻き起こし、恵まれた自然環境を次世代に繋ぎ、災害から村民を守り、若者の定住を促進して、再生可能エネルギーや経済が地域を巡る豊かな生坂村を目指していきたいと考えております。

また現在、国では、脱炭素事業の全国的な取り組みの推進を図るべく、各種交付金事業や財源対策を進めております。当村は脱炭素先行自治体であり、全国に先駆けて、国が推進します先行事例として、総務省の地財対策における脱炭素化事業の推進事例として取り上げられているところであります。

また、環境省でも民間裨益型自営線マイクログリッドの地域モデルとして、GX交付金の活用に向けた調整も進めているところでございます。

いよいよ当村の脱炭素先行地域づくり事業が全国からも注目を浴びてくることは確かであり、国連の気候変動会議COP28で、2030年までに対策を加速し、化石燃料から脱却することを盛り込んだ合意文書が採択され、2030年までに公正で秩序ある公平な方法で化石燃料から脱却するために生坂村が脱炭素に向けての取り組みを加速していく先駆者として、村民の皆さんのご理解とご協力をお願いしながら、しっかりと当事業を進めていきたいと決意を新たにしている次第でございます。

それでは今後も議員各位におかれましては、健康にご留意なされ、引き続き各課題に対して検討協議をお願いしますとともに、来年度も第6次総合計画の目標に向け、村民の皆さんとの協働による村づくりを継続していくために、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(太田譲君) 本定例会に付託された諸案件につきまして、慎重審議をいただいたことに對し、深く感謝いたします。

以上をもちまして、令和6年第1回生坂村議会定例会を閉会とします。

なお、この後13時40分から全員協議会を開催しますので、第3会議室へお集まりください。

○議長(太田譲君) 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時 30分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年3月19日

議長

久田勝章

署名議員

平田勝章

署名議員

吉澤弘通